

清須市第2次総合計画 後期基本計画（2020－2024）
（案）

目 次

I 清須市の現状と今後の見通し … - 1 -

- (1) 人口 … - 1 -
- (2) 世帯 … - 6 -
- (3) 地価動向 … - 6 -
- (4) 7つの政策分野における現状 … - 8 -
- (5) 財政状況 … - 27 -
- (6) リニア中央新幹線の開業による影響等（リニア・インパクト）
… - 33 -
- (7) 持続可能な開発目標（^{エスディージーズ}SDGs）の実現 … - 36 -

II 土地利用方針 … - 37 -

III 清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020 … - 39 -

- (1) 策定の基本的な考え方 … - 39 -
- (2) 基本目標 … - 40 -
- (3) 基本目標の実現に向けた取組 … - 42 -
- (4) 清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020 のマネジメント
サイクル … - 48 -
- (5) 基本目標の実現に向けたご意見・ご提案 … - 48 -

IV 7つの政策の実現に向けた 37 の施策 … - 52 -

- (1) 政策体系 … - 52 -
- (2) 施策の概要 … - 53 -
- (3) 施策ページの見方 … - 54 -
- (4) 後期基本計画における 37 の施策 … - 57 -

V 基本計画を核とする行政運営マネジメントの実行 … - 134 -

I 清須市の現状と今後の見通し

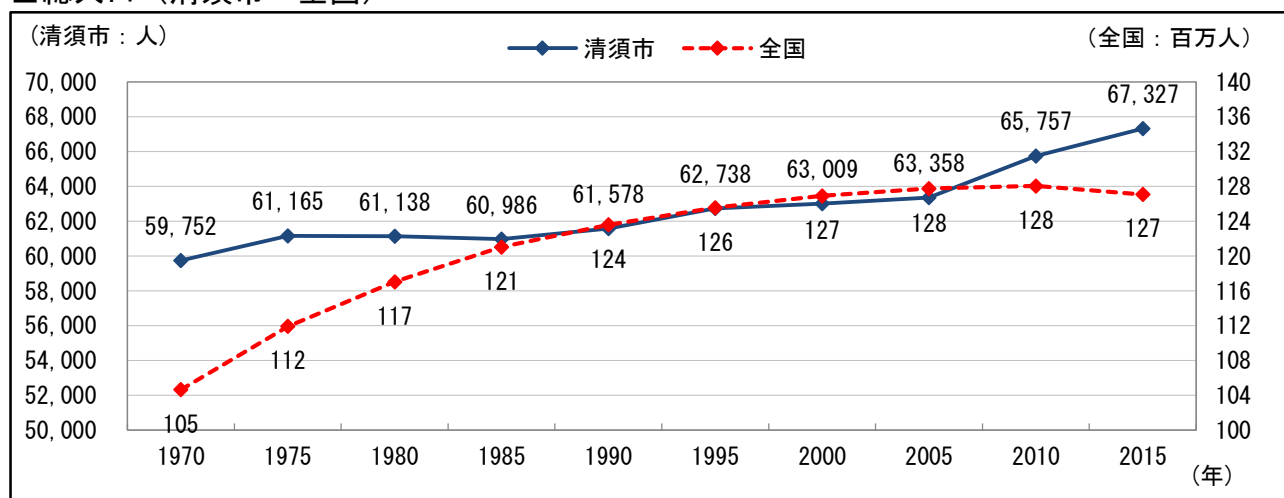
※人口等の現状分析における数値については、原則として数値の基準日が、2005（平成 17）年 7 月 6 日以前の場合は、旧西枇杷島町・旧清洲町・旧新川町・旧春日町の数値を合計し、2005（平成 17）年 7 月 7 日から 2009（平成 21）年 9 月 30 日までの場合は、旧清須市・旧春日町の数値を合計している。

（1）人 口

現 状

清須市の人口は、1970（昭和 45）年から 2015（平成 27）年の 45 年間に 7,575 人増加し、2015（平成 27）年 10 月時点で 67,327 人となっています。これまでは概ね増加傾向となっており、特に 2005（平成 17）年から 2015（平成 27）年にかけて 3,969 人（6.3%）増加しています。

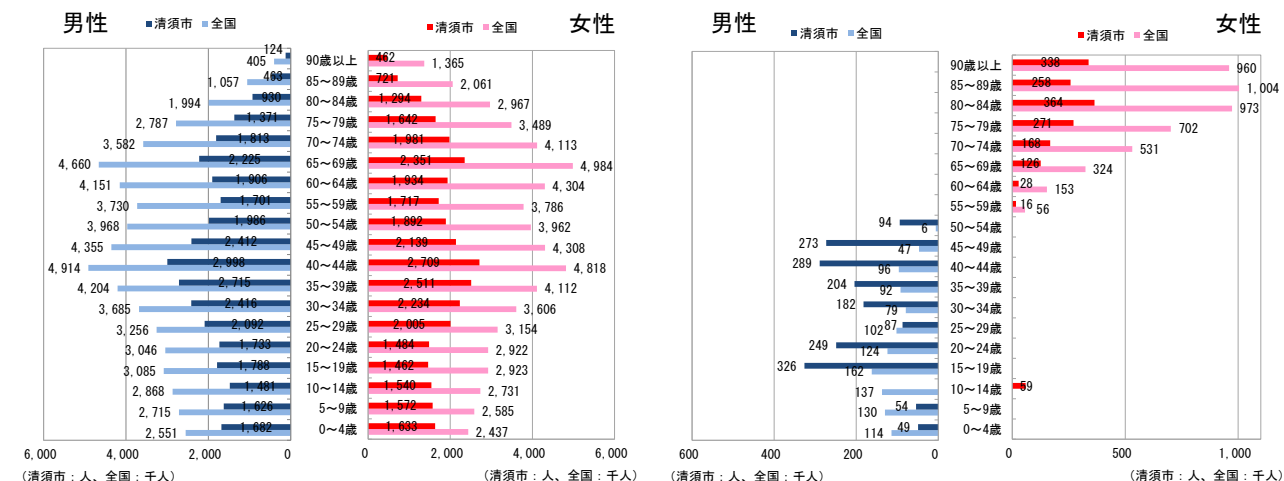
■総人口（清須市・全国）



出典：総務省「国勢調査」

2015（平成 27）年の年齢別人口（5 歳階級別）をみると、40 歳代と 60 歳代の 2 つのピークが見られます。男女の人数差を年齢別にみると、15～54 歳にかけては、男性の人数が女性の人数を大きく上回っています。一方、55 歳以上については、女性の人数が男性の人数を上回っています。

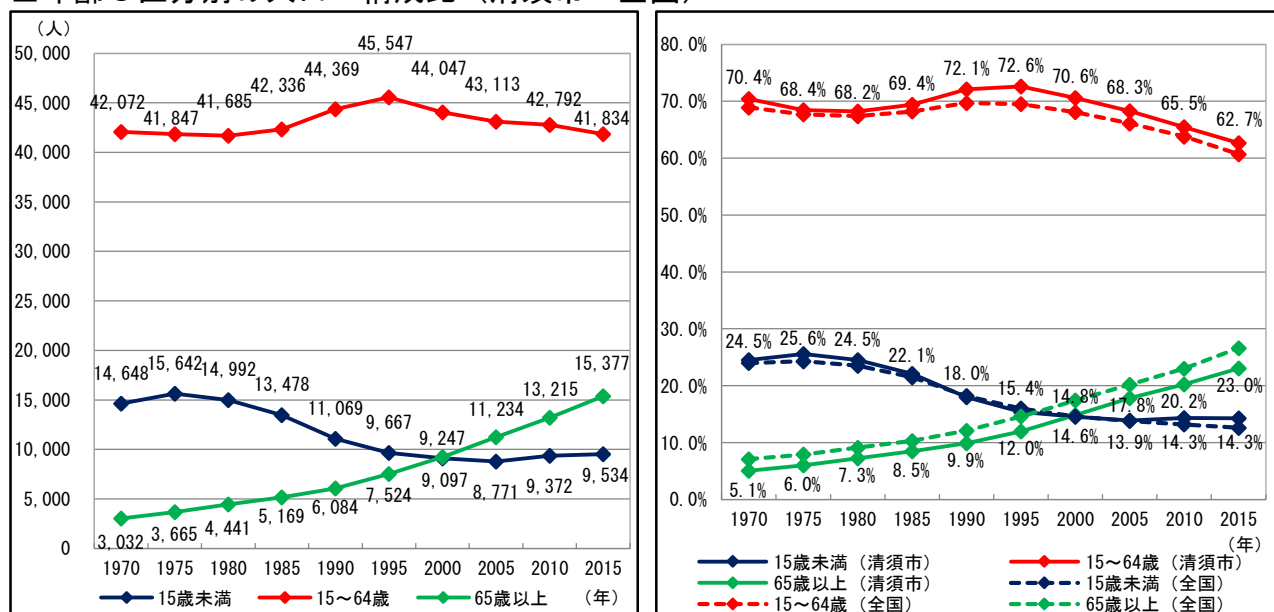
■性別・年齢 5 歳階級別人口と男女の人数差【2015 年】（清須市・全国）



出典：総務省「国勢調査」

1970（昭和 45）年以降の年齢 3 区分別人口の推移をみると、15 歳未満の年少人口は、1975（昭和 50）年から減少に転じ、近年はおおむね横ばいで推移しています。15～64 歳の生産年齢人口は、1995（平成 7）年をピークに減少に転じています。一方、65 歳以上の老年人口は、増加傾向となっています。

■年齢 3 区分別の人口・構成比（清須市・全国）

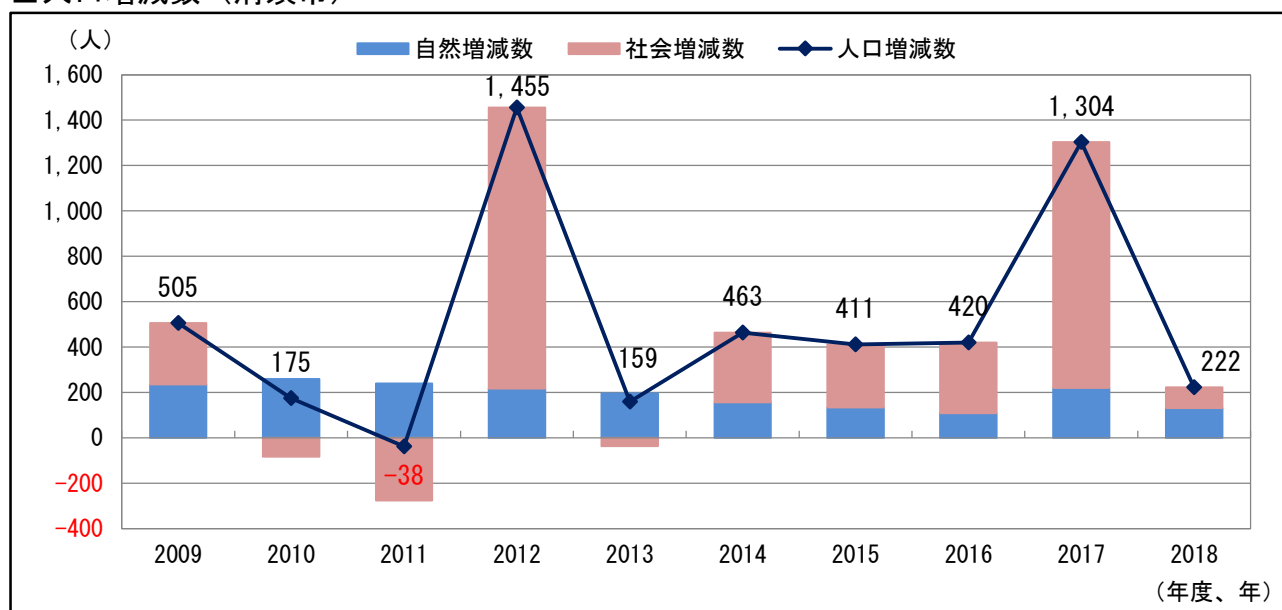


出典：総務省「国勢調査」

清須市の人口増減数の推移について、自然増減数は一貫して増加を維持しています。

社会増減数は、近年はおおむね増加傾向にあり、2012（平成 24）年は改正住民基本台帳法の施行により、2017（平成 29）年は大規模な社宅の建設により大きく増加しています。

■人口増減数（清須市）

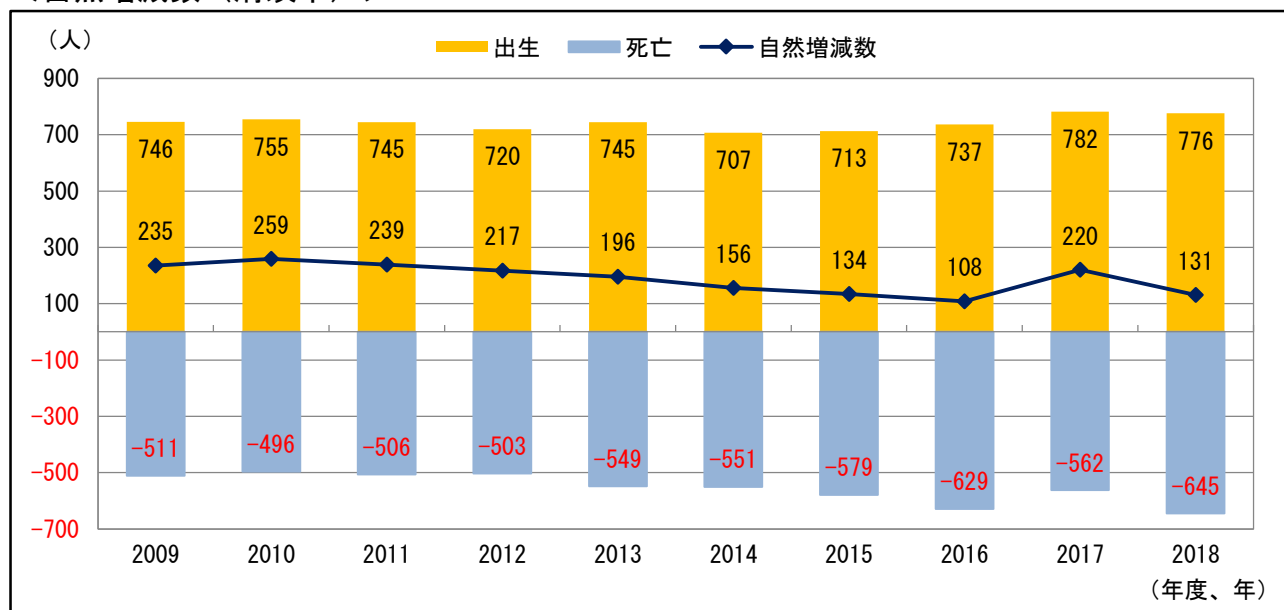


出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

※2012 年までは年度間、2013 年からは年間の数値。2012 年以降は外国人住民を含む数値。

■自然増減数・社会増減数

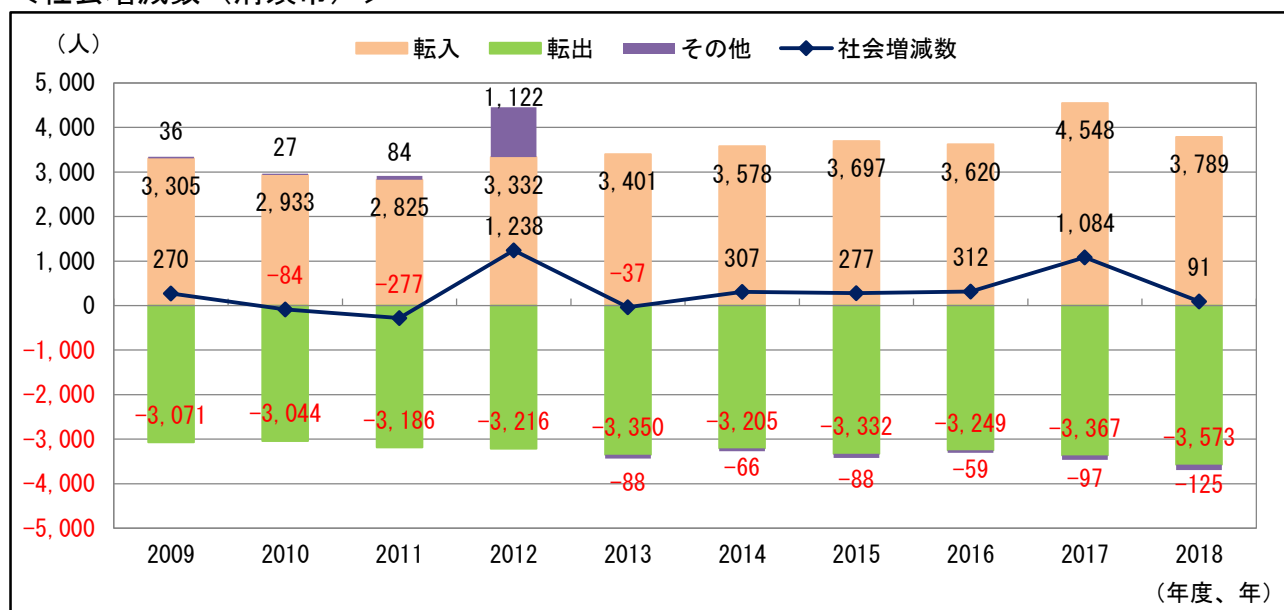
<自然増減数（清須市）>



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

※2012年までは年度間、2013年からは年間の数値。2012年以降は外国人住民を含む数値。

<社会増減数（清須市）>



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

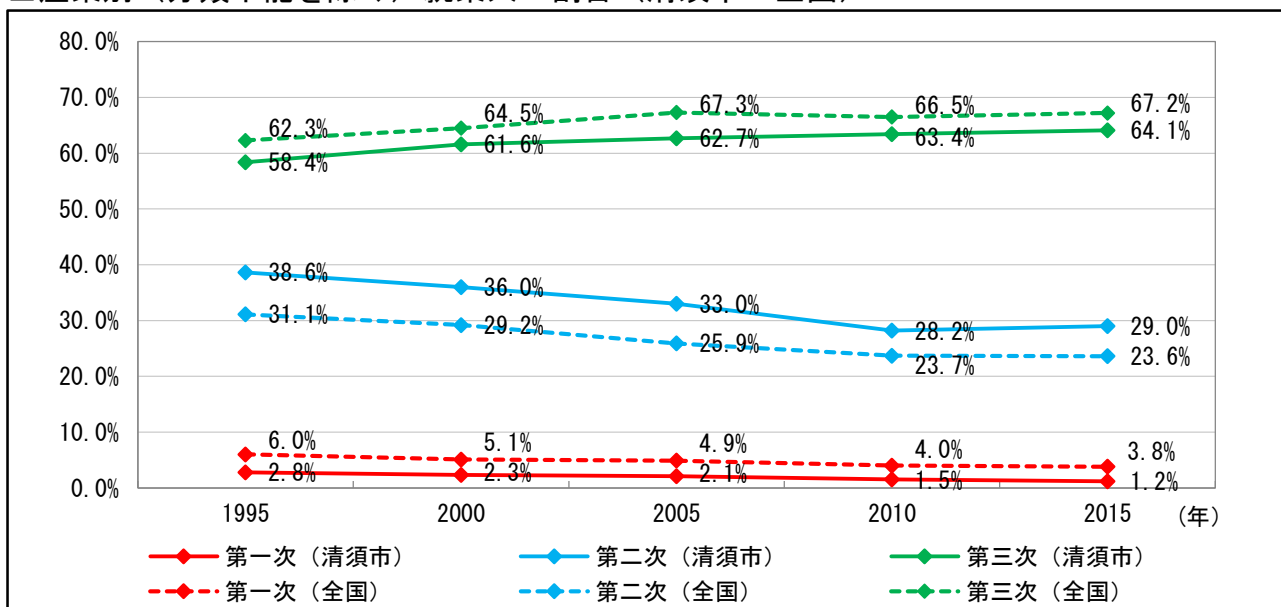
※2012年までは年度間、2013年からは年間の数値。2012年以降は外国人住民を含む数値。

なお、「その他」は、実態調査等に基づいた職権による住民基本台帳の記載・消除等に伴う増減数。

産業別就業人口割合の推移をみると、製造業を中心とする第二次産業の就業人口割合はこれまで減少傾向にありましたが、2015（平成 27）年は増加に転じています。

卸売・小売業やサービス業を中心とする第三次産業の就業人口割合は、増加が続いています。

■産業別（分類不能を除く）就業人口割合（清須市・全国）



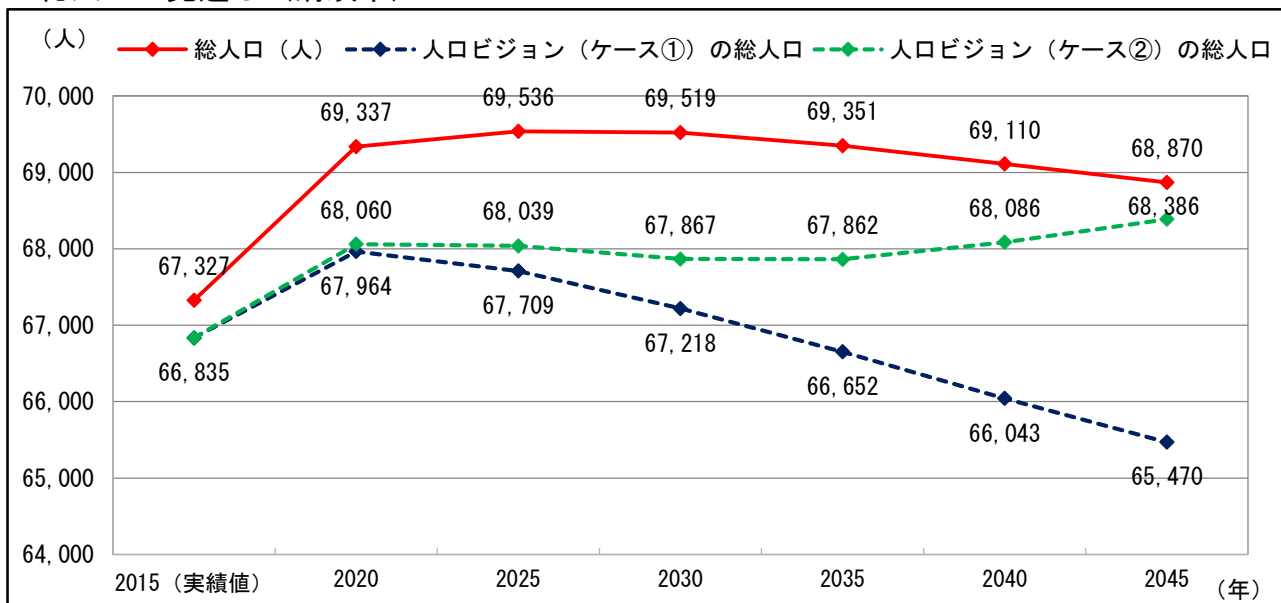
出典：総務省「国勢調査」

今後の見通し

2015（平成 27）年の国勢調査人口 67,327 人を基準に今後の人口を推計すると、2020（令和 2）年には 69,337 人となり、その後 2025（令和 7）年にピークを迎えた後、緩やかに減少が始まり、2045（令和 27）年には 68,870 人となることが見込まれます。

2016（平成 28）年 2 月に策定した人口の将来展望を示す「清須市人口ビジョン」における推計値（ケース①、ケース②）と比較しても、今後の総人口は上振れすることが見込まれます。

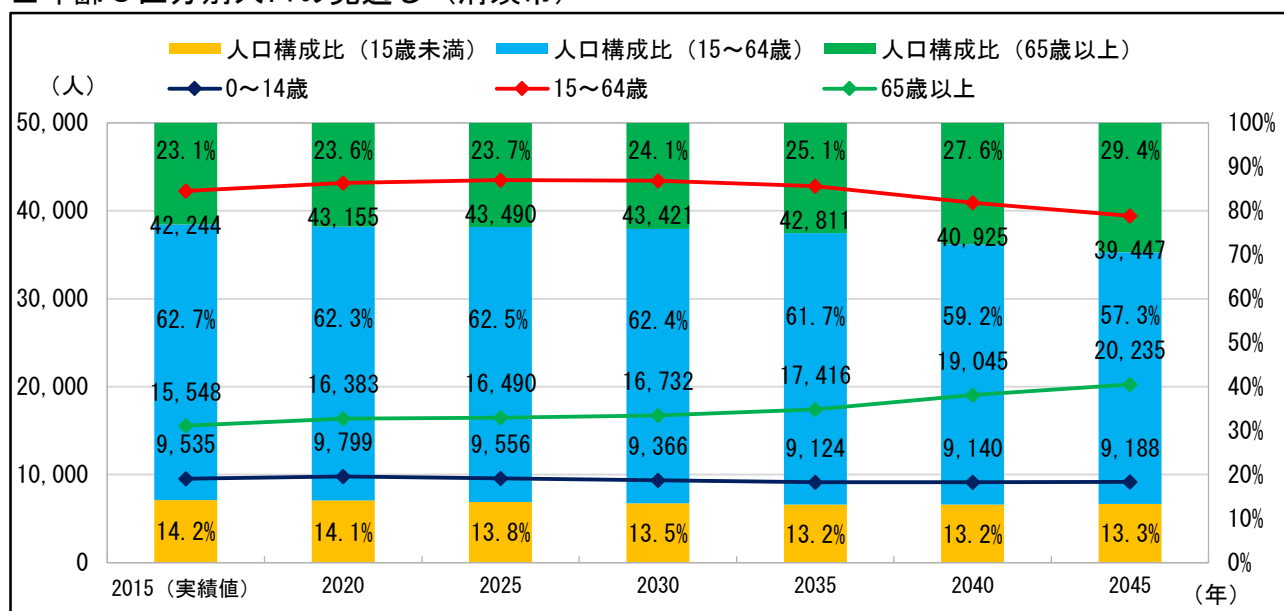
■総人口の見通し（清須市）



また、年齢3区分別人口では、15～64歳の生産年齢人口は、2025（令和7）年まで緩やかに増加しますが、その後減少局面に入ることが見込まれます。

一方で、65歳以上の老年人口は、一貫して増加が続くことが見込まれます。

■年齢3区分別人口の見通し（清須市）



■人口推計の手法

今回の将来人口推計では、コーホート（同一期間に出生した集団）ごとの時間変化を軸に人口の変化をとらえる「コーホート法」のうち、人口変動の直接的な要因を「出生」、「死亡」、「移動」に分けて計算を行う「コーホート要因法」を使用した。

（基準人口）

2015（平成27）年国勢調査における男女別・年齢（5歳階級）別人口を基準人口とした。

（推計期間）

国立社会保障・人口問題研究所の2018（平成30）年推計と同様、2045（令和26）年までとした。

（将来の出生率）

国立社会保障・人口問題研究所の2018（平成30）年推計に準拠した清須市の女子5歳階級別出生率仮定値を使用した。

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
推計値	1.70	1.68	1.68	1.69	1.70	1.70
ビジョン(ケース①)	1.63	1.60	1.60	1.60	1.61	1.61
ビジョン(ケース②)	1.68	1.74	1.80	1.94	2.07	2.07

（将来の生残率）

国立社会保障・人口問題研究所の2018（平成30）年推計に準拠した清須市の男女5歳階級別生残率仮定値を使用した。

（将来の社会移動率）

過去の清須市の男女5歳階級別移動率を算出し、2020（令和2）年までは、近年の人口増加の状況を勘案して、2009（平成21）年から2018（平成30）年の平均移動率を使用。

2020（令和2）年以降は、より長期的なすう勢を反映するため、1994（平成6）年から2018（平成30）年の平均移動率を使用した。

（将来の出生性比）

国立社会保障・人口問題研究所の2018（平成30）年推計に準拠して、女子100に対して男子105.2とした。

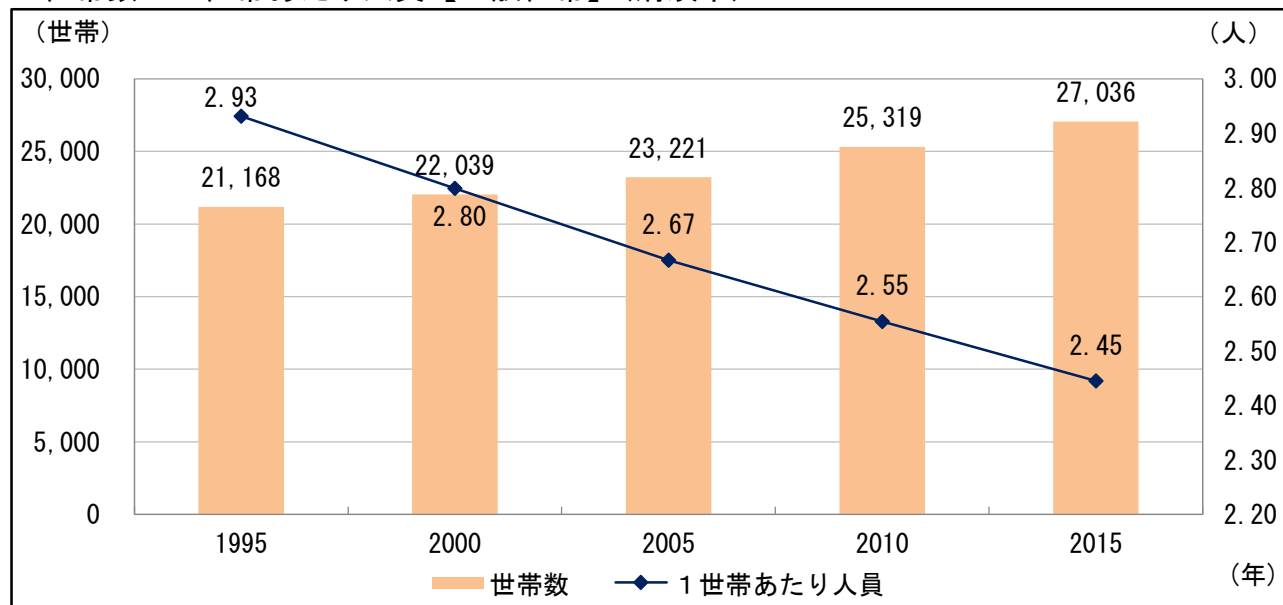
（その他）

基準人口について、男女別の年齢不詳者数は、各年齢の人口グループで按分し、補正した。

（２）世 帯

清須市の世帯数の推移をみると、これまで一貫して増加しており、2015（平成 27）年には 27,036 世帯となっています。一方で、一世帯あたりの人員は減少しており、2015（平成 27）年には 2.45 人となっています。

■世帯数・1世帯あたり人員【一般世帯】（清須市）



出典：総務省「国勢調査」

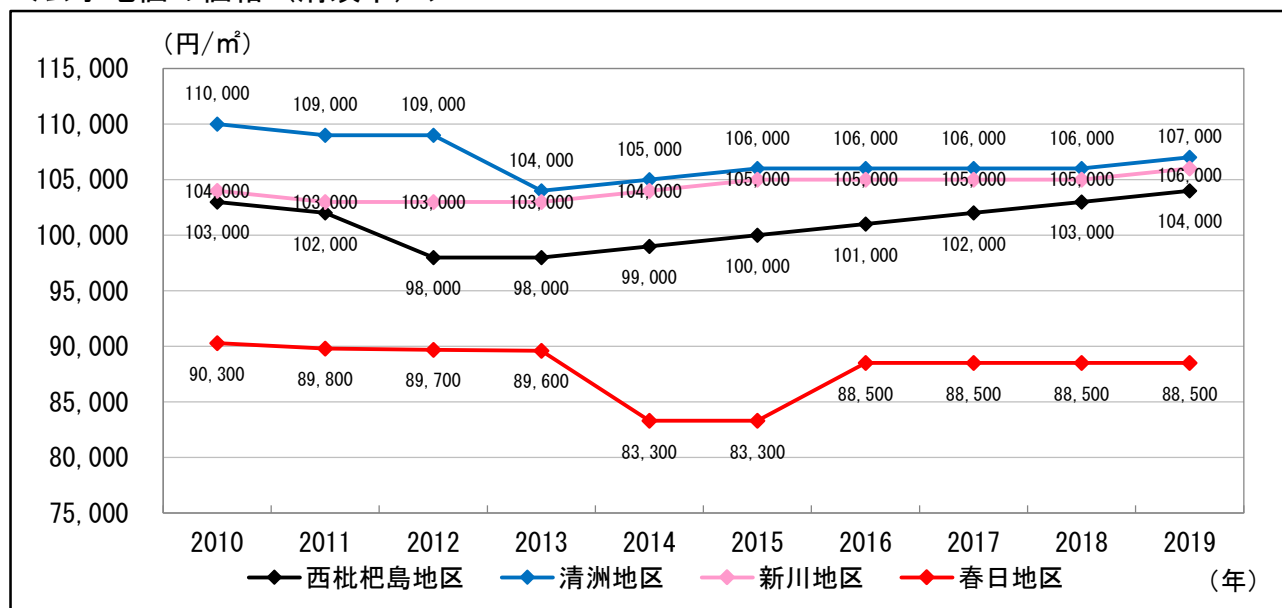
（３）地価動向

住宅地の公示価格高位地点（設定されている地価公示標準地の中で最高価格であった地点）の価格を旧 4 町地区別にみると、2010（平成 22）年に西枇杷島地区 103,000 円/㎡（西枇杷島町南大和）、清洲地区 110,000 円/㎡（新清洲二丁目）、新川地区 104,000 円/㎡（助七一丁目）、春日地区 90,300 円/㎡（春日落合）であったのに対し、2019（平成 31）年は西枇杷島地区 104,000 円/㎡（西枇杷島町旭二丁目）、清洲地区 107,000 円/㎡（新清洲五丁目）、新川地区 106,000 円/㎡（助七一丁目）、春日地区 88,500 円（春日落合）となっています。

2010（平成 22）年を 1.00 とする指数で上記地点の 2019（平成 31）年価格を示すと、西枇杷島地区が 1.01、清洲地区が 0.97、新川地区が 1.02、春日地区が 0.98 となっています。

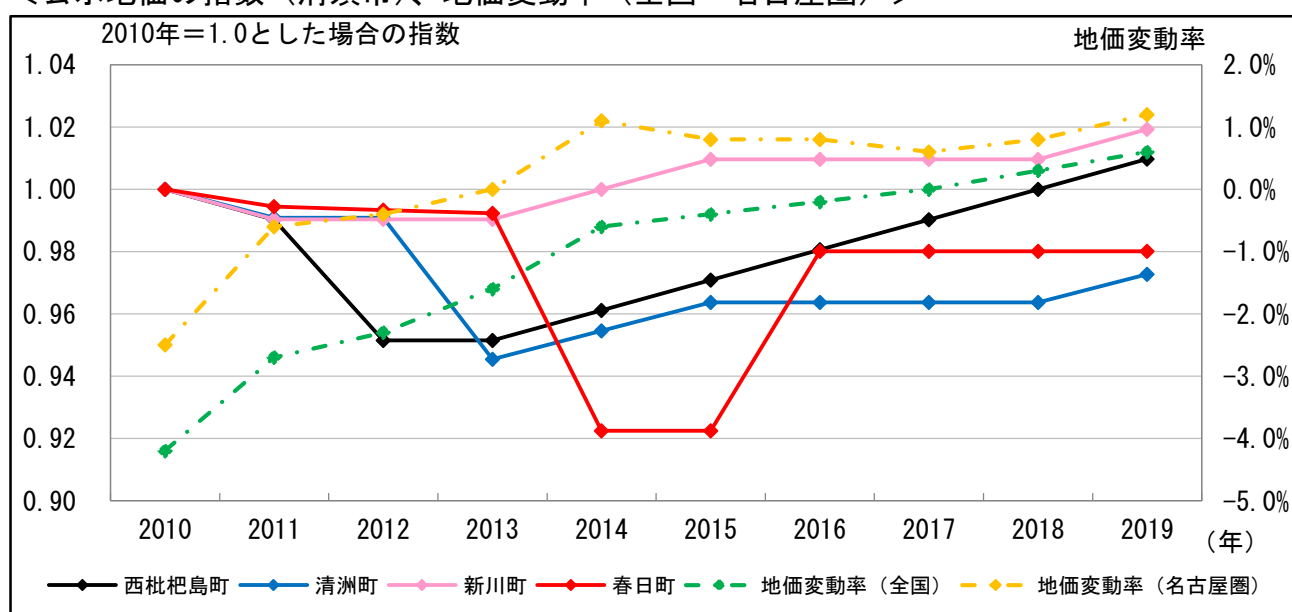
■地価動向（住宅地：旧4町地区）

<公示地価の価格（清須市）>



出典：国土交通省「地価公示」

<公示地価の指数（清須市）、地価変動率（全国・名古屋圏）>



出典：国土交通省「地価公示」をもとに作成

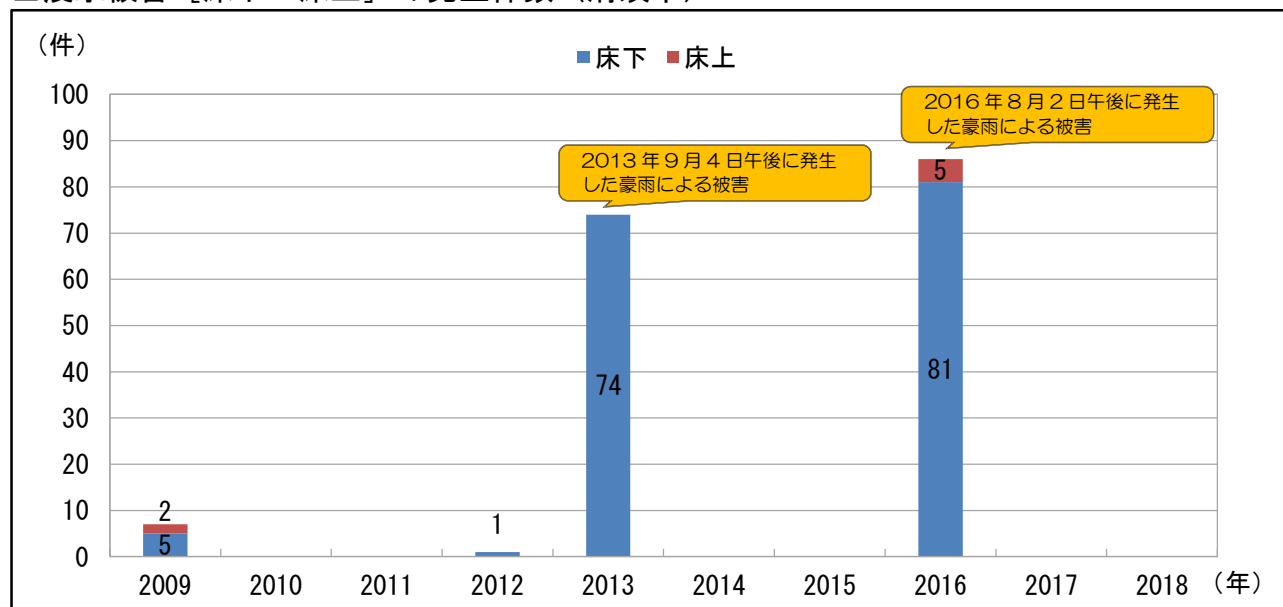
(4) 7つの政策分野における現状

政策1 安全で安心して暮らせるまちをつくる

① 浸水被害

清須市の浸水被害の発生状況は、近年では2016（平成28）年に比較的大規模な被害が発生しています。

■浸水被害〔床下・床上〕の発生件数（清須市）

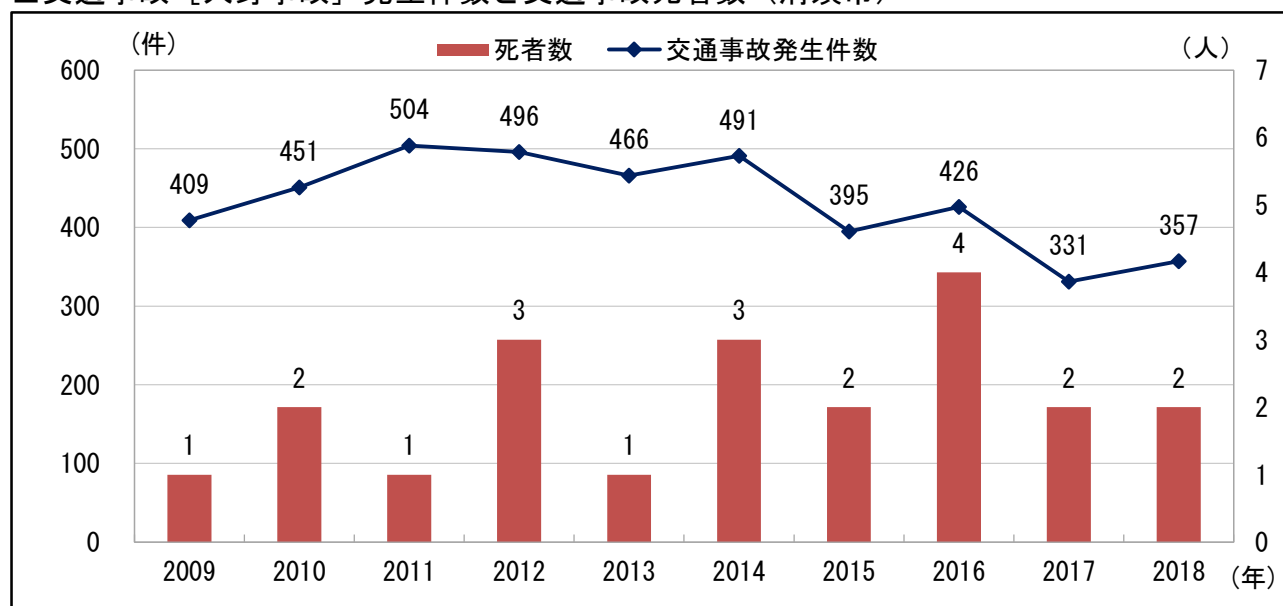


出典：国土交通省「水害統計調査」

② 交通事故・侵入盗（住宅対象）

清須市の交通事故〔人身事故〕発生件数は、2015（平成27）年に大きく減少し、その後年度ごとの増減はあるものの、2018（平成30）年は357件となっています。交通事故死者数は、この10年間は、年間1～4人で推移しています。

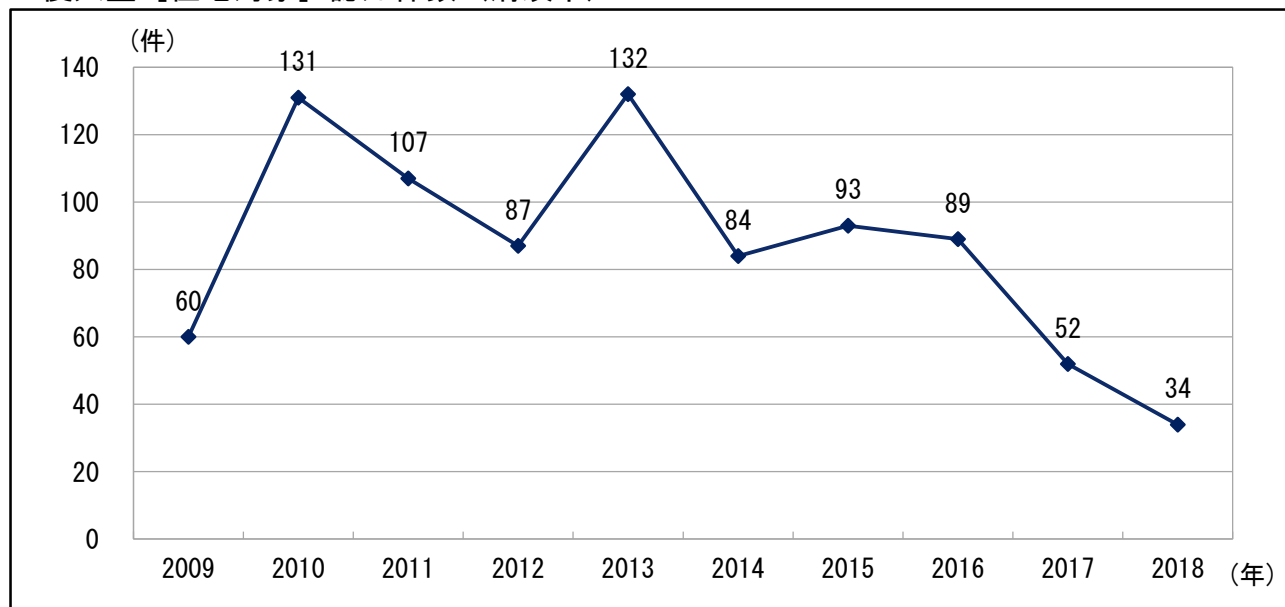
■交通事故〔人身事故〕発生件数と交通事故死者数（清須市）



出典：愛知県警察本部「愛知県の交通事故発生状況」

清須市の侵入盗〔住宅対象〕認知件数は、2013（平成 25）年の 132 件をピークに減少し、2018（平成 30）年には 34 件となっています。

■侵入盗〔住宅対象〕認知件数（清須市）

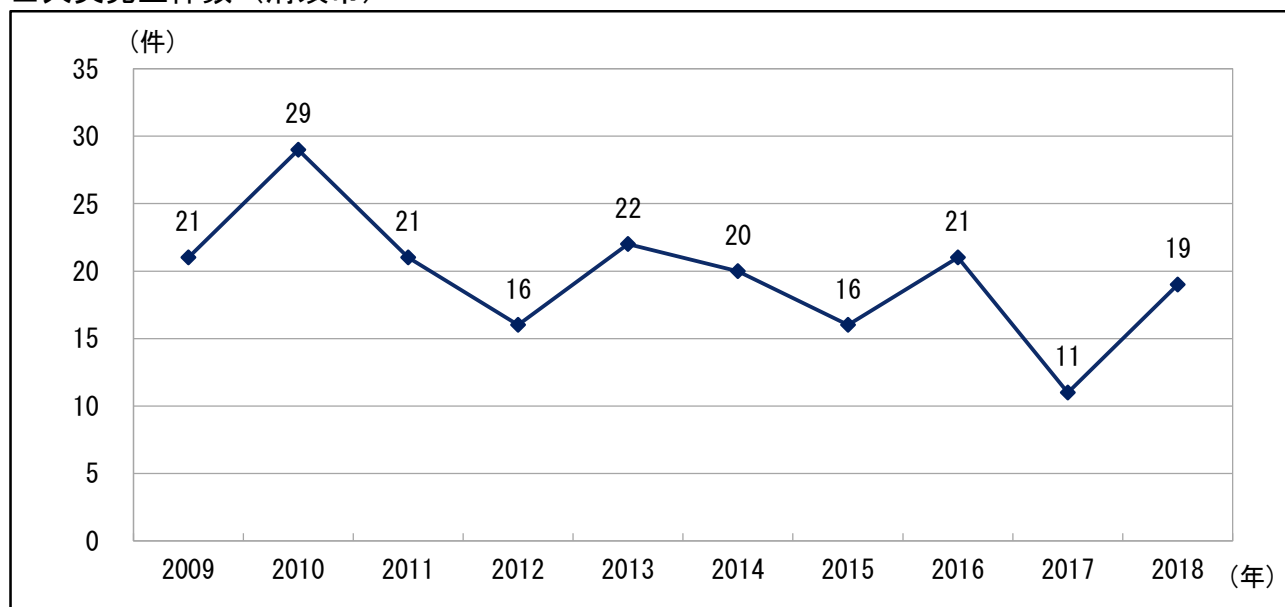


出典：清須市調べ

③ 火災・消防団・救急

清須市の火災発生件数は、2010（平成 22）年の 29 件をピークに減少し、その後年度ごとの増減はあるものの、2018（平成 30）年には 19 件となっています。

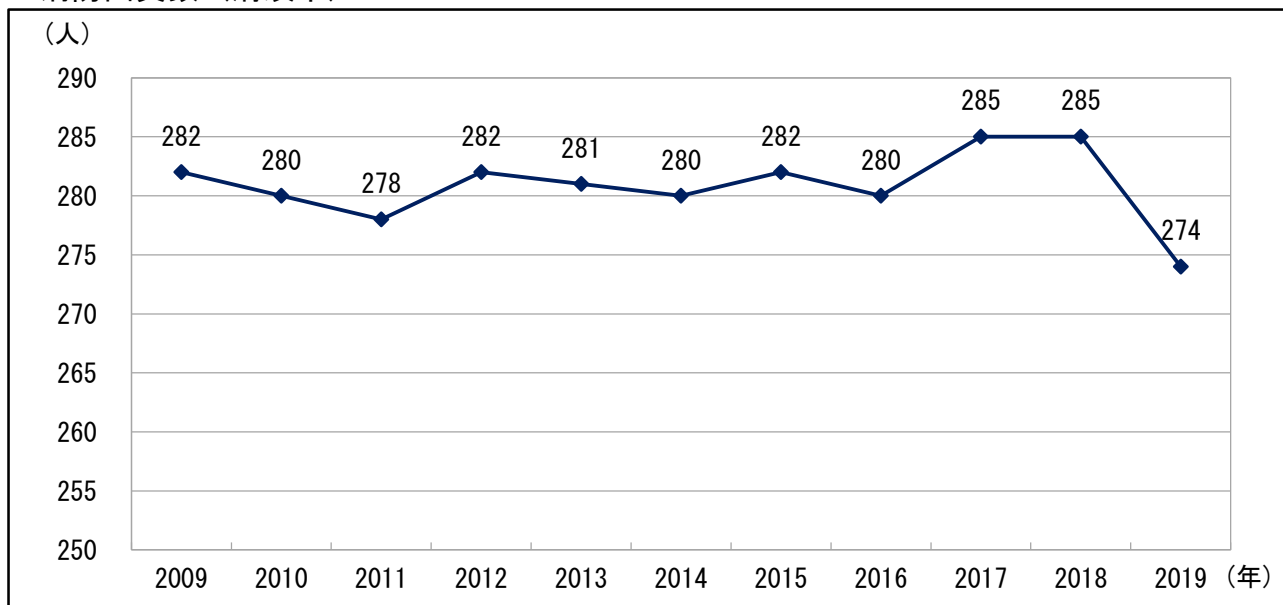
■火災発生件数（清須市）



出典：西春日井広域事務組合消防本部「消防概況」

清須市の消防団員数は、280 人前後で推移し、2019（平成 31）年 4 月には 274 人となっています。

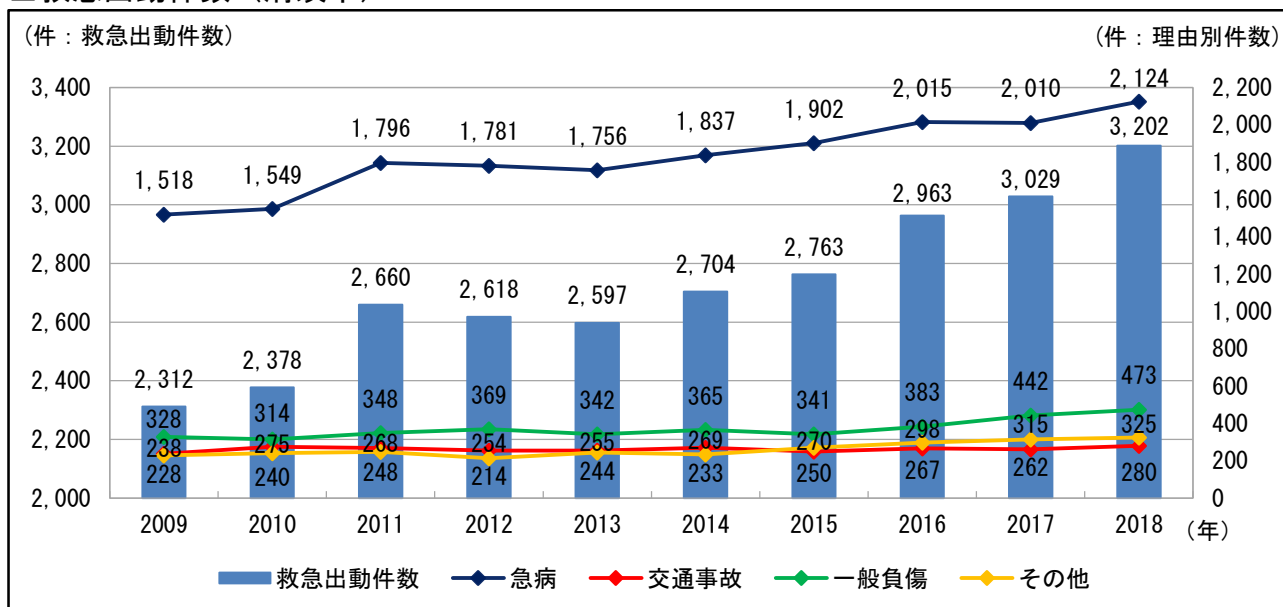
■消防団員数（清須市）



出典：清須市調べ（各年 4 月 1 日）

清須市の救急出動件数は、増加傾向が続いており、2018（平成 30）年には 2,124 件となっています。

■救急出動件数（清須市）



出典：西春日井広域事務組合消防本部「消防概況」

政策2 子育てのしやすいまちをつくる

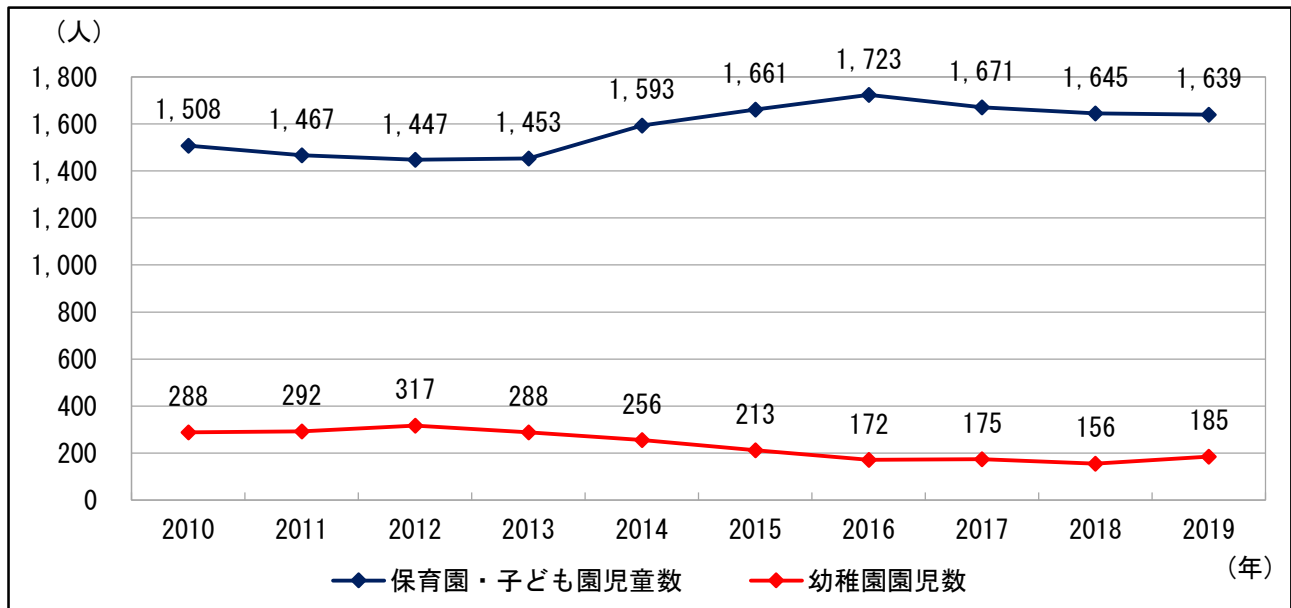
① 保育園・幼稚園

清須市内には保育園（公立）が13園、幼稚園（公立）が1園、認定こども園（私立）が1園あります。

清須市の保育園・子ども園児童数は、2017（平成29）年に減少に転じましたが、以降はおおむね横ばいとなっており、2019（平成31）年4月には1,639人となっています。

また、市内幼稚園の園児数は、2015（平成27）年度末に西枇杷島第2幼稚園が閉園したことに伴い減少しましたが、以降はおおむね横ばいとなっており、2019（令和元）年5月には185人となっています。

■保育園・子ども園児童数と幼稚園園児数（清須市）



出典：保育園・子ども園児童数…清須市調べ（各年4月1日）
幼稚園園児数…文部科学省「学校基本調査」

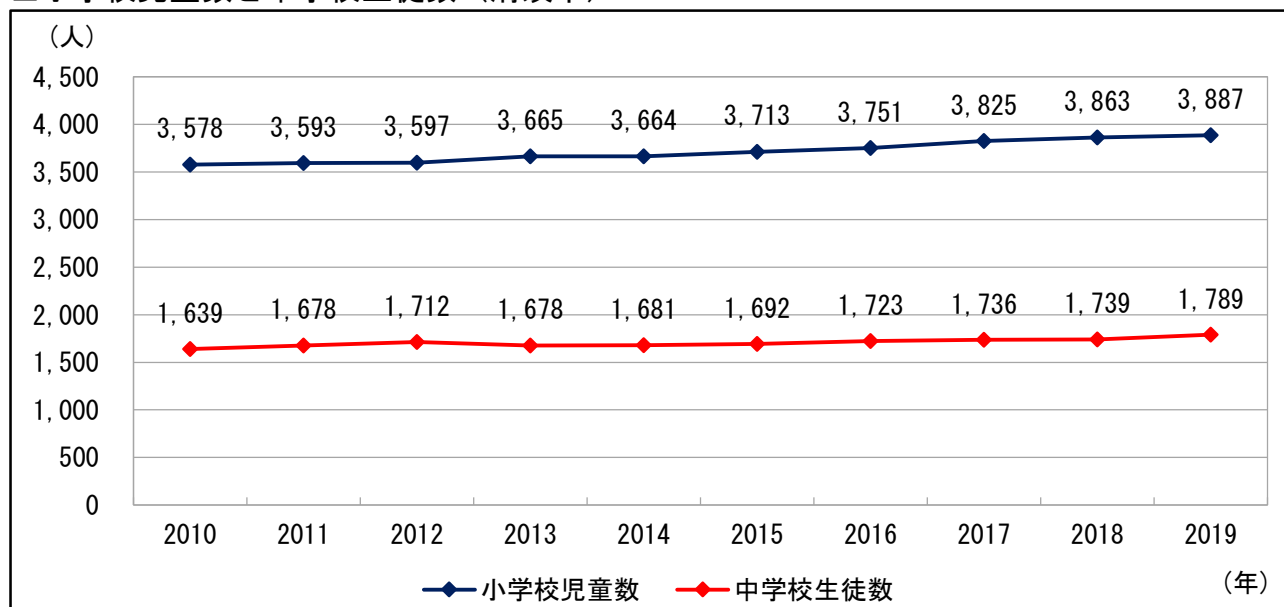
② 小・中学校

清須市内には小学校（公立）が8校、中学校（公立）が4校あります。

市内小学校の児童数は、緩やかに増加を続けており、2019（令和元）年5月には3,887人となっています。

市内中学校の生徒数は、小学校と同様に緩やかに増加し、2019（令和元）年5月には1,789人となっています。

■小学校児童数と中学校生徒数（清須市）

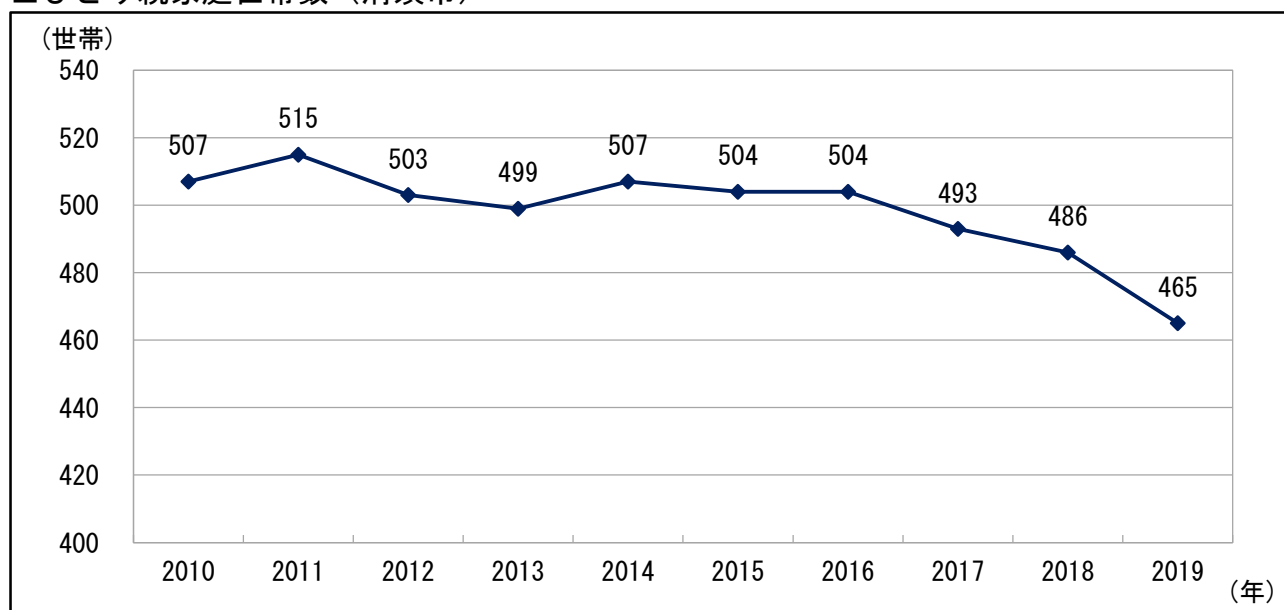


出典：文部科学省「学校基本調査」

③ ひとり親家庭

清須市のひとり親家庭の世帯数は、おおむね横ばいで推移していましたが、近年は減少傾向にあり、2019（平成31）年4月には465世帯となっています。

■ひとり親家庭世帯数（清須市）



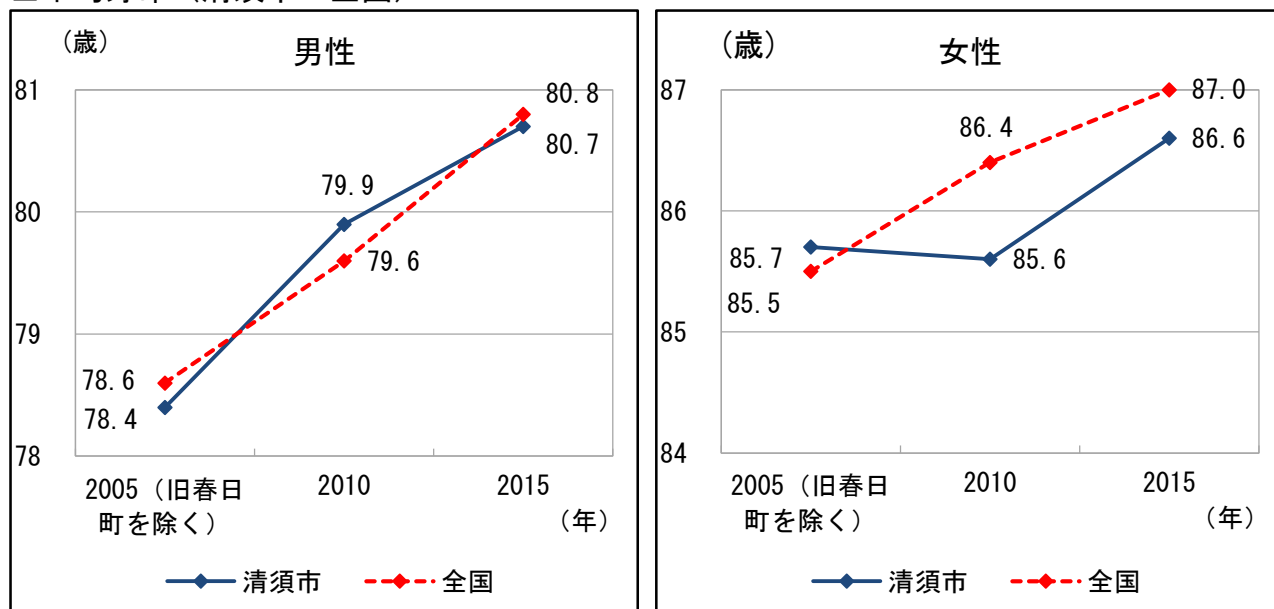
出典：清須市調べ（各年4月1日）

政策3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

① 平均寿命

清須市民の2015（平成27）年の平均寿命は、男性が80.7歳、女性が86.6歳となっています。

■平均寿命（清須市・全国）

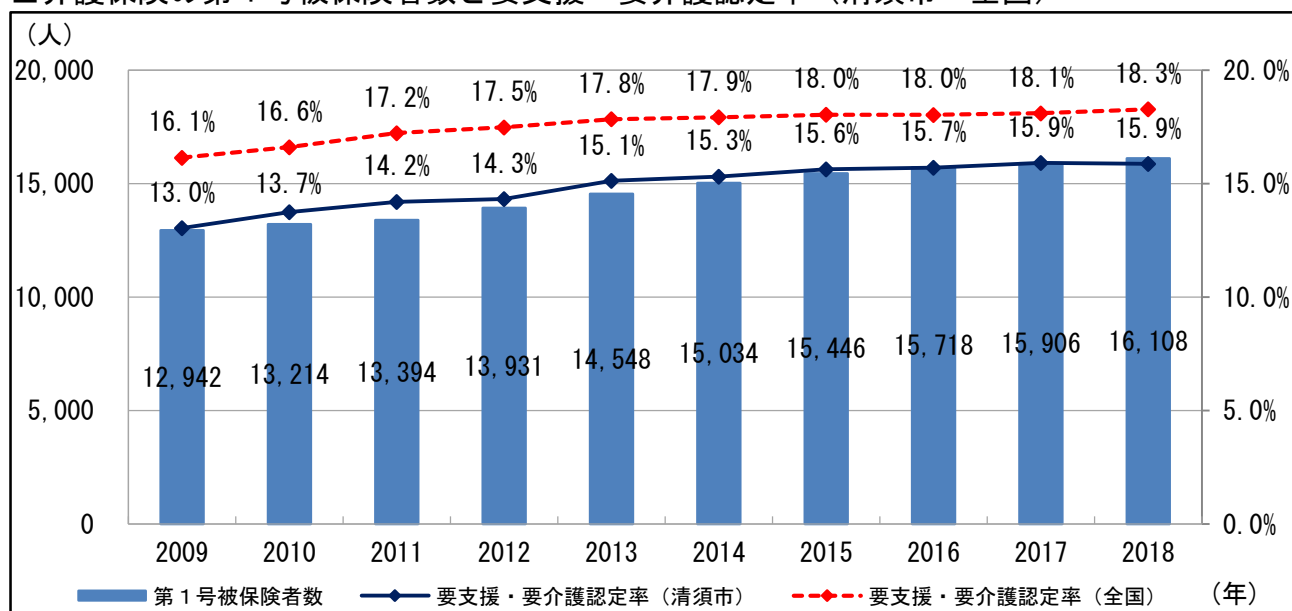


※平均寿命：0歳における平均余命。 出典：厚生労働省「市区町村別生命表」

② 介護保険

清須市の介護保険の第1号被保険者（65歳以上の者）は、一貫して増加しています。
また、第1号被保険者における要支援・要介護認定率は、増加傾向が続いており、2018（平成30）年9月には15.9%となっています。

■介護保険の第1号被保険者数と要支援・要介護認定率（清須市・全国）



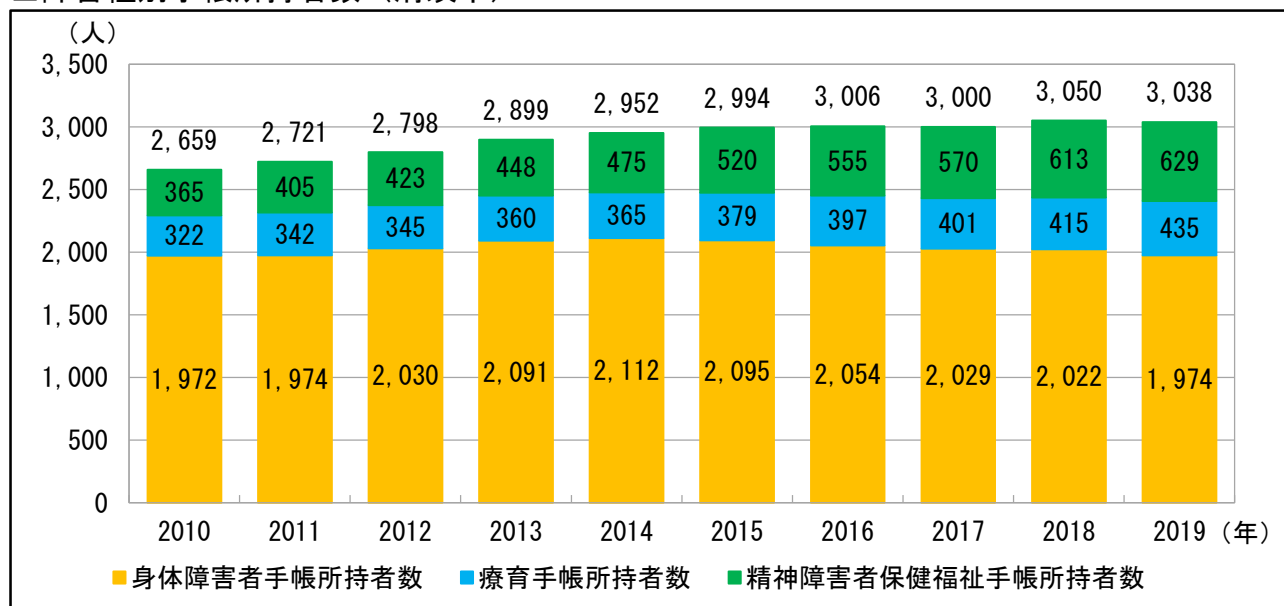
※要支援・要介護認定率は、第1号被保険者における要支援・要介護認定者数÷第1号被保険者数で算出。
出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告月報」（各年9月30日）

③ 障害者（児）

清須市の障害種別手帳所持者数は、精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加傾向にあります。

全体では、近年はおおむね横ばいとなっており、2019（平成 31）年 4 月には 3,038 人となっています。

■障害種別手帳所持者数（清須市）



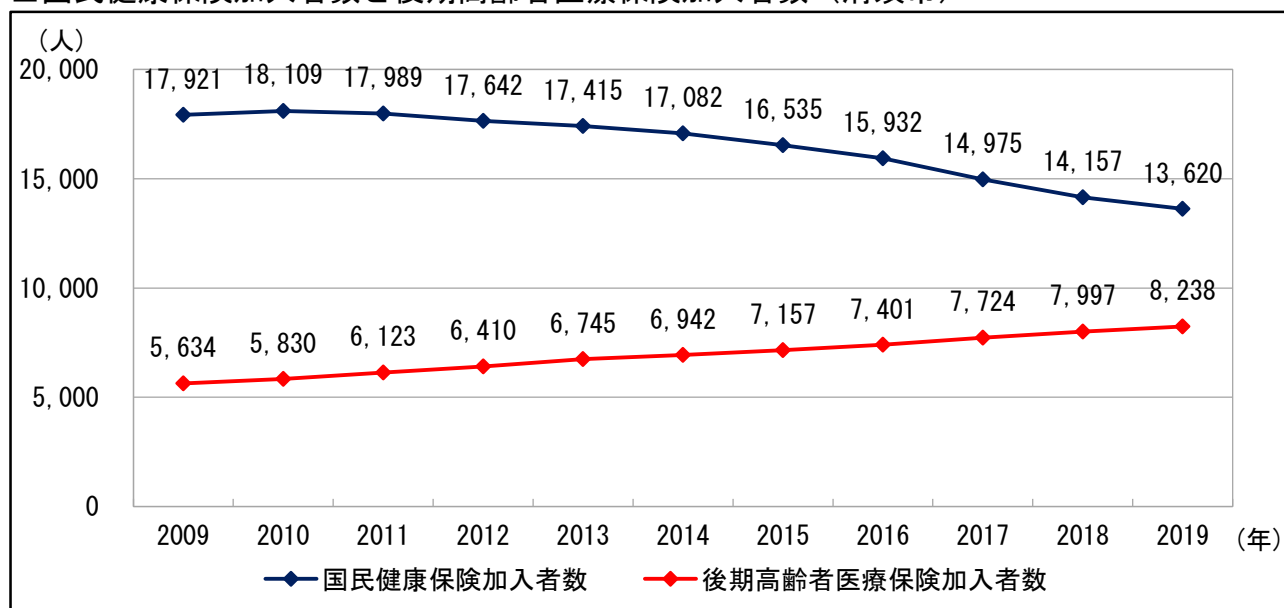
出典：清須市調べ（各年 4 月 1 日）

④ 国民健康保険・後期高齢者医療保険

清須市の国民健康保険加入者数は、減少傾向が続いており、2019（平成 31）年 3 月には 13,620 人となっています。

また、後期高齢者医療保険加入者数は、2008（平成 20）年度に制度が発足して以降、一貫して増加しており、2019（平成 31）年 3 月には 8,238 人となっています。

■国民健康保険加入者数と後期高齢者医療保険加入者数（清須市）



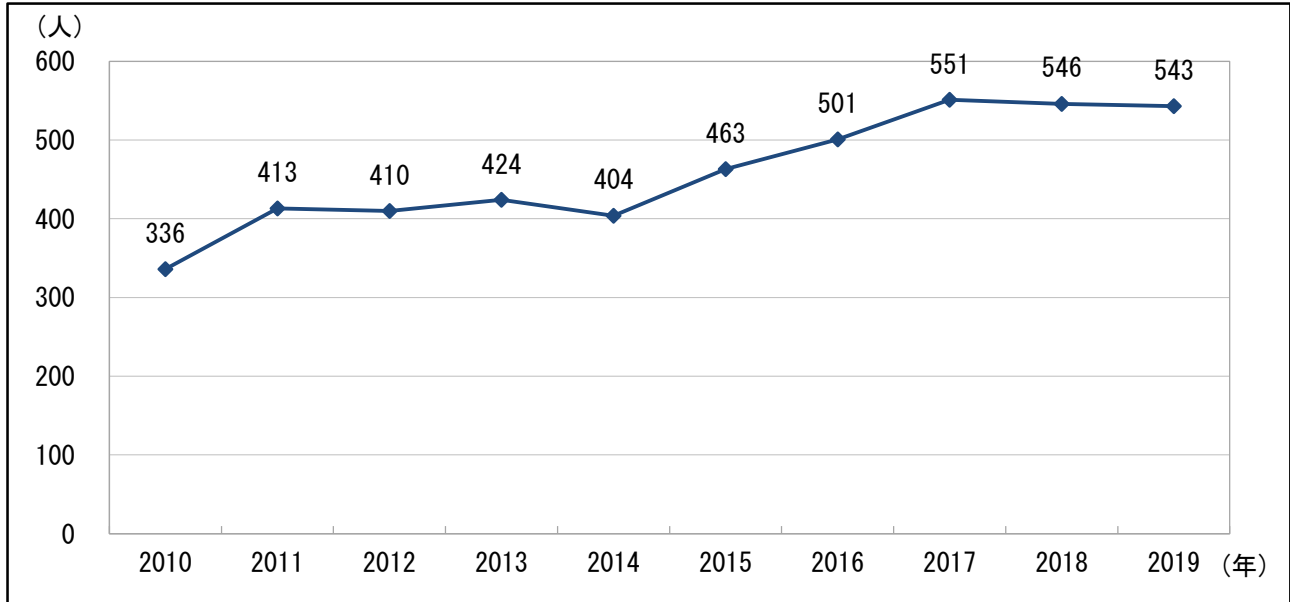
出典：国民健康保険加入者数…厚生労働省「国民健康保険事業年報」

後期高齢者医療保険加入者数…清須市調べ（各年 3 月 31 日）

⑤ 生活保護

清須市の生活保護受給者数は、2015（平成 27）年から 2017（平成 29）年にかけて大幅に増加しています。その後は横ばいで推移しており、2019（平成 31）年 4 月には 543 人となっています。

■生活保護受給者数（清須市）



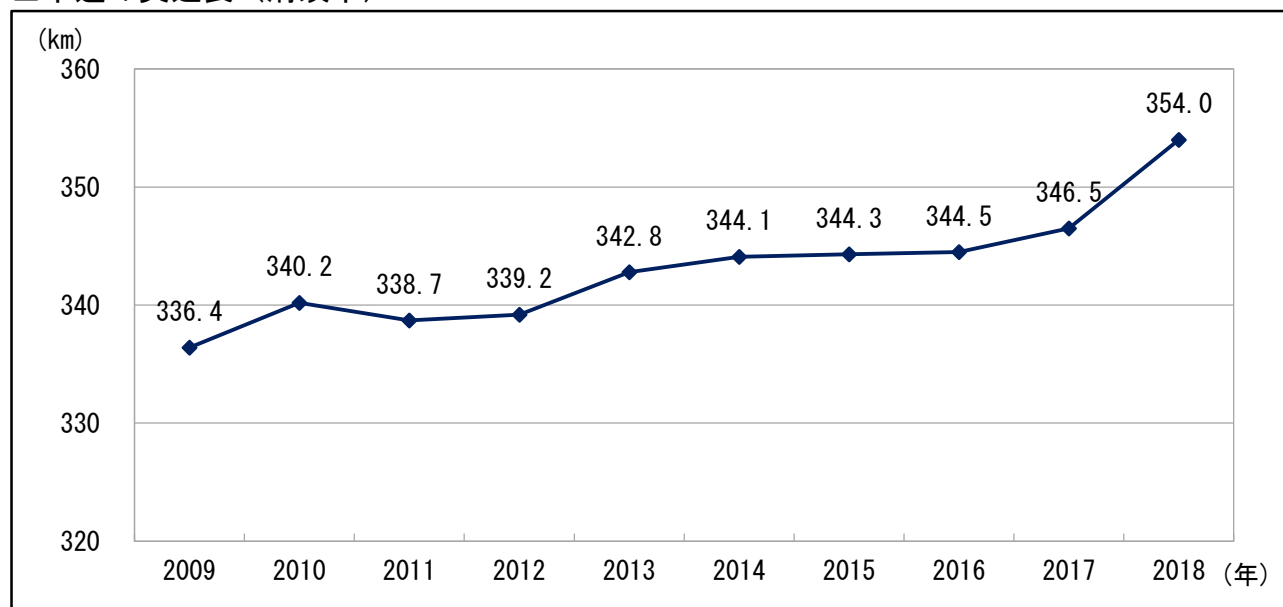
出典：清須市調べ（各年 4 月）

政策４ 便利で快適に暮らせるまちをつくる

① 道路

清須市の市道の実延長は、2009（平成 21）年から 2018（平成 30）年にかけて 17.6km 延伸しています。

■市道の実延長（清須市）

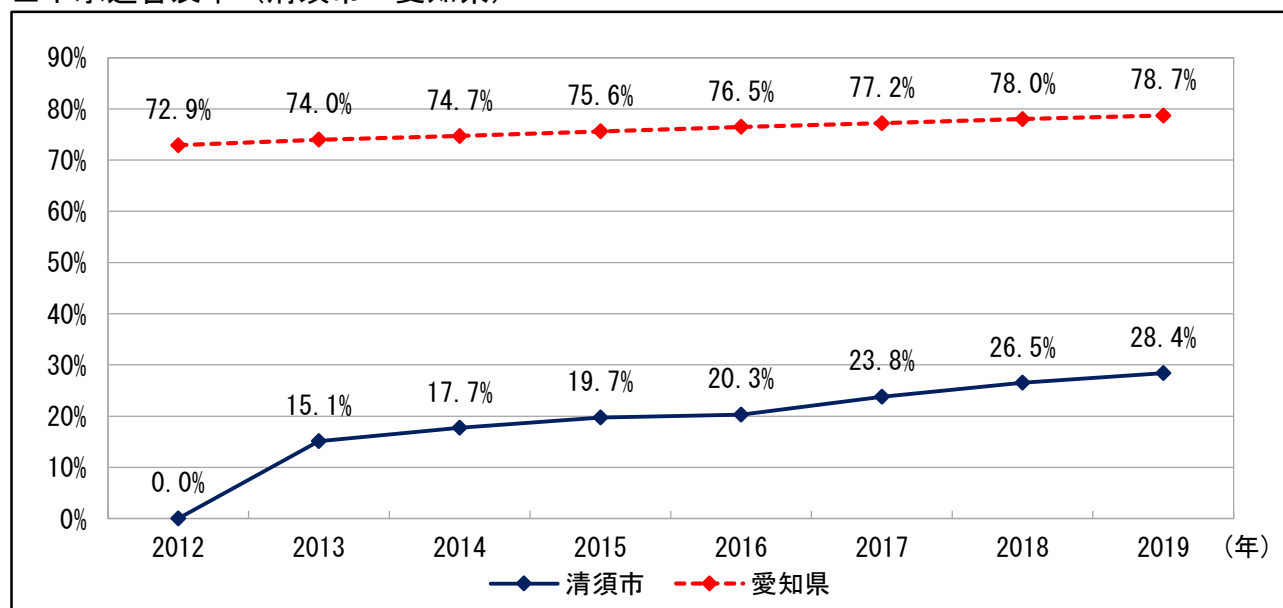


出典：清須市調べ（各年 4 月 1 日）

② 下水道

清須市の下水道普及率は、2012（平成 24）年度末から下水道の供用を開始し、2019（平成 31）年 3 月には 28.4%となっています。

■下水道普及率（清須市・愛知県）



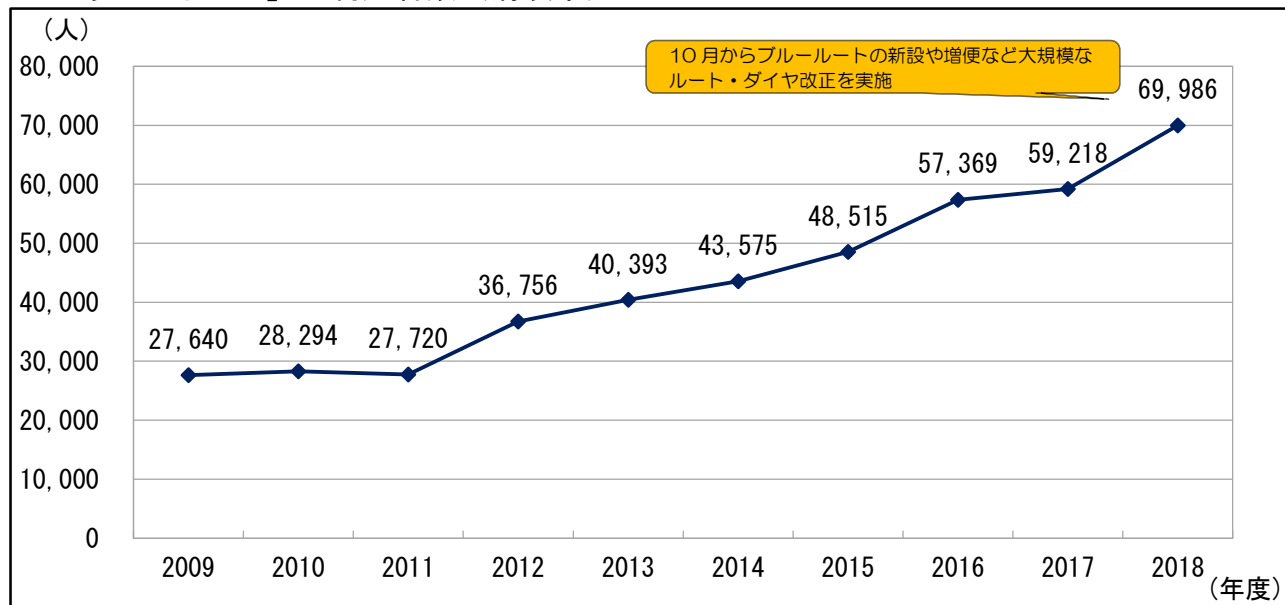
※下水道普及率は、下水道処理人口÷住民基本台帳人口で算出。

出典：愛知県「愛知の下水道」

③ 公共交通

2006（平成 18）年 10 月に運行を開始したコミュニティバス「あしがるバス」の利用者数は、2012（平成 24）年度以降、一貫して増加を続けており、2018（平成 30）年度には 69,986 人となっています。

■「あしがるバス」の利用者数（清須市）



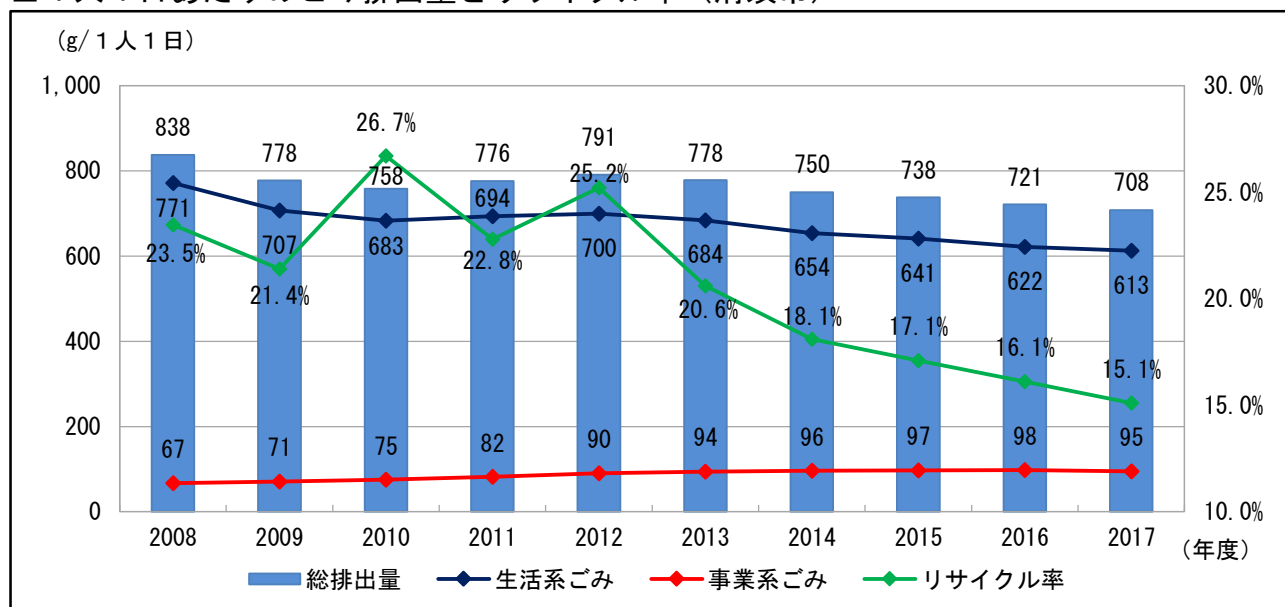
出典：清須市調べ

④ ごみ処理

清須市の市民 1 人 1 日あたりのごみの総排出量は、2012（平成 24）年度をピークに減少し、2017（平成 29）年度には 708 g となっています。

また、リサイクル率は、民間の資源回収ステーションの増加に伴って、2013（平成 25）年度以降は減少傾向が続いており、2017（平成 29）年度には 15.1% となっています。

■ 1 人 1 日あたりのごみ排出量とリサイクル率（清須市）



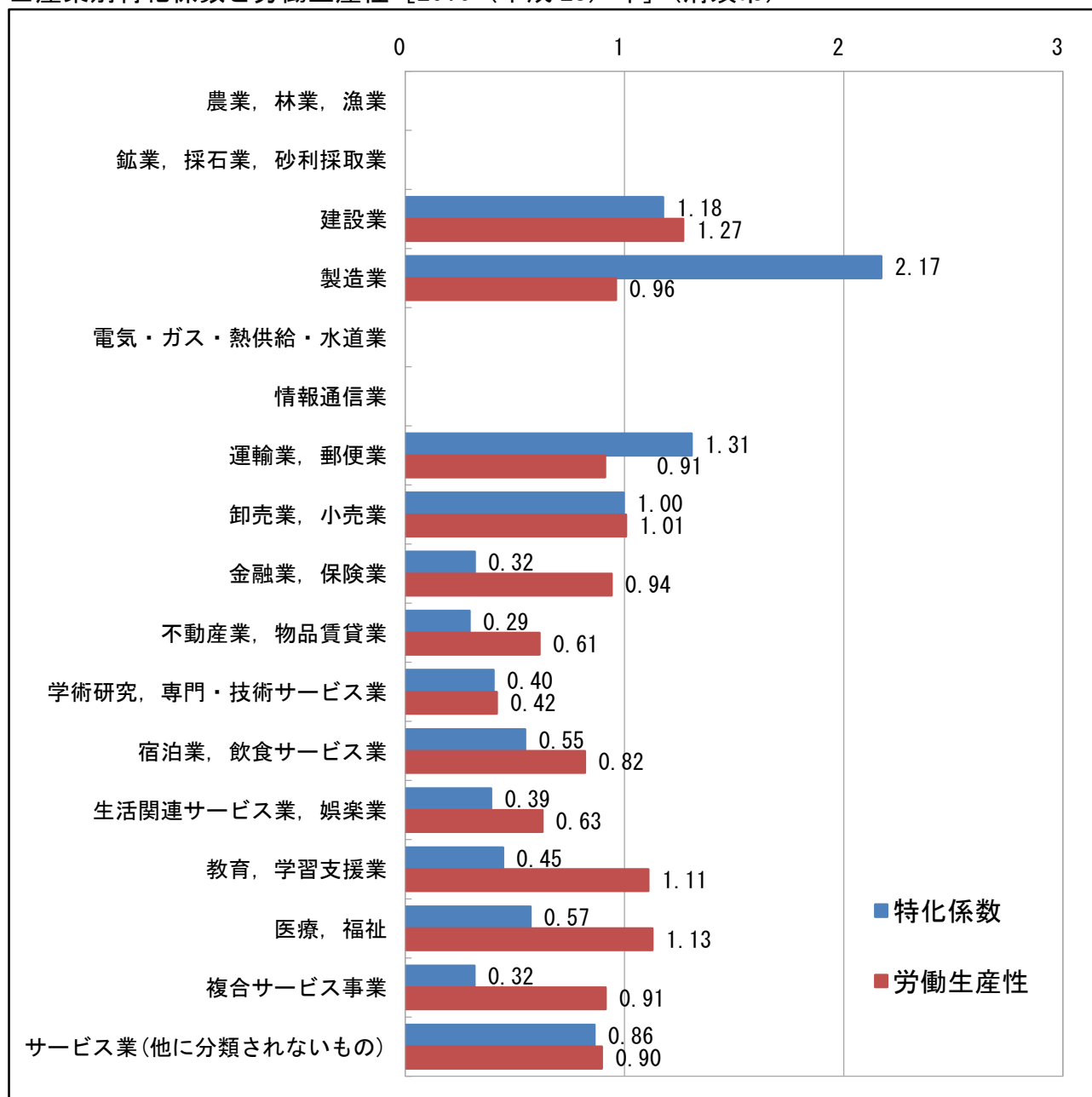
出典：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」

① 産業特性

清須市の産業特性をみると、特化係数（全国と比較した場合の各業種の特化の程度）では、製造業、運輸業・郵便業、建設業で高くなっています。

また、労働生産性（全国と比較した場合の各業種の付加価値額の高さ）では、建設業、医療・福祉、教育・学習支援業で高くなっています。

■産業別特化係数と労働生産性 [2016（平成28）年]（清須市）



※特化係数は、各業種で清須市の付加価値構成比（％）÷全国の付加価値構成比（％）により算出。

労働生産性は、清須市の各業種で付加価値額（百万円）÷事業従事者数（人）により算出した値を、全国の各業種で同様に算出した値で割ったもの。

いずれの値も 1.00 を上回るものは、全国平均を上回る地域の特色のある産業です。また、表示のない業種は立地していない、あるいは統計データが秘匿値のもの。

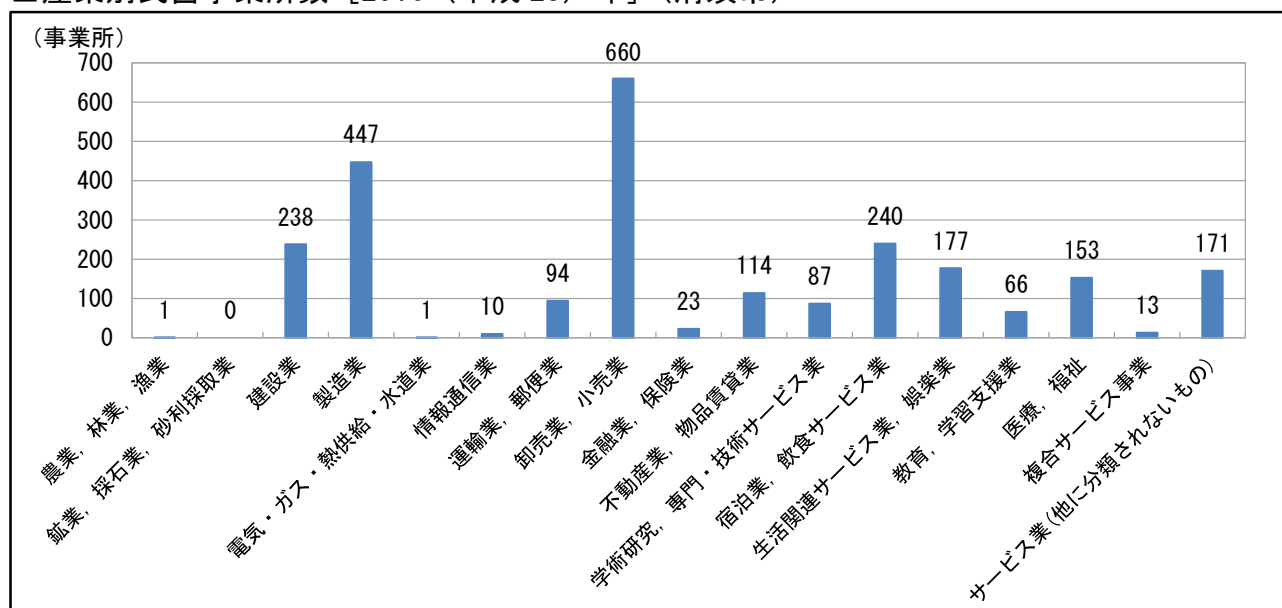
出展：総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」をもとに作成

② 事業所数・従業者数

清須市の民営事業所数は、産業別では卸売業・小売業が最も多く、次いで製造業となっています。民営事業所の従業者数は、男性は製造業、女性は卸売業・小売業が最も多くなっています。

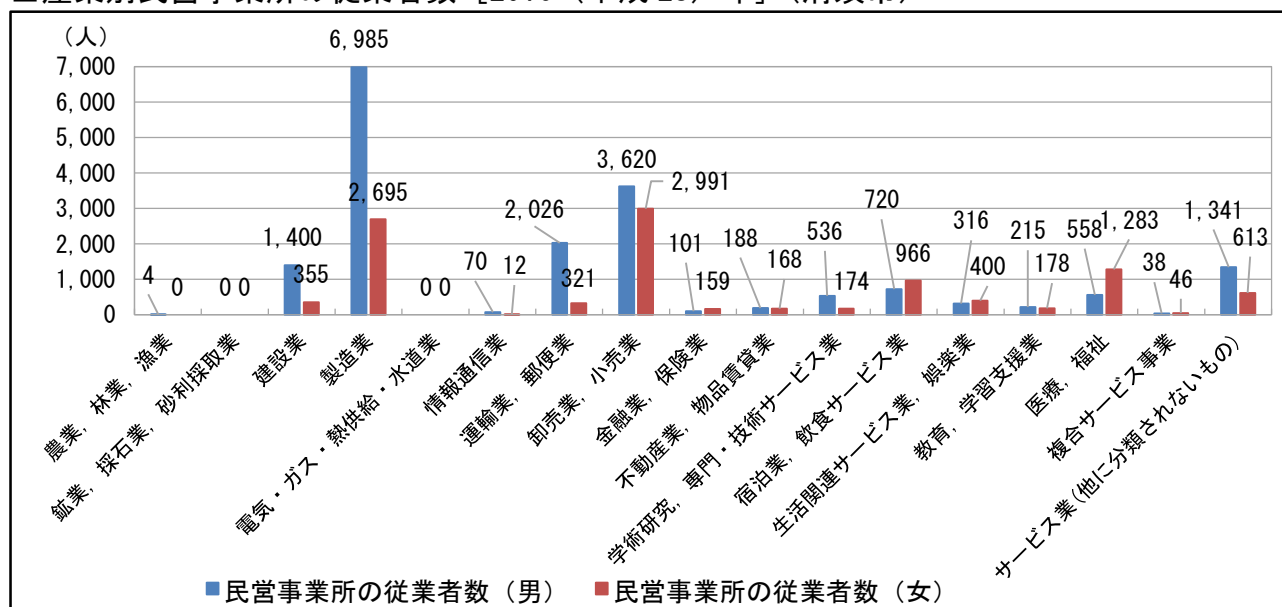
また、清須市の民営事業所数とその従業者数は2012(平成24)年に大きく減少しました。従業者数については、その後はおおむね横ばいで推移していますが、民営事業所数は2016(平成28)年にも減少しています。

■産業別民営事業所数 [2016 (平成28) 年] (清須市)



出展：総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」

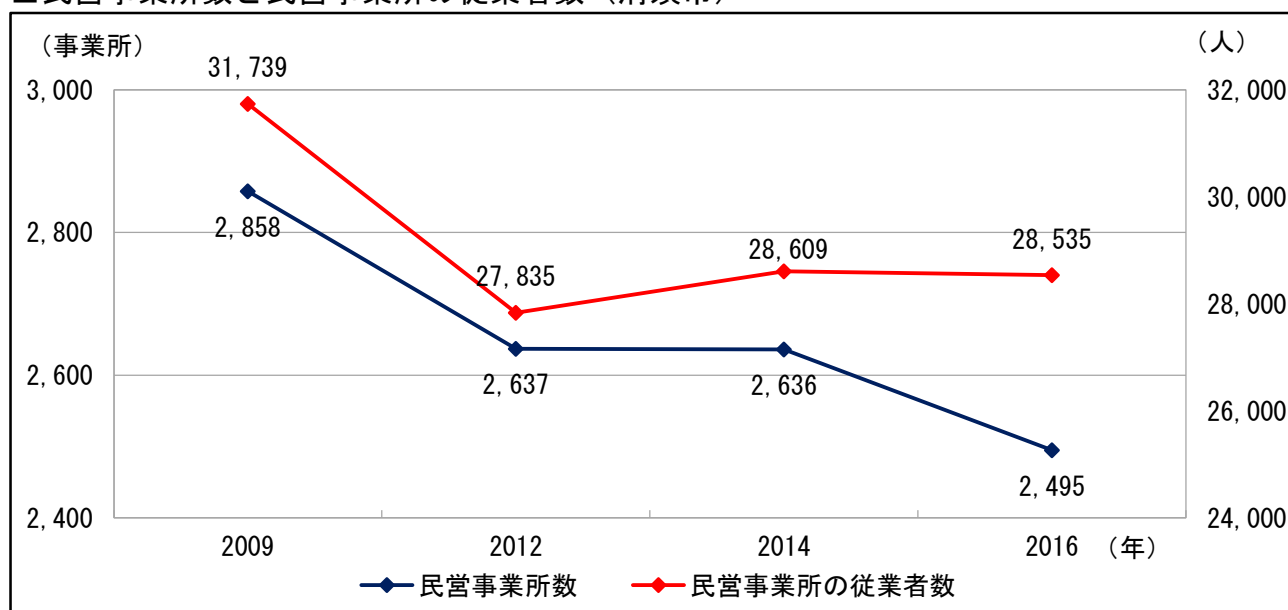
■産業別民営事業所の従業者数 [2016 (平成28) 年] (清須市)



※性別不明の者を除く従業者数。

出展：総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」

■ 民営事業所数と民営事業所の従業者数（清須市）

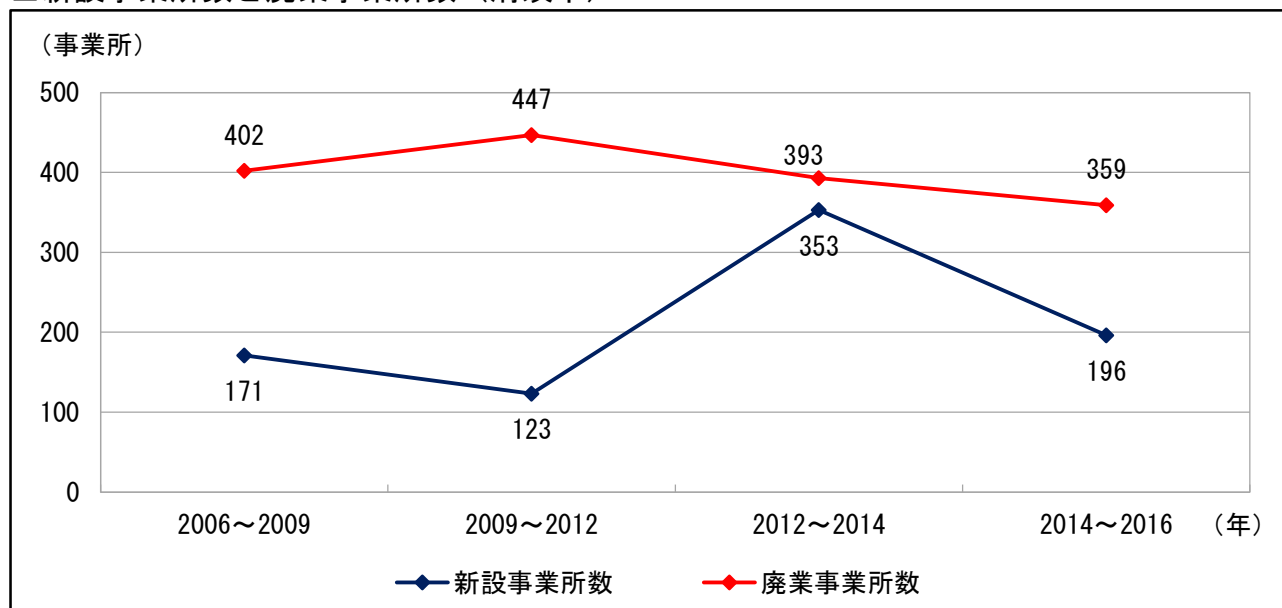


出展：総務省「経済センサス基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」

③ 新設事業所数・廃業事業所数

清須市では、廃業事業所数が新設事業所数を上回る状況が続いています。新設事業所数は2012（平成24）年から2014（平成26）年にかけて増加しましたが、その後、減少しています。

■ 新設事業所数と廃業事業所数（清須市）

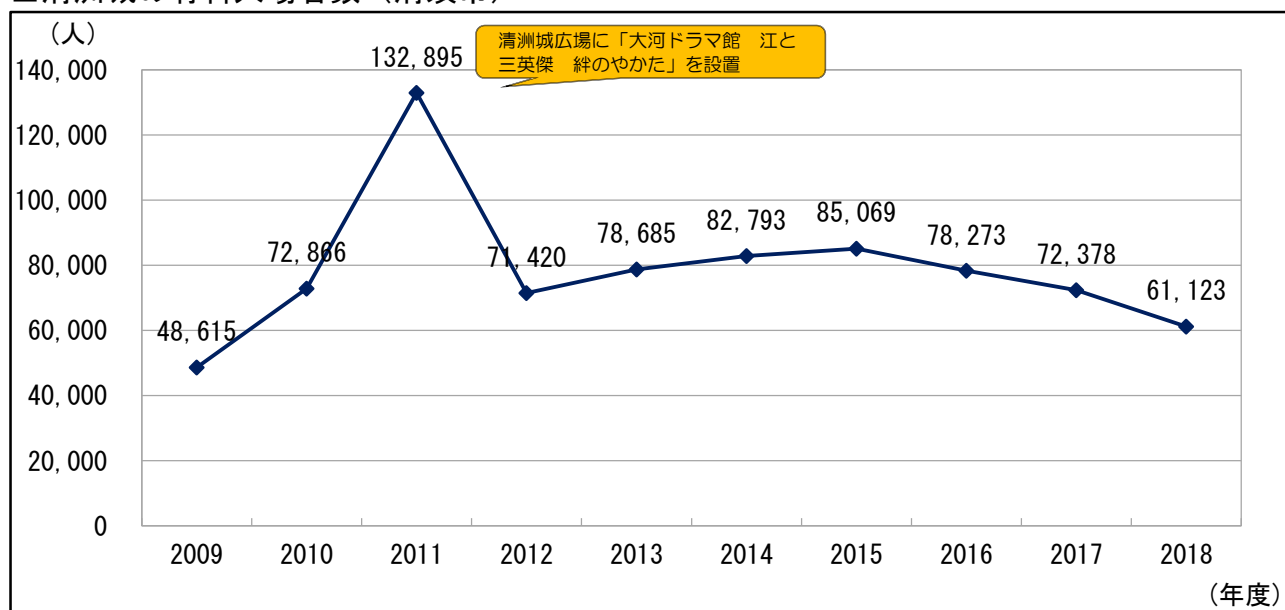


出展：総務省「経済センサス基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」

④ 観光

清洲城の有料入場者数は、2013（平成 25）年度から 2015（平成 27）年度までは増加していましたが、その後減少傾向となり、2018（平成 30）年度は 61,123 人となっています。

■清洲城の有料入場者数（清須市）



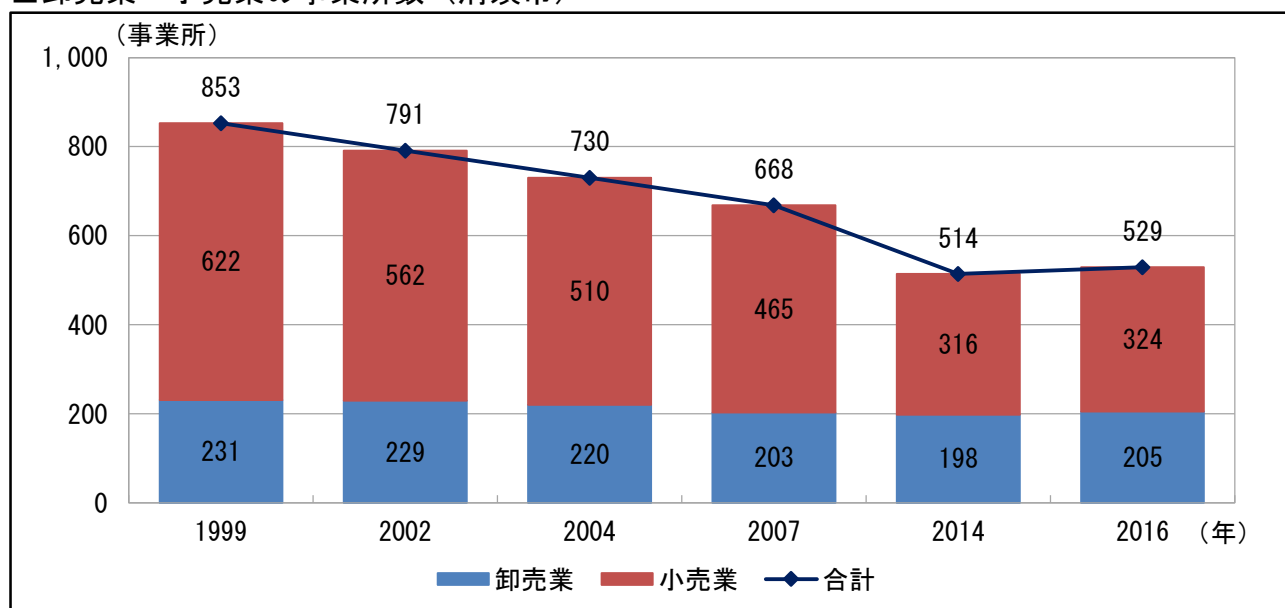
出典：清須市調べ

⑤ 商業（卸売業・小売業）

清須市の商業（卸売業・小売業）の状況について、事業所数は減少傾向にありましたが、2016（平成 28）年に増加に転じています。

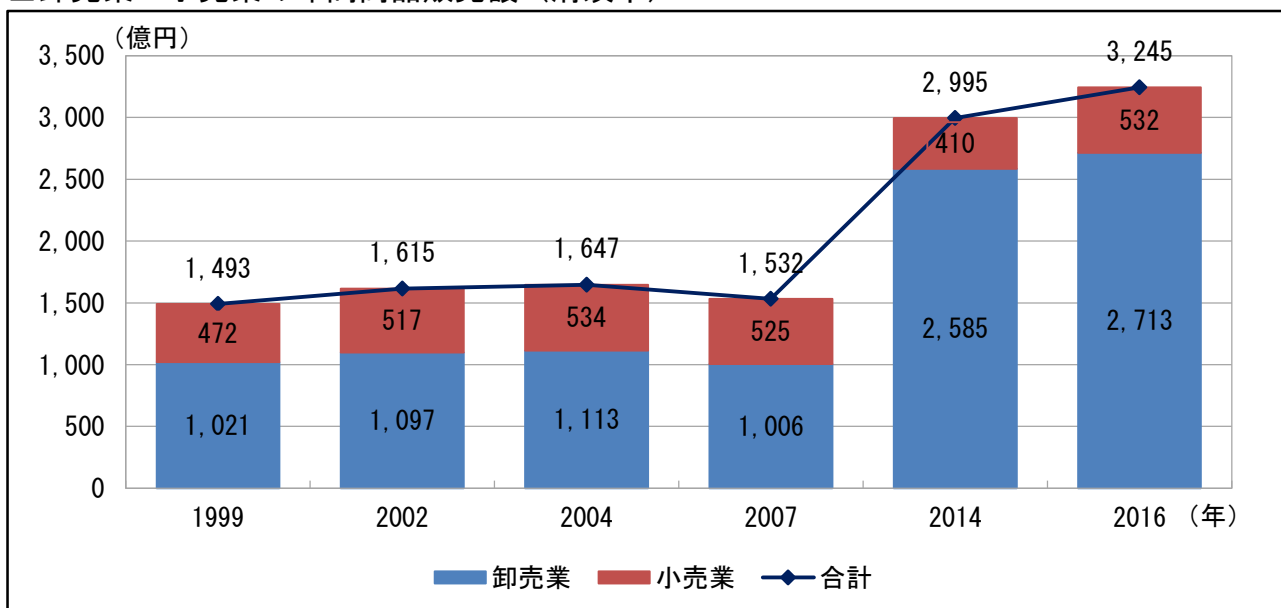
一方、年間商品販売額をみると、2007（平成 19）年から 2014（平成 26）年にかけて卸売業で著しく増加しています。

■卸売業・小売業の事業所数（清須市）



出典：経済産業省「商業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」

■卸売業・小売業の年間商品販売額（清須市）

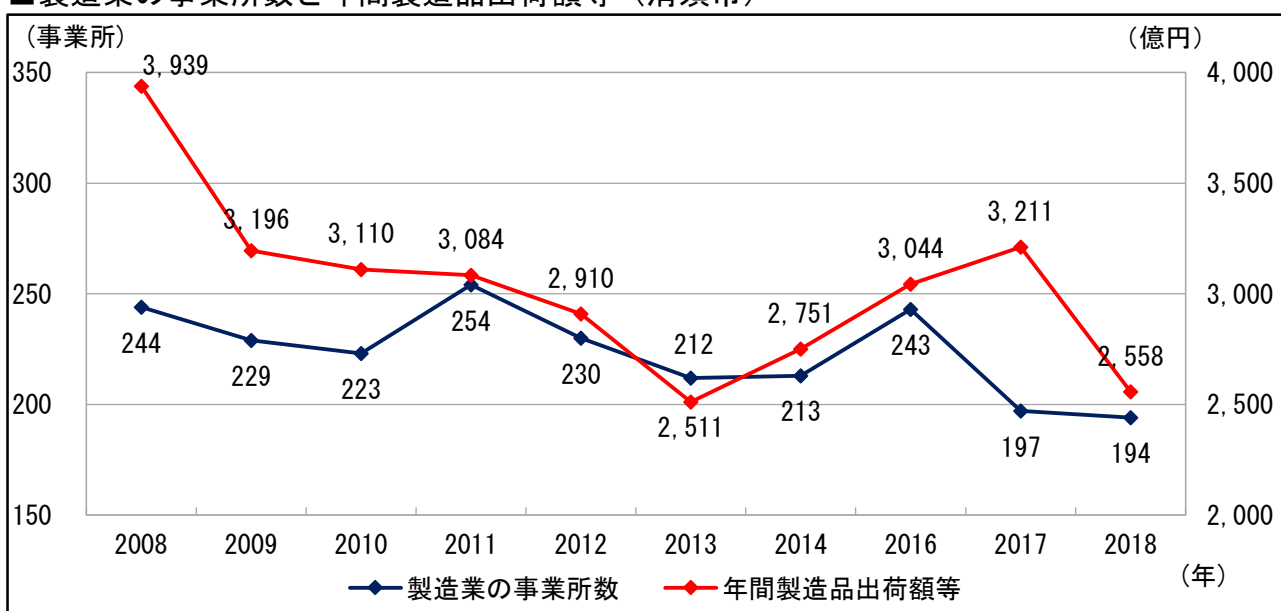


出典：経済産業省「商業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」

⑤ 工業

清須市の工業の状況について、製造業の事業所数はおおむね減少傾向にあります。年間製造品出荷額等をみると、2018（平成30）年に大きく減少しています。

■製造業の事業所数と年間製造品出荷額等（清須市）



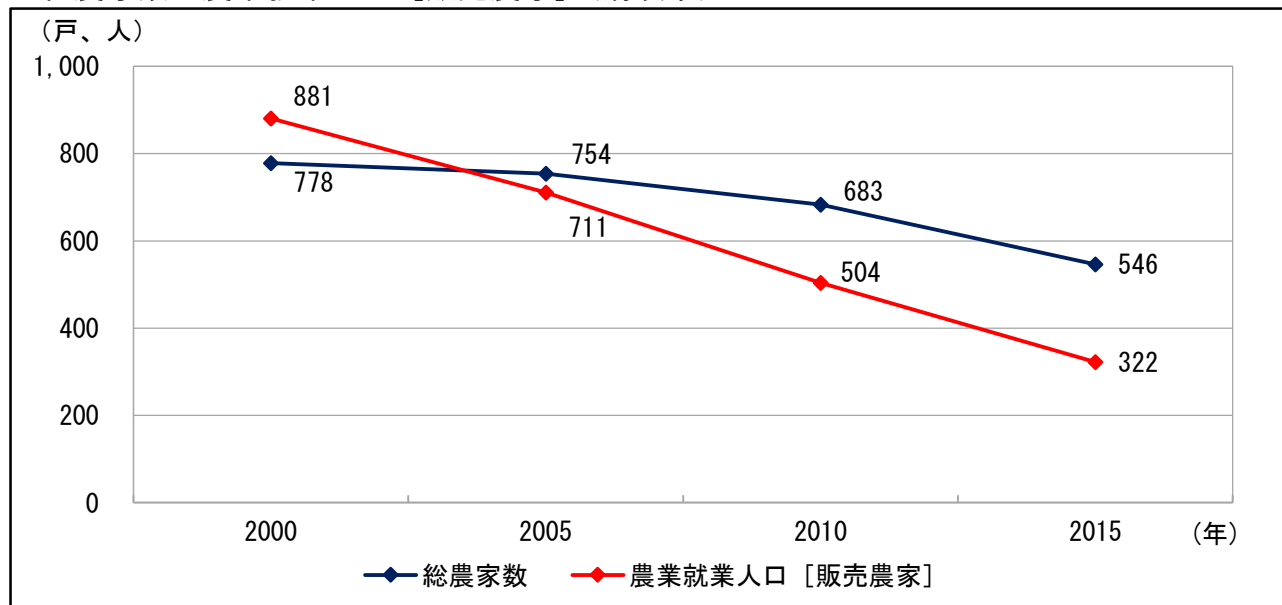
出典：経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」

⑥ 農業

清須市の農業の状況について、総農家数、農業就業人口〔販売農家〕ともに減少傾向にあります。

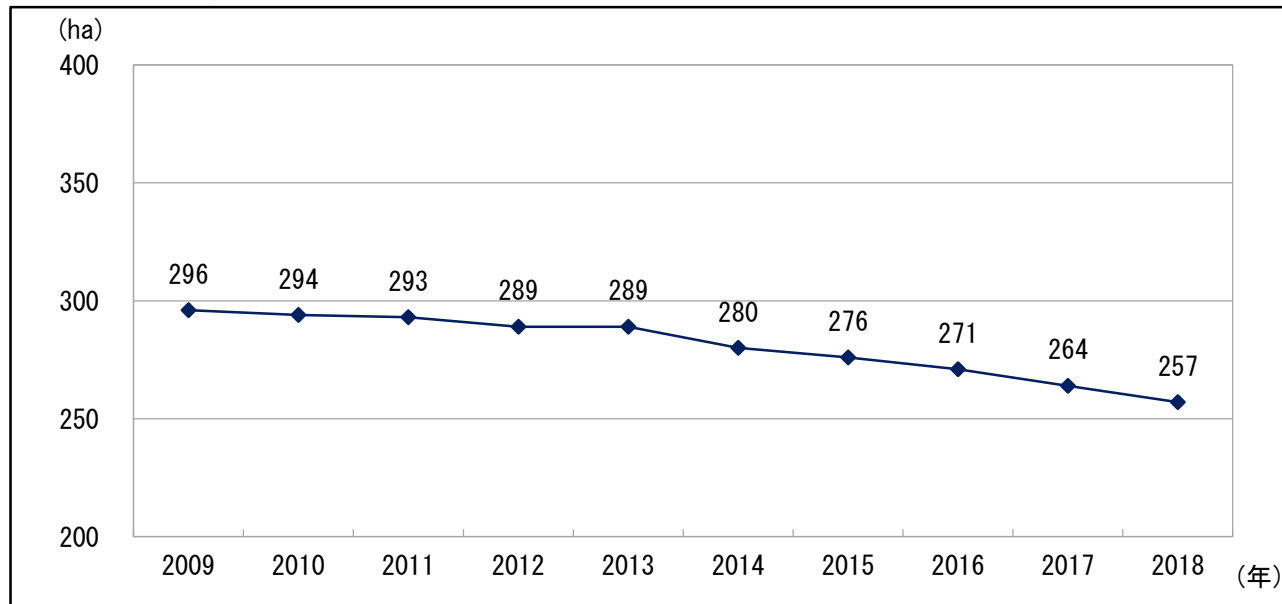
また、経営耕地面積は、緩やかに減少しています。

■総農家数と農業就業人口〔販売農家〕（清須市）



出典：農林水産省「世界農林業センサス」、「農林業センサス」

■経営耕地面積（清須市）



出典：農林水産省「作物統計調査」

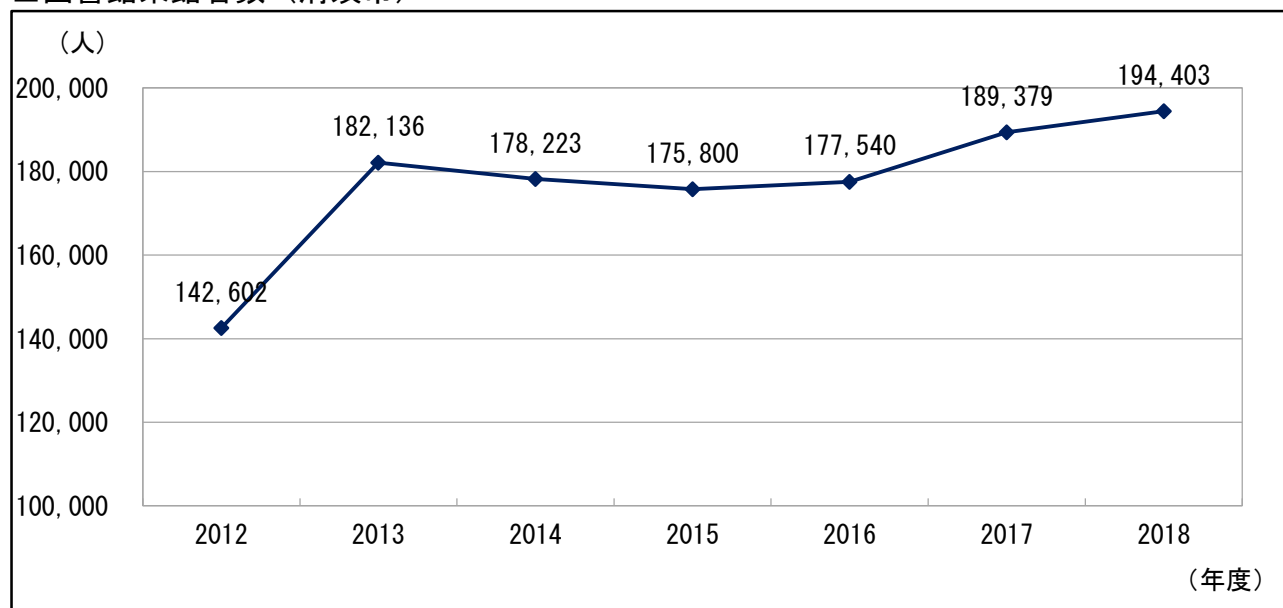
政策6 豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる

① 図書館・美術館

2012（平成24）年7月に開館した図書館の来館者数は、近年増加しており、2018（平成30）年度は194,403人となっています。

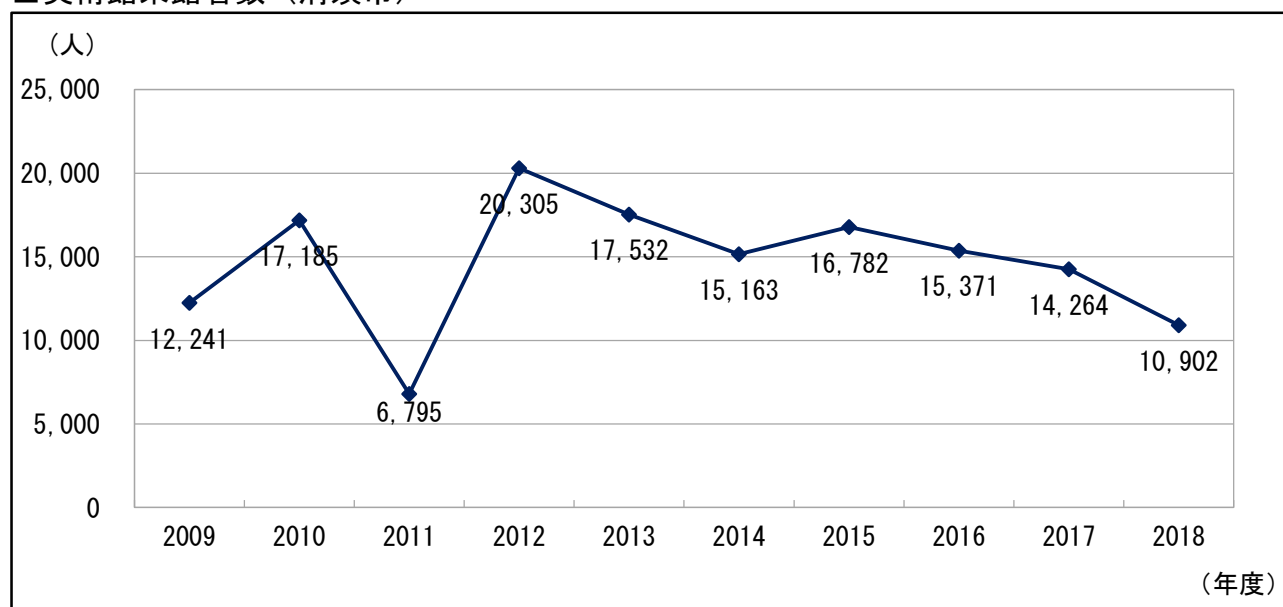
美術館の来館者数は、2012（平成24）年をピークに減少しており、2018（平成30）年度は10,902人となっています。

■図書館来館者数（清須市）



出典：清須市調べ

■美術館来館者数（清須市）

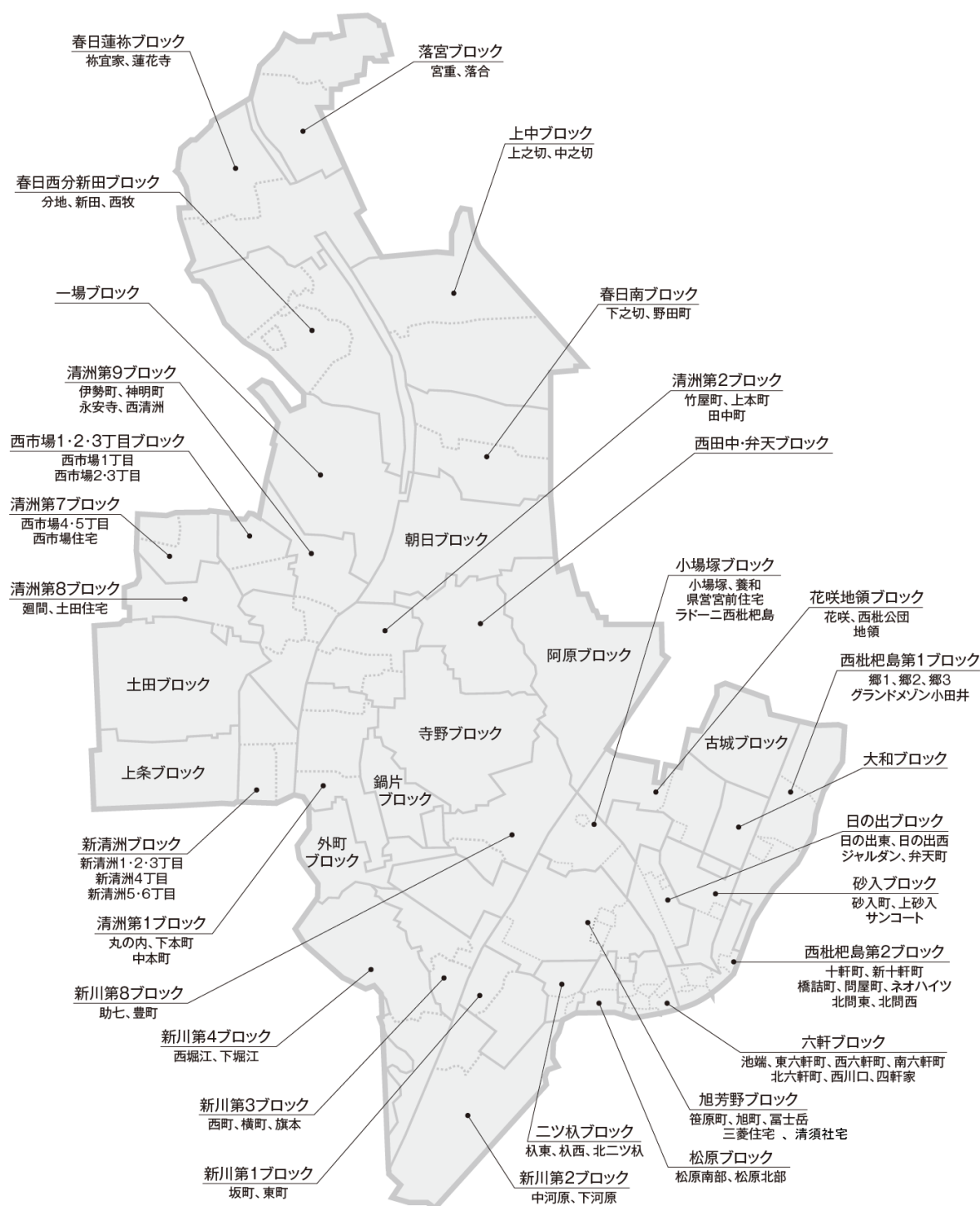


出典：清須市調べ

政策7 つながりを大切にするまちをつくる

① コミュニティ組織

清須市内には、38のブロックと94の自治会等があり、自治・コミュニティ活動を支えています。



(2019 (平成 31) 年 4 月 1 日現在)

② 公共施設等の状況

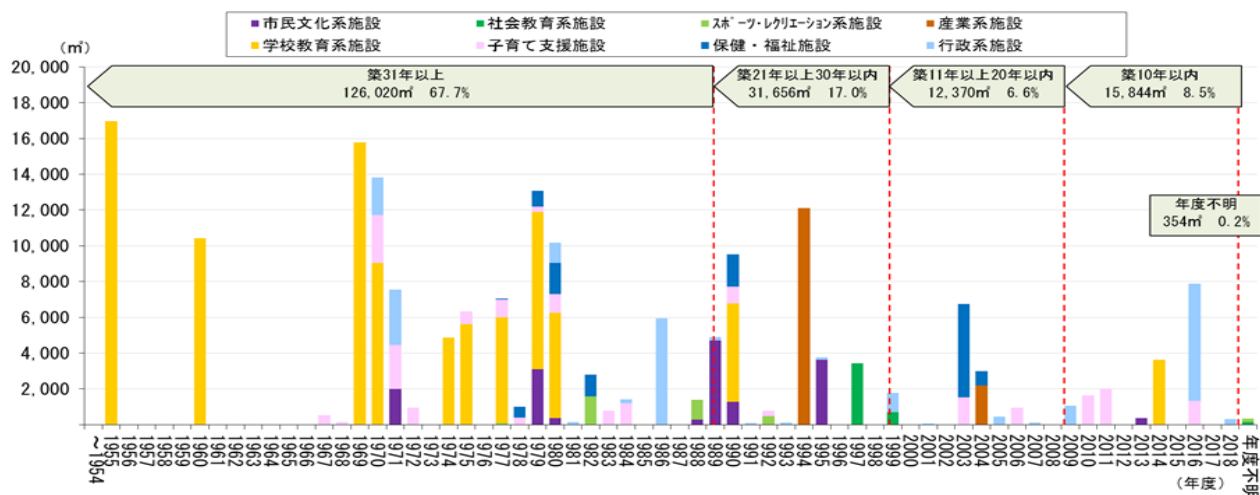
清須市が保有する公共施設（インフラ関係施設、屋外社会体育施設、防災倉庫等を除く。）は 70 施設※あり、施設を通じて各種サービスを提供しています。

※複合施設（1つの建物（棟）が、複数の異なる施設区分の施設で構成されている施設）については、施設区分ごとに1施設として計上。

施設区分		施設数	施設名称
市民文化系施設	集会施設	7	清洲市民センター（中央公民館）、小田井公民館、朝日公民館、春日公民館、西枇杷島会館、清洲コミュニティセンター、水の交流ステーション
	文化施設	1	新川地域文化広場（カルチャ新川）
社会教育系施設	図書館	1	市立図書館
	博物館等	2	西枇杷島問屋記念館、はるひ美術館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	1	春日 B & G 体育館
	レクリエーション施設・観光施設	2	清洲城、清洲ふるさとのやかた
産業系施設		2	西枇杷島勤労福祉会館（にしびさわやかプラザ）、清洲勤労福祉会館（アルコ清洲）
学校教育系施設	学校	1 2	【小学校】 西枇杷島、古城、清洲、清洲東、新川、星の宮、桃栄、春日 【中学校】 西枇杷島、清洲、新川、春日
	その他教育施設	1	学校給食センター
子育て支援施設	幼稚園・保育園	1 4	【幼稚園】 西枇杷島第1 【保育園】 西枇杷島、芳野、本町、一場、花水木、新清洲、朝日、須ヶ口、土器野、桃栄、星の宮、中之切、ネギヤ
	幼児・児童施設	1 3	【児童館】 西枇杷島、小田井、清洲、清洲児童センター、新川児童センター、星の宮児童センター、桃栄、春日 【子育て支援センター】 西枇杷島、清洲、新川、春日 【その他】 たんぽぽ園
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	4	西枇杷島老人福祉センター、西枇杷島生きがいセンター（にしび創造センター）、新川福祉センター、春日老人福祉センター
	保健施設	4	西枇杷島保健センター、清洲保健センター、新川保健センター、春日保健センター
	その他社会福祉施設	1	清洲総合福祉センター
行政系施設	庁舎等	2	市役所庁舎（北館）、市役所庁舎（南館）
	その他行政系施設	3	庄内川水防センター（みずとびあ庄内）、新川ふれあい防災センター、にしびりサイクルセンター
計		70	

（2019（平成 31）年 4 月 1 日現在）

また、清須市が保有する公共建築物（延床面積 50 ㎡以上）の総延床面積は 186,244 ㎡となっており、年度別の整備状況は次のとおりとなっています。



（2019（平成 31）年 4 月 1 日現在）

(5) 財政状況

※ 決算等についての数値は、原則として普通会計の考え方に基づいており、「市町村行財政のあらまし」(愛知県総務局総務部市町村課)等を参照して作成。数値は百万円単位又は小数第1位で四捨五入しており、清須市の2008(平成20)年度以前の数値は原則として旧団体の単純合算値。

普通会計とは、地方公共団体相互間の比較分析を可能にするため、統一的な方法によって一般行政部門の会計を整理したもの。

現 状

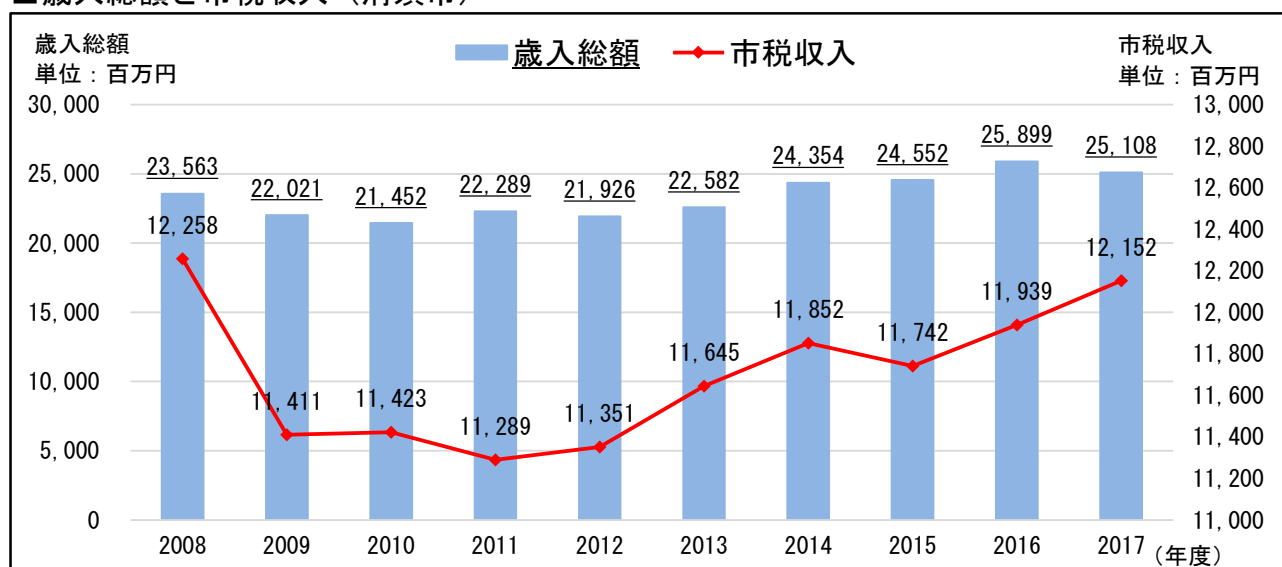
① 歳入の状況

歳入の約半分を市税が占めており、その動向は以下のとおりとなっています。

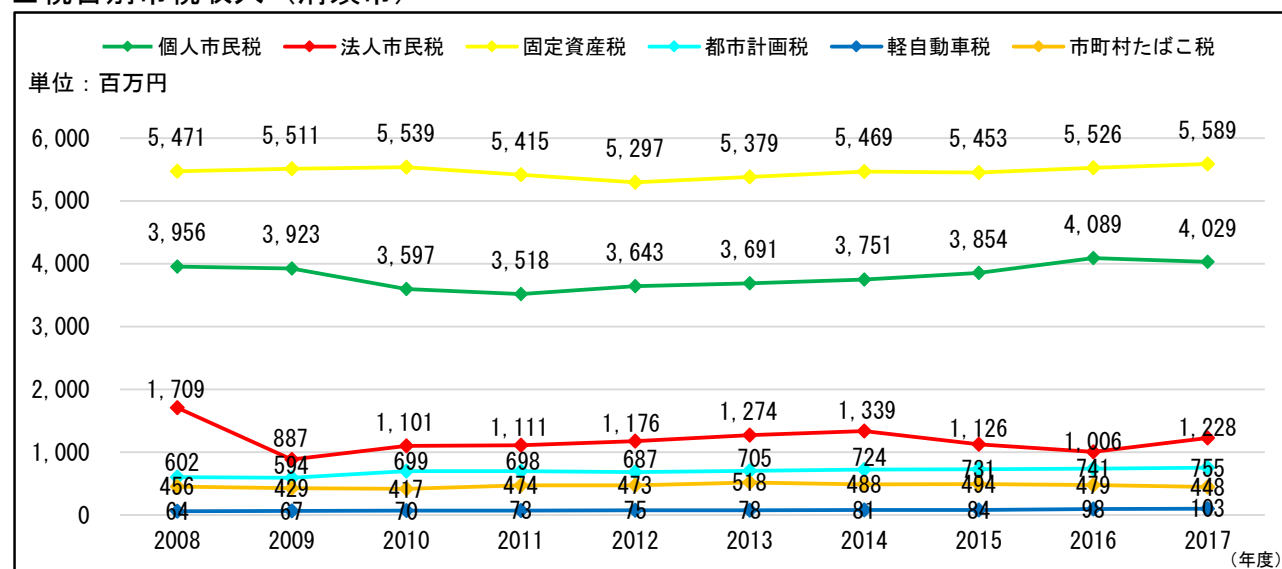
2008(平成20)年の世界的な金融危機の影響を受けて落ち込んだ個人市民税については、落ち込む前の水準まで回復しています。

また、法人市民税について、2014(平成26)年10月から、地方交付税の財源を確保するための地方法人税が創設されたことに伴って、法人税割の税率が引き下げられています。

■歳入総額と市税収入(清須市)



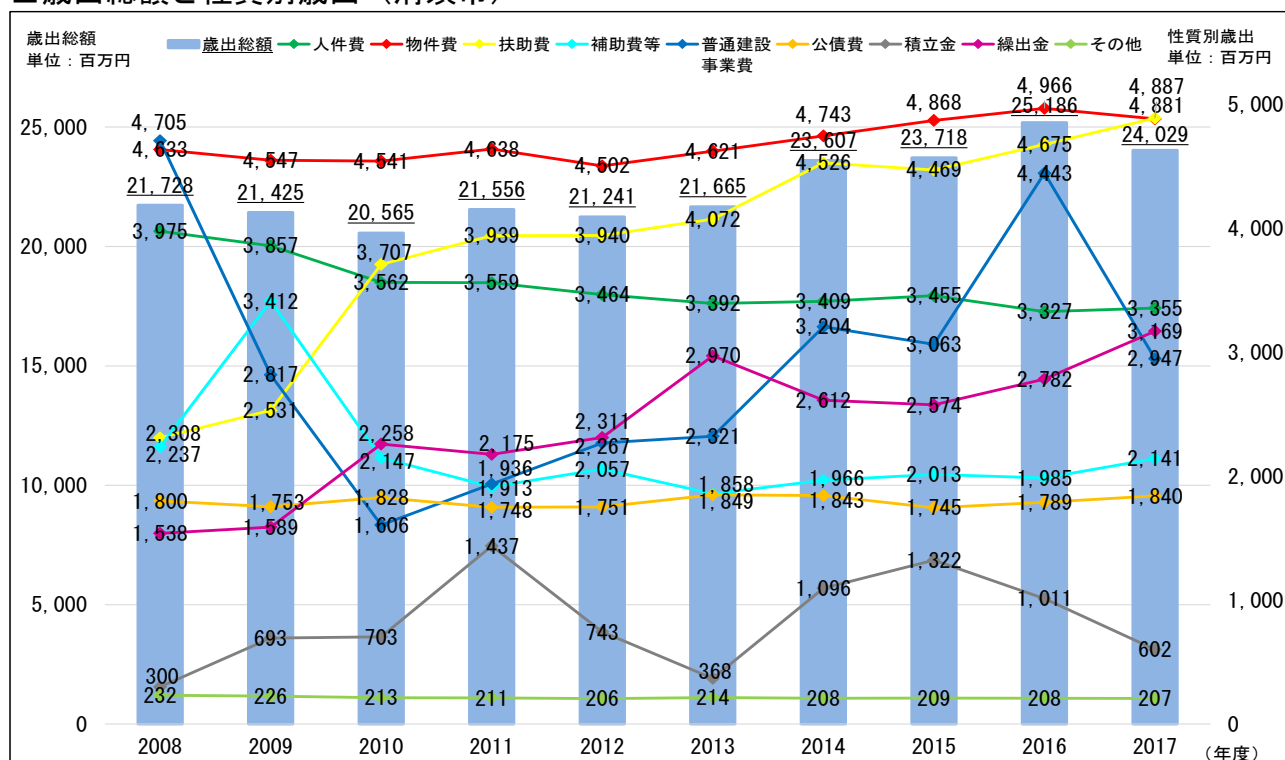
■税目別市税収入(清須市)



② 歳出の状況

歳出の動向は以下のとおりとなっており、性質別歳出の推移を見ると次の特徴があげられます。

■歳出総額と性質別歳出（清須市）



○人件費

行政運営の効率化を図るため、定員適正化計画に基づいて、組織機構の見直しと職員数の抑制に取り組んできたことにより、2017（平成 29）年度決算では、2008（平成 20）年度決算と比較すると 15.6%の減少となっています。

○物件費

夢広場はるひへの指定管理者制度の導入や、新清洲駅北土地地区画整理事業に係る支援業務の実施などに伴って、2017（平成 29）年度決算では、2008（平成 20）年度決算と比較すると 5.4%増加しています。

○扶助費

2017（平成 29）年度決算では、2008（平成 20）年度決算と比較すると 2.1 倍の大幅な増加となっていますが、2010（平成 22）年度からの児童（子ども）手当の拡充といった国の制度に伴うものが主な要因となっています。加えて、障害福祉に係る扶助費や生活保護費も増加しています。

○補助費等

2009（平成 21）年度の定額給付金による一時的な増加はあるものの、おおむね横ばいで推移しています。なお、今後は斎苑施設の整備に伴う五条広域事務組合への負担金の増加が見込まれます。

○普通建設事業費

市役所本庁舎整備事業の実施に伴って、2016（平成 28）年度は 44 億 4,300 万円と前年度から大きく増加しています。

老朽化した公共施設に係る大規模改修事業や区画整理事業の実施などにより、近年は増加傾向にあります。

○公債費

計画的な市債発行に取り組んできたことにより、おおむね横ばいで推移しています。

○積立金

毎年度、大規模な施設整備事業に備えた積み立てを行っています。

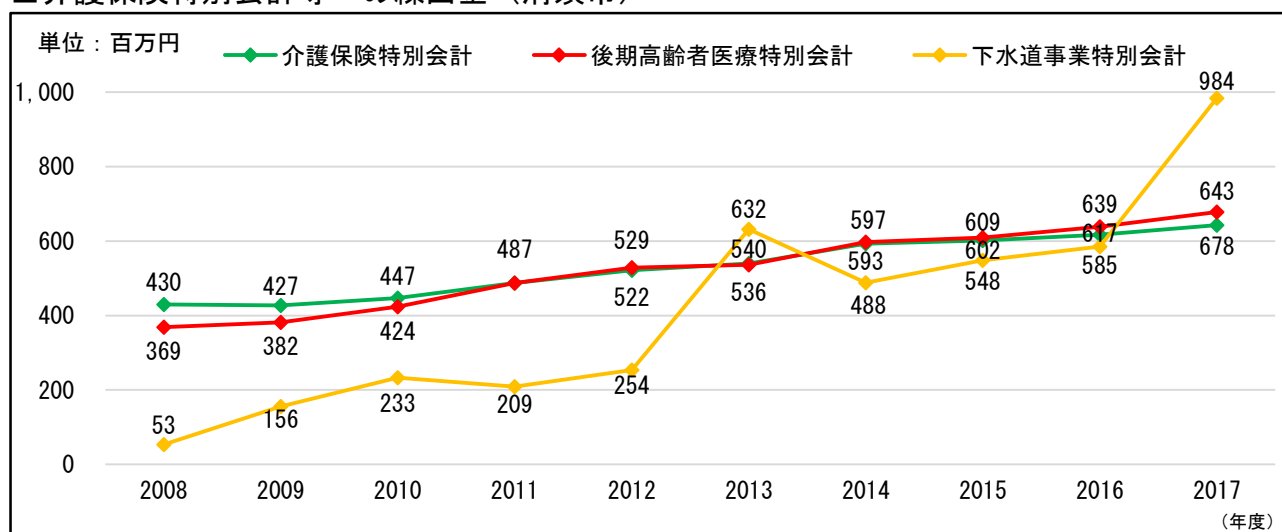
○繰出金

2017（平成 29）年度決算では、2008（平成 20）年度決算と比較すると 2.1 倍の大幅な増加となっています。

65 歳以上の老年人口の増加に伴って、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金が毎年度増加しています。

また、排水ポンプ場や雨水幹線等の整備のため、下水道事業特別会計への繰出金も増加傾向にあります。

■介護保険特別会計等への繰出金（清須市）



※下水道事業特別会計については、2019（令和元）年度から企業会計に移行。

〔性質別歳出の解説〕

○人件費

職員等に対して、勤労の対価、報酬として支払われる一切の経費です。

○物件費

以下の経費を除く、地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称です。賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費等があげられます。

○扶助費

社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種の法令に基づいて、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費と、地方公共団体が単独で行っている各種扶助の経費です。

○補助費等

物件費や普通建設事業費等に分類されるものを除いた、負担金、補助及び交付金等です。

○普通建設事業費

道路、橋梁、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する投資的経費です。

○公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金と一時借入金利子の合算額です。

○積立金

特定の目的のため、資金を積み立てるために設けられた基金等に対する経費です。

○繰出金

特別会計に対して支出される経費です。

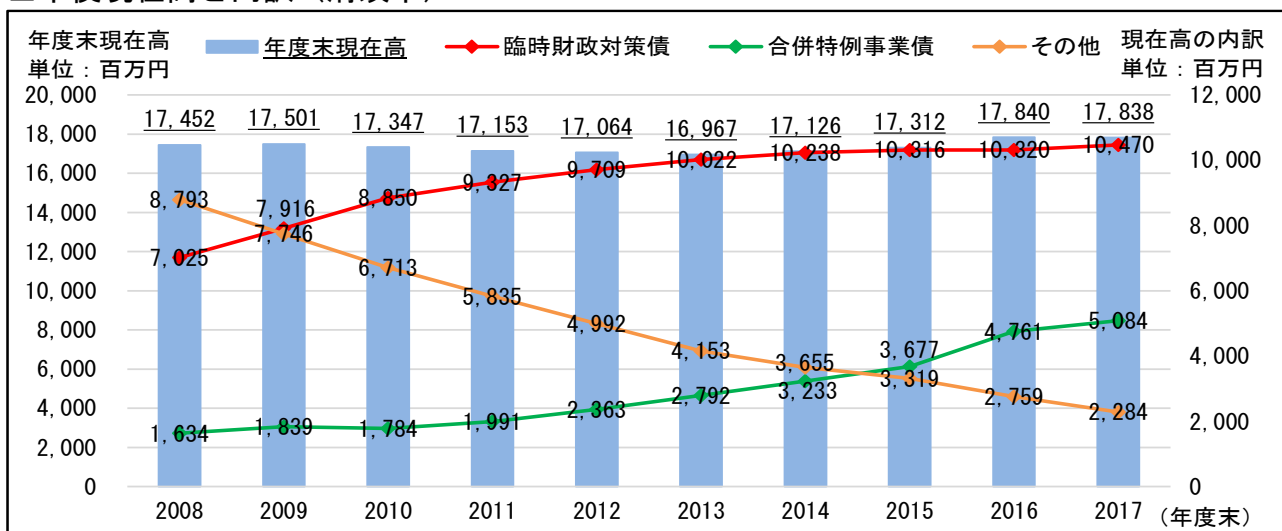
③ 市債の状況

清須市の 2017（平成 29）年度末における市債現在高は 178 億 3,800 万円となっており、2001（平成 13）年度以降、地方交付税の振替措置である臨時財政対策債の現在高が大幅に増加しており、市債現在高の 58.7%を占めています。

近年は臨時財政対策債の発行抑制や計画的な市債発行に取り組んできたことにより、市債現在高は横ばいで推移しています。

また、2017（平成 29）年度末における市民 1 人あたりの市債現在高は 259,119 円で、愛知県内の類似団体（以下「類似団体」という。）平均 230,281 円よりもやや高い水準となっています。

■市債現在高と内訳（清須市）



〔用語の解説〕

○臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てることができる特例的な地方債で、地方公共団体の財源の均衡化を図り、かつ必要な財源を保障する地方交付税制度を通じて発行可能額が算定される。

○合併特例事業債

合併市町村が市町村建設計画（合併旧法）や市町村基本計画（合併新法）に基づいて行う事業等に要する経費に充てることができる地方債。償還費は、地方交付税制度において有利な財政措置がされる。

○類似団体

総務省が毎年度作成している「類似団体別市町村財政指数表」における、人口と産業構造の2要素の組み合わせによる分類が同じ市町村。

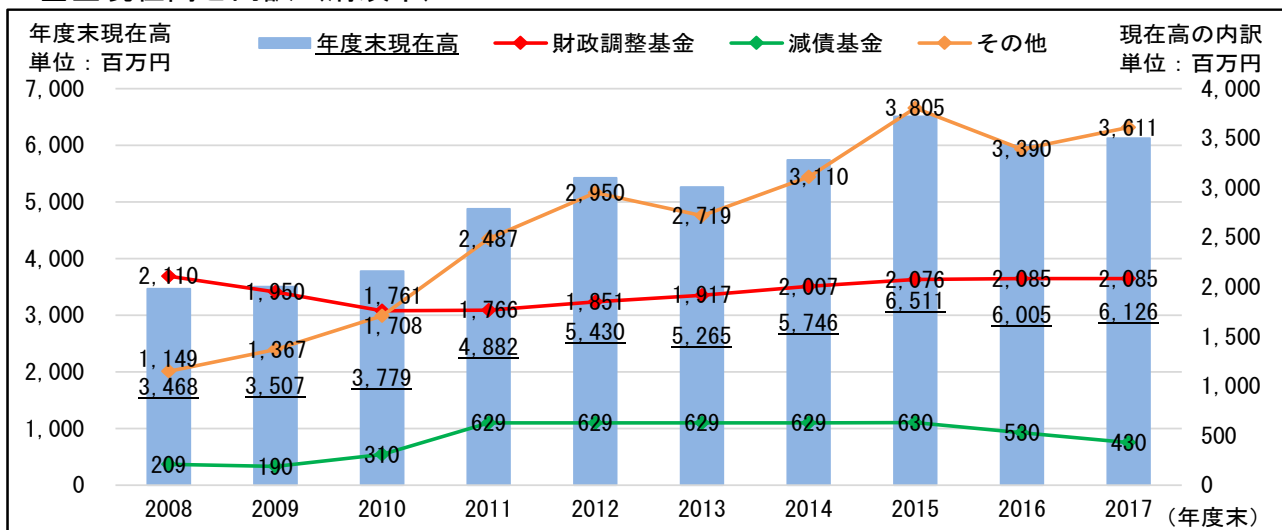
④ 基金の状況

清須市の2017（平成29）年度末における基金現在高は61億2,600万円となっており、その構成比は、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金が34.0%、市債の償還に必要な財源を確保するための減債基金が7.0%、都市計画施設や学校教育施設の整備など、その他特定目的のための基金が59.0%となっています。

財政調整基金の現在高は、一定規模を維持しており、経済の不況といった予測できない収入減少などに対しての積立ができています。

その他特定目的のための基金の現在高は、2017（平成29）年度末には36億1,100万円となっており、計画的に大規模な施設整備事業に備えた積立を行っています。

■基金現在高と内訳（清須市）



⑤ 主要な財政指標の状況

○財政力指数

清須市の 2017（平成 29）年度決算に基づく財政力指数は 0.91 で、全国市町村平均（東京都特別区を除く。）0.51 を上回っていますが、愛知県内の類似団体平均 0.99 を下回っています。

〔用語の解説〕

財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税制度に基づいて全国統一的な基準で算定した、基準財政収入額（標準的に収入しうる地方税等のうち、基準財政需要額に対応する部分の額）を、基準財政需要額（平均的水準の行政運営に係る財政需要額）で除して得た数値の 3 年間の平均値です。

財政力指数が高いほど、地方交付税制度における留保財源（標準的に収入しうる地方税等のうち、基準財政需要額に対応する部分以外の額）が大きいこととなるため、財源に余裕があると言えます。

○経常収支比率

清須市の 2017（平成 29）年度決算に基づく経常収支比率は 85.1%で、全国市町村平均（東京都特別区を除く。）92.8%、愛知県内の類似団体平均 89.6%を下回っています。

〔用語の解説〕

経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率で、地方税等の使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費や扶助費、公債費等の毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合です。

経常収支比率が低いほど、経常的経費に充当した経常一般財源の残りの部分が大きいこととなるため、臨時の財政需要に対する余裕ができ、財政構造に弾力性があると言えます。

○実質公債費比率

清須市の 2017（平成 29）年度決算に基づく実質公債費比率は 2.1%となっており、早期健全化基準（25%）とともに、全国市町村平均 6.4%、愛知県内の類似団体平均 3.1%を下回っています。

〔用語の解説〕

実質公債費比率は、標準財政規模（地方公共団体の標準的な一般財源規模）に対する、地方公共団体が一般会計等において負担する公債費や公債費に準じる経費の比率の 3 年間の平均値です。

借入金（市債）の返済額と、これに準じる経費の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示しています。

2009（平成 21）年に全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）」においては、財政の早期健全化を促すための早期健全化基準（25%）と、財政の再生のための財政再生基準（35%）について規定されています。

○将来負担比率

清須市の 2017（平成 29）年度決算に基づく将来負担比率は、将来負担額から控除する充当可能財源等（基金等）が将来負担額を上回っていることから「－」となり、早期健全化基準（350%）とともに、全国市町村平均 33.7%、愛知県内の類似団体平均 33.1%を下回っています。

〔用語の解説〕

将来負担比率は、標準財政規模に対する、土地開発公社等の地方公社や、損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金（市債）や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示しています。

実質公債費比率と同様、2009（平成 21）年に全面施行された健全化法において、財政の早期健全化を促すための早期健全化基準（350%）について規定されています。

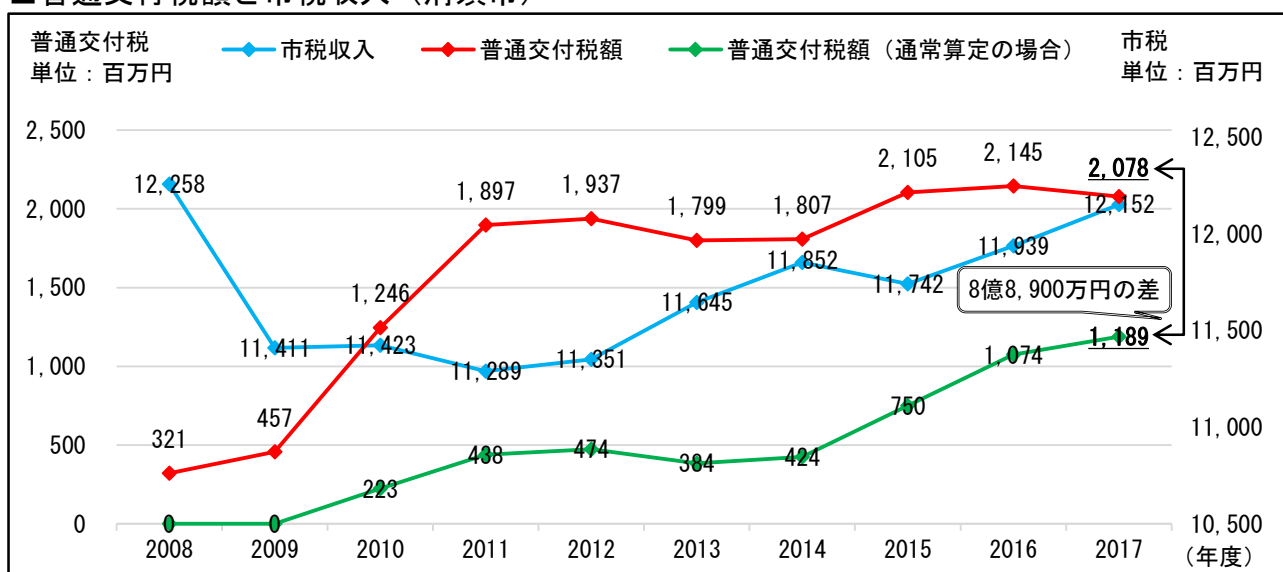
今後の見通し

現在の財政状況を踏まえて今後の清須市の財政状況を見通すと、合併団体特有の事情である、市町村合併に対する財政措置の終焉への対応が課題として挙げられます。

市町村合併に対する財政措置として、現在清須市では、合併後の財源不足に配慮した特例的な普通交付税の算定（以下「合併算定替」という。）を行っています。この合併算定替は2015（平成27）年度から段階的な縮減が始まっており、2020（令和2）年度をもって終了します。

地方交付税制度は地方公共団体の財源の均衡化を図り、かつ必要な財源を保障するものであるため、地方財政全体の財源不足の状況や、市税収入の増減等といった清須市の財政状況に応じて交付額は変動しますが、2017（平成29）年度の普通交付税における通常の算定と合併算定替の差は8億8,900万円となっています。

■ 普通交付税額と市税収入（清須市）



合併算定替に加えて、合併の際に策定した新市建設計画（西枇杷島町・清洲町・新川町）と新市基本計画（清須市・春日町）に基づいて行う事業に対して、地方交付税制度において有利な財政措置がされる合併特例事業債を活用して事業を進めてきましたが、新市建設計画は2025（令和7）年度、新市基本計画は2024（令和6）年度をもって活用期限が終了します。

また、市町村合併に対する財政措置の終焉という大きな課題に加えて、今後高齢化の進行に伴って介護保険事業や後期高齢者医療事業に係る経費は確実に増加が見込まれるとともに、公共施設の老朽化に伴って必要となる経費の増加も見込まれます。

このような清須市をめぐる財政状況の変化に的確に対応するためには、清須市第2次総合計画を「目標の実現に向けた政策・施策・事業を最適に展開するための、行政運営マネジメントの基軸」と位置付け、政策と施策の体系的な整理に基づき、事務事業の効果を検証しながら継続的に見直しを行い、真に必要な分野に経営資源を重点的に配分するとともに、新たな財源確保や、長期的な視点に立った公共施設等の維持管理・更新に係る財政負担の軽減・平準化に取り組むなど、持続可能な財政運営を進める必要があります。

（６）リニア中央新幹線の開業による影響等（リニア・インパクト）

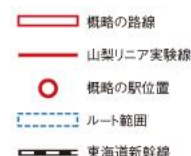
リニア中央新幹線をめぐる状況

① リニア中央新幹線整備事業の概要

整備計画では、リニア中央新幹線の東京－名古屋間開業は2027（令和9）年、全線営業は2045（令和27）年となっており、主要な経過地は、甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部、名古屋市附近、奈良市附近とされています。また、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会の試算では、東京－大阪間の所要時間は航空機並みである一方、航空機に比べて大量の輸送能力を持つことから、優れた輸送機関であるとされています。



建設線	中央新幹線
区間	東京都・大阪市
走行方式	超電導磁気浮上方式
最高設計速度	505km/時
建設費用の概算額（車両費含む）	9兆300億円
主要な経過地	甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部、名古屋市附近、奈良市附近

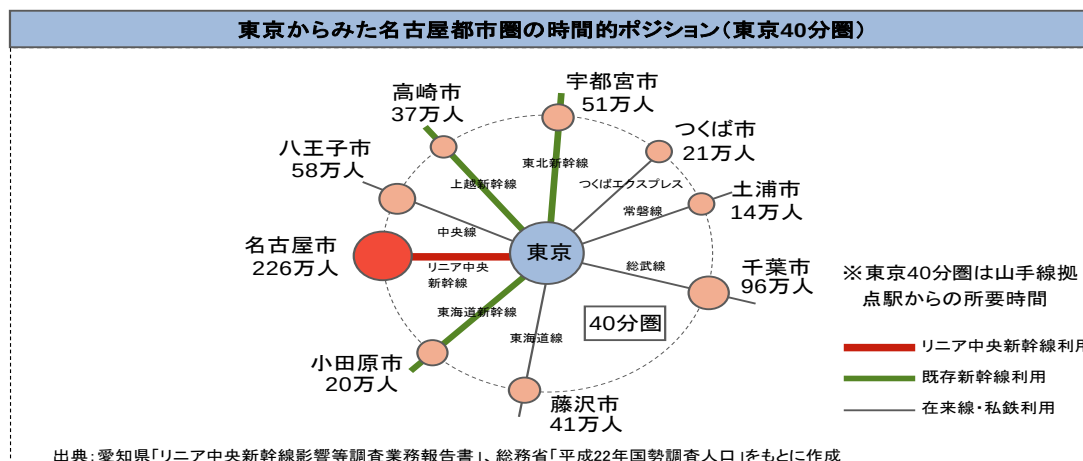


出典：国土交通省「中央新幹線の整備計画の決定について（2011（平成23）年5月26日）」、J R東海「中央新幹線（東京都・名古屋間）計画段階環境配慮書」等をもとに作成

② 地域で期待される効果・影響と地域づくりの方向性

リニア中央新幹線の東京－名古屋間の開業により、東京－名古屋間の所要時間は40分となり、首都圏近郊の千葉市、高崎市、宇都宮市等と同程度の所要時間で、東京から名古屋を訪れることが可能になると見込まれます。

時間短縮による生活面での利便性向上に加えて、産業面でも地域のポテンシャル向上が見込まれる一方、地域外への流出というストロー効果も懸念されます。



出典：愛知県「リニア中央新幹線影響等調査業務報告書」、総務省「平成22年国勢調査人口」をもとに作成

また、愛知県の「リニア中央新幹線対応検討調査報告書」では、リニア・インパクトを生かした各地域の発展の方向性について、清須市を含む西尾張地域は次のとおり整理されています。

『名古屋近郊の立地を生かした産業・物流機能と居住機能の集積を先導する地域』	
産業	名古屋駅周辺地区とあまり変わらない首都圏との時間距離と、不動産価格等コスト面での優位性を生かし、創業期の企業のオフィス需要に応えていくことや、名二環南西部など道路整備の進展に合わせた物流拠点や航空宇宙産業など企業等の立地集積を図っていく。
居住環境	名古屋市内より好条件の居住地として、首都圏からの移住者増加も見据えた積極的な受入誘致の取組について検討を進めていく。
観光・交流	名古屋駅から短時間で行ける距離に、戦国武将ゆかりの地や水辺空間等の磨けば光る魅力的な観光資源があることを生かし、名古屋駅でのリニア乗換旅客や県外から来訪するビジネス客等をターゲットとしたショートトリップ観光を促進していく。

清須市で想定されるリニア・インパクト

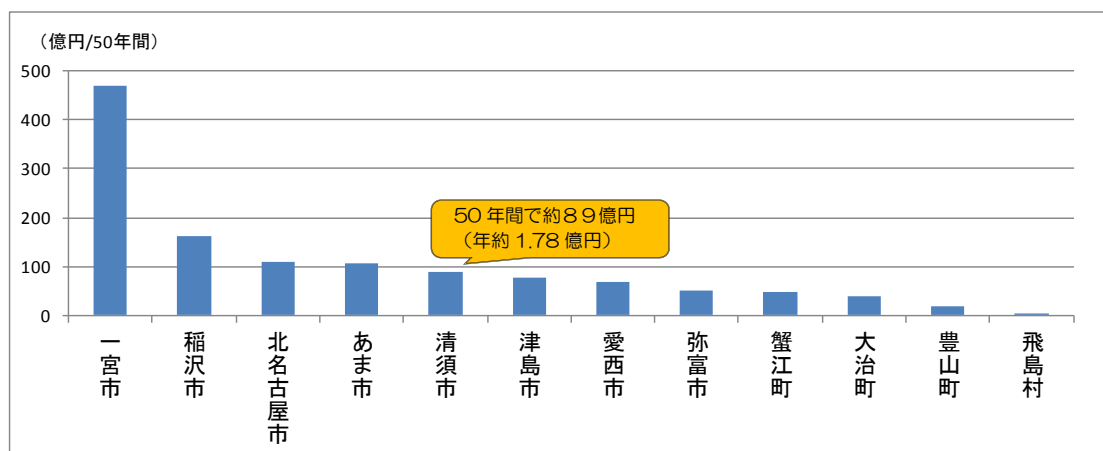
① 地域全般

清須市は、リニア開業によって東京の1時間圏となり、名古屋都市圏の中でも名古屋に次ぐ高い時間短縮率（47.8%）※が見込まれます。一方、時間短縮がもたらす経済効果（便益）の大きさは、「時間短縮率」のほかに「経済規模」や「首都圏との流動量」によって決まると考えられるため、名古屋都市圏では、名古屋市のほか岐阜市、一宮市、岡崎市並びに四日市市で、大きな経済効果が見込まれる一方、清須市においては近隣市と同等程度と見込まれます。

※品川駅を起点として、名古屋駅（あるいは豊橋駅、三河安城駅）を經由して各市町村の代表駅（乗車人員の最も多い駅）までの所要時間が、リニア中央新幹線の利用によって現状よりも短縮する割合。

出典：愛知県「リニア中央新幹線影響等調査業務報告書」

西尾張地域の経済効果（便益）



※都道府県ベースの経済モデルによる推計結果から、世帯数と現状東京との所要時間、リニアによる短縮時間より算出。

出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング試算値をもとに作成

② 産業

名駅エリアではオフィスビル等の再開発が進み、今後、より一層の都市機能の充実が見込まれます。また、名古屋都市圏としては、全国的にも強みを持つ産業・業種分野で、広域からの企業や産業を吸引する可能性があります。都市圏内の市町村においては、産業集積や競争力を有する業種でリニア・インパクトによる活性化が期待される一方、より一層便利になる名駅エリアや首都圏へのアクセス時間の短縮によって、産業や機能の一部が、市外へ流出するストロー効果の懸念もあります。

清須市においても、名古屋駅との至近性など、清須市の魅力を生かせば、リニア開業に伴い増加が見込まれる企業立地や就業者（居住者）の受皿となる可能性がある一方、特色の見られない産業分野等については、ストロー効果が懸念されます。

③ 居住環境

西尾張の鉄道沿線地域は、名古屋市（名駅エリア）に通勤至便な住宅地として、首都圏等からの移住者の受け入れが期待できます。また、名駅エリアの都市機能の充実や、首都圏へより早くアクセスできることで、市民への買物や余暇・レジャー面での恩恵も期待されます。

一方、名駅エリア等の商業施設へ市民の購買力が流出することで、地元の商業が衰退し、身近な買物場所が減少する懸念もあります。そのため、市内でも一定程度の定住人口を確保し、地域の購買力の維持・底上げを図ることが重要となります。

④ 観光・交流

リニア開通とともに、名古屋駅は、スーパーターミナルを標榜する広域観光・交流の玄関口となるほか、セントレアとの接続性向上も期待され、海外からのインバウンドも、より拡大する可能性があります。

観光・交流における都市圏レベルでのインパクトとしては、広域からの誘客拡大や昇龍道プロジェクトなど広域での観光拠点のルート化等が見込まれます。

首都圏から名古屋への来訪者では、日帰り客の占める割合が高まる可能性があります。そのため宿泊業等への影響も懸念されますが、ビジネス客など当地を訪れる旅客は確実に増加するため、ショートトリップなど日帰り観光需要の拡大が期待される一方、市外のスポット間との集客面での競合が見込まれます。

（７）持続可能な開発目標（SDGs）の実現

持続可能な開発目標（SDGs）について

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲載された世界共通の目標で、健康や教育、経済成長、気候変動に関するものなど、多岐にわたる17の目標と169のターゲットが設定されており、2030（令和12）年までの達成を目指すものです。

■SDGsの17の目標



持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた取組

持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しており、社会・経済・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとされています。

この理念を尊重して、「清須市第2次総合計画 後期基本計画」や「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略2020」の推進にあたっては、持続可能な開発目標（SDGs）の実現にも留意して取り組むこととします。

II 土地利用方針

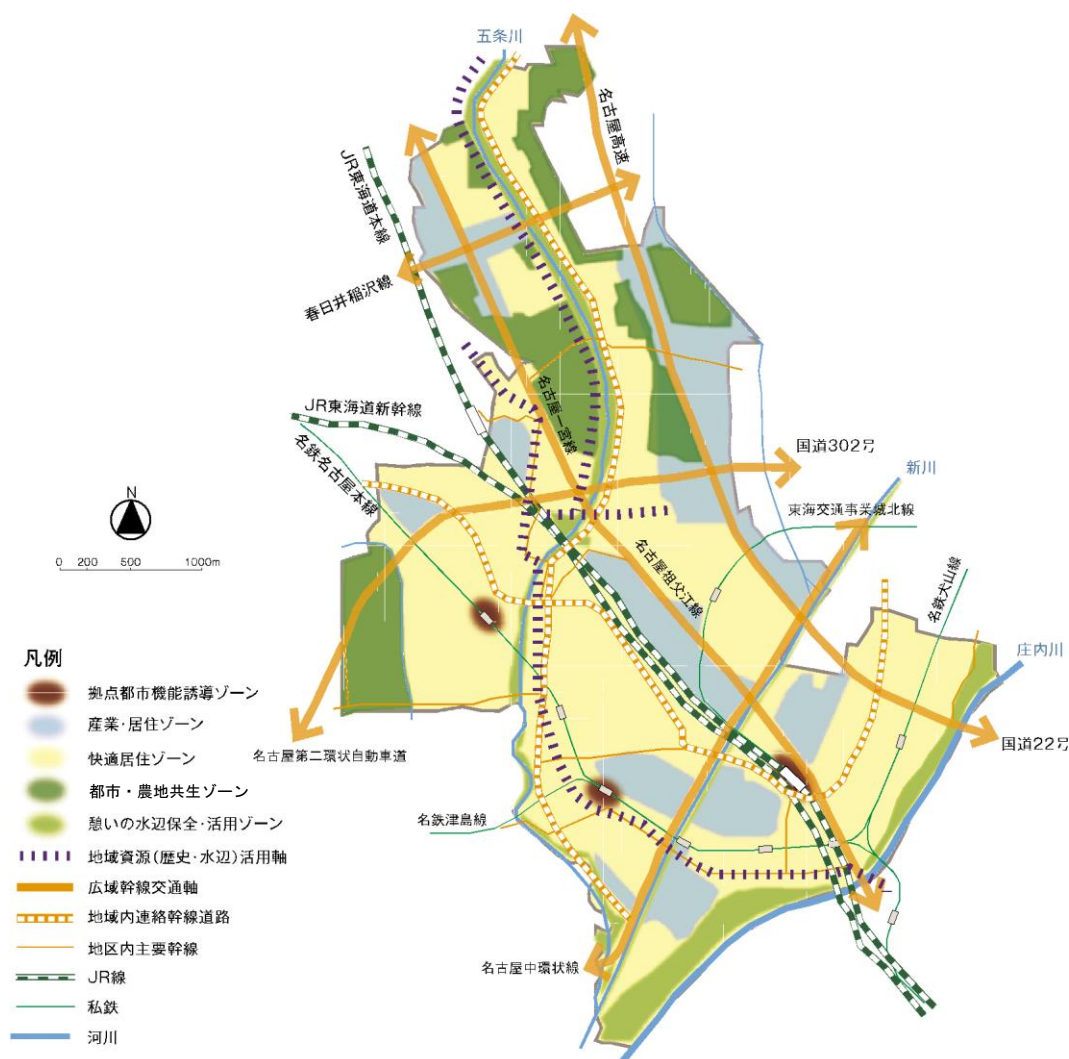
清須市では、工業地区と住宅地区、さらに農用地が混在していますが、将来的な用途純化を基本として、広域的な交通利便性とゆとりある土地空間の有効活用を図り、職・住・レクリエーションの空間が共存する地域として整備する必要があります。

このため、リニア中央新幹線の開業も見据えて、ＪＲ枇杷島駅、名鉄新清洲駅・須ヶ口駅を中心として、商業等の都市機能が集積する交流拠点となる「拠点都市機能誘導ゾーン」を設定します。

また、都市化が進む中で貴重な農地を守り、自然との共生を図るため、「都市・農地共生ゾーン」を設定するとともに、市内を流れる庄内川・新川・五条川の流域を市民が憩う豊かな水辺空間として整備し、美濃路や清洲城、朝日遺跡などの歴史的資源及び五条川沿いの文化芸術施設などの活用とあわせて、市民が安らぎと知的な充足感を感じることができる「憩いの水辺保全・活用ゾーン」を設定します。これらの地域資源を活用するために、「地域資源（歴史・水辺）活用軸」で結び、地域の魅力の向上と文化的な発展を目指します。

各ゾーンを「広域幹線交通軸」と「地域内連絡幹線道路」で連結することにより、市内全域の均衡な発展と広域的な交流・連携を図り、清須市の総合力をより高めていきます。

今後、都市計画上の用途区分に応じた適切な土地利用を推進するとともに、その土地のポテンシャルを生かしたまちづくりを進め、地域全体の活力向上を目指します。



III 清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020

(1) 策定の基本的な考え方

策定の目的

清須市では、2014（平成 26）年 11 月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」の目的に沿って、2016（平成 28）年度から 2019（令和元）年度までのまち・ひと・しごと創生（地方創生）の基本目標、取組に関する基本的方向、具体的な取組内容と客観的な指標（KPI）を定めた「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を 2016（平成 28）年 2 月に策定し、毎年度、その進捗状況を検証しながら取組を進めています。

■まち・ひと・しごと創生法の目的

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

（※）まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち …国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと …地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

地方創生の目標の実現は、中長期的な視点に立って目指していくべきものであり、引き続き地方創生を推進するため、2020（令和 2）年度から始まる新たな総合戦略として「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020」を策定します。

清須市第 2 次総合計画との関係

清須市では、2016（平成 28）年 12 月に策定した「清須市第 2 次総合計画」を行政運営の基本的な指針と位置づけており、総合計画に基づいて行政運営を進めることを原則としています。

第 2 次総合計画では、各分野で取り組むまちづくりの目標を「政策」として定め、各分野の政策のもとに、その実現に向けて中期的に取り組む「施策」（行政分野や組織の所掌事務を踏まえて、複数の事務事業をその目的により束ねるもの）を分野別・体系的に整理しています。

一方、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、「清須市人口ビジョン（2016（平成 28）年 2 月策定）」で提示する本市の人口に関して目指すべき将来の方向を踏まえて、地方創生の実現に向けた取組を分野横断的にまとめたものです。

■本市の人口に関して目指すべき将来の方向（清須市人口ビジョン）

方向性①	地域資源を生かして地域の活力を高める
方向性②	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
方向性③	シニア世代が元気でアクティブに暮らせる地域をつくる
方向性④	安全・安心で快適に暮らせる地域をつくる

各分野におけるまちづくりを効果的に進めるための基盤を整えるという点において、人口に関する問題への対応は重要な政策課題です。総合戦略 2020 に位置付けた取組は、行政運営の基本的な指針である第 2 次総合計画と内容の整合を図りながら、重点的に取り組むこととします。

■総合戦略 2020 と第 2 次総合計画 後期基本計画の相関】

第 2 次総合計画		
政策（基本構想）	施策（基本計画）	事務事業（実施計画）
各分野で取り組むまちづくりの目標	各分野の政策の実現に向けて中期的に取り組む施策（ <u>達成度指標</u> 、施策の展開など）を設定	施策の展開に即した事務事業について、 <u>活動指標</u> を設定し、予算編成と連動させながら進捗管理

総合戦略では、地方創生の基本目標の達成に向けて必要となる取組という観点から、総合計画の施策の内容について政策をまたいで整理。総合計画においても、総合戦略に位置付けた取組を重点的に実施。

総合戦略 2020		
基本目標	取組に関する基本的方向	具体的な取組内容と K P I
地方創生の観点で新たな目標を立て、 <u>数値目標</u> を設定（基本計画の施策レベルを想定）	政策分野ごとに、基本目標を達成するために実施する取組の方向性を設定	取組の方向性に沿って、具体的な取組と <u>重要業績評価指標（K P I）</u> を設定

計画期間

総合戦略 2020 の計画期間については、総合計画の後期基本計画と計画期間をあわせ、2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度までの 5 年間とします。

■第 2 次総合計画（基本計画）と総合戦略の計画期間】

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
総合戦略（現戦略：4 年、戦略 2020：5 年）						>				>
基本計画（前期：3 年、後期：5 年）						>				>
国の総合戦略（第 1 期：5 年、第 2 期：5 年）						>				>

（2）基本目標

人口ビジョンで提示する本市の人口に関して目指すべき将来の方向を踏まえて、2020（令和 2）年度以降の地方創生の実現に向けた基本目標を次のとおり設定します。

基本目標①	定住する若い世代をふやす
基本目標②	市の「強み」を生かして経済効果を生む
基本目標③	人を育て・つなげて地域を活性化する

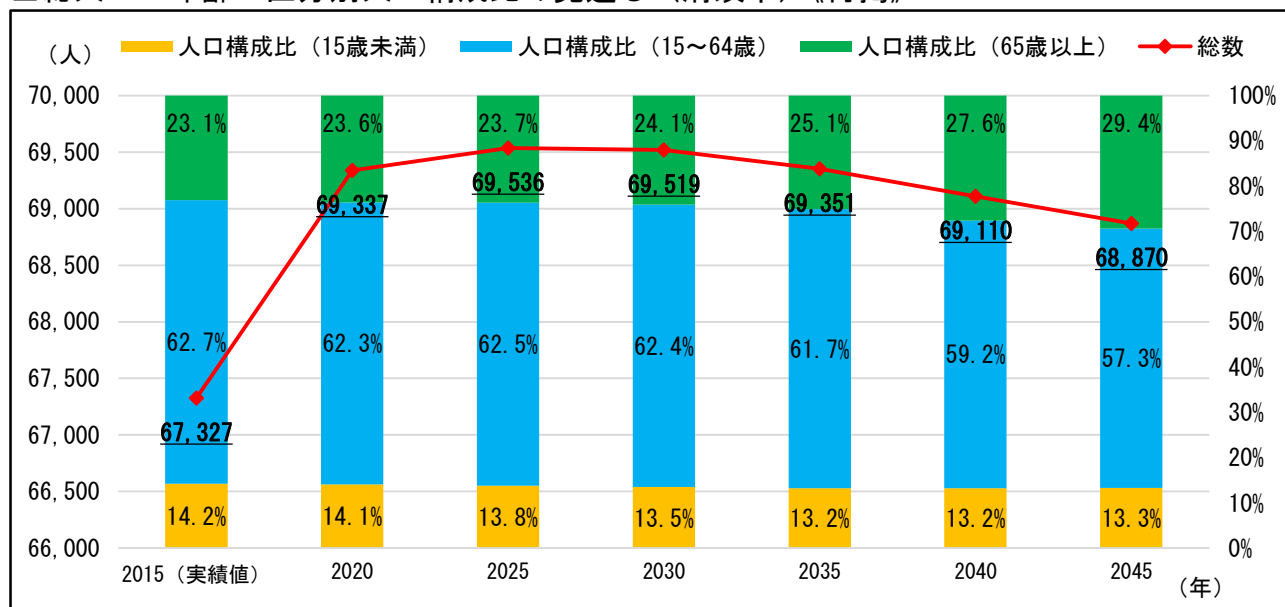
基本目標の考え方

本市の人口は一貫して増加を続けていますが、今後の見通しとしては、2015（平成 27）年に 67,327 人であった人口は、今後も増加を続けて 2025（令和 7）年にピークを迎えますが、以降は緩やかに減少し、2045（令和 27）年の人口は 68,870 人になることが見込まれています。

一方で、人口の構成比においては、2015（平成 27）年から 2045（令和 27）年にかけて、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は 62.7%から 57.3%と 5.4 ポイント減少し、老年人口（65 歳以上）は 23.1%から 29.4%と 6.3 ポイント上昇するなど大きな変化が見込まれ、これに伴って、地域社会の中でも様々な影響が懸念されます。

こうした将来の状況を見据えて、人口に関する問題に的確に対応して、今後も持続的なまちの発展を実現するため、総合戦略 2020 では中長期的な視点に立って3つの基本目標を定め、その一体的な推進を図ります。

■総人口・年齢3区分別人口構成比の見通し（清須市）《再掲》



■総合戦略 2020 の基本目標のイメージ



市の「強み」を生かして
経済効果を生む



定住する若い世代
をふやす

**清須の持続的
な発展**

人を育て・つなげて地域
を活性化する



(3) 基本目標の実現に向けた取組

基本目標① 定住する若い世代をふやす

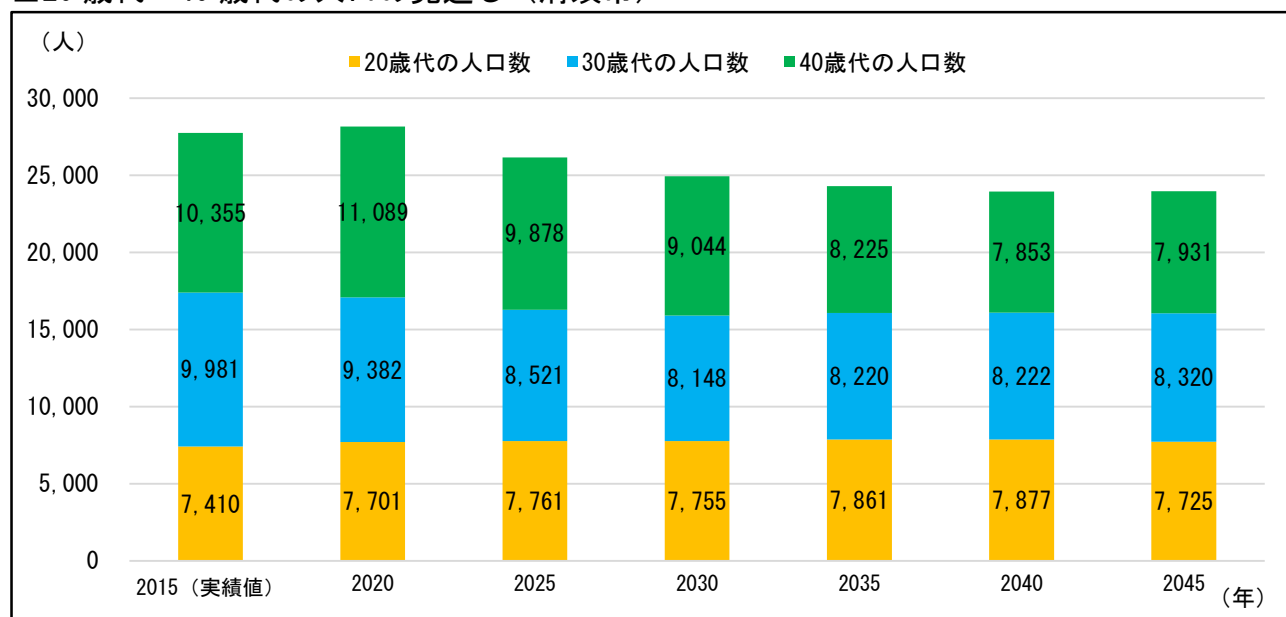
今後も持続的なまちの発展を実現するためには、第一に若い世代の人口規模を維持することが重要であることから、若い世代が子育てしやすく、住み続けたいと感じる環境を整え、定住する若い世代の増加を目指します。

数値目標	基準値	目標値
住民基本台帳に基づく 20歳代～40歳代の人口数	28,410人 (2019(平成31)年1月)	基準値を維持 (2025(令和7)年1月)
今後もこの地域で子育てして いきたいと思う3歳児の 保護者等の割合【施策201】	96.9% (2018(平成30)年度)	基準値を維持 (2024(令和6)年度)

① 基本目標の関係データ

清須市の20歳代から40歳代の人口の今後の見通しとしては、2015(平成27)年から2045(令和27)年にかけて13.6%減少することが見込まれています。

■20歳代～40歳代の人口の見通し(清須市)



② 取組に関する基本的方向

- 若い世代の方に「清須市は子育てしやすい」と感じていただくためには、安心して就労と子育てを両立できる環境を整えることに重点的に取り組む必要があります、保育・幼児教育と放課後等における活動の場についての利用ニーズを確実に充足します。
- 加えて、妊娠・出産期から子育て期を過ごす方が、ワンストップで情報を得ることができ、必要なサービスを必要なときに受けることができる環境づくりを強化します。
- 若い世代の方に「清須市に住み続けたい」と感じていただくためには、安心・快適な環境を確実に確保することが必要であり、特に防災や防犯の観点では、ハード面の整備とともに、ニーズに応じた情報発信や、地域の防災活動に参加しやすい仕組みづくりを進めます。

- また、地域に誇りと愛着を持ち、当事者として考え行動する住民意識（シビックプライド）を醸成するため、幼少期から市の歴史や魅力を知ってもらうための取組を推進します。

③ 具体的な取組と K P I（重要業績評価指標）

- 民間事業者の誘致など多様な方法を活用して、保育・幼児教育と放課後等における活動の場についての利用ニーズを充足します。[施策 202]
- 子育て世代包括支援センターについて、多様な媒体による周知など利用促進を図ることにより、子育て世代を支援するためのワンストップ拠点として、地域への定着を図ります。[施策 201・202]
- 防災や防犯に関する情報について、多様な媒体による情報発信に取り組みます。[施策 102・103]
- 地域の防災を担う人材を育成するための地域防災リーダー養成講座について、プログラムの見直しなどにより、若い世代の方の参加を促進します。[施策 102]
- 2020（令和 2）年度にリニューアルするあいち朝日遺跡ミュージアムの活用や、小学校社会科の新たな副読本の作成など、学校教育の中で子どもが地域のことを学ぶ機会の充実に取り組みます。[施策 203]

K P I	基準値	目標値
保育園の入園待機児童数 [施策 202]	0 人 (2019（平成 31）年 4 月 1 日)	0 人 (2025（令和 7）年 4 月 1 日)
「子育て世代包括支援センター」を知っている市民の割合 [施策 201]	30.5% (2018（平成 30）年度)	基準値から増加 (2023（令和 5）年度※) ※市民満足度調査実施年度
20 歳代～40 歳代の地域防災リーダー養成講座受講者数	8 人 (2018（平成 30）年度)	20 人 (2024（令和 6）年度)

基本目標② 市の「強み」を生かして経済効果を生む

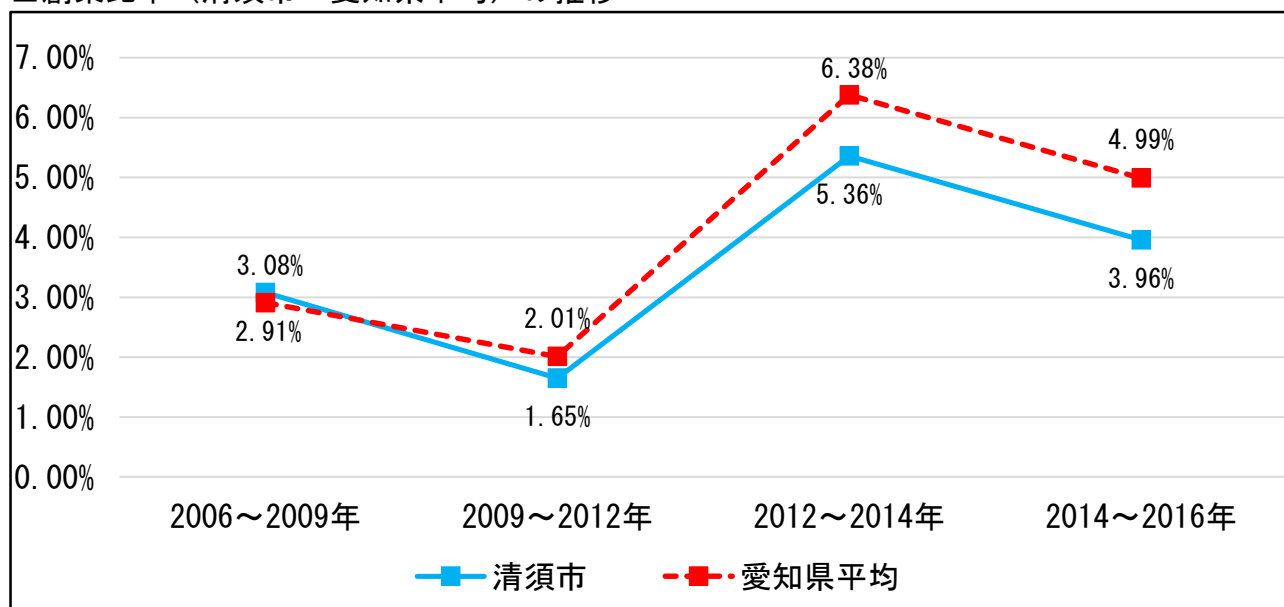
定住する若い世代の増加を目指すためには、若い世代にとって働く場所としての魅力を高めることが重要であることから、市の「強み」である交通利便性や豊富な歴史資源・観光資源などを生かして、資金が市域外から流入し、市域内で循環する環境をつくり、経済効果を生み出すことを目指します。

数値目標	基準値	目標値
市内の創業比率	3.96% (2014（平成 26）年～2016（平成 28）年)	県平均値以上 (2024（令和 6）年を含む経済センサス実施期間)
特定の期間における「新設事業所数を年平均にならした数」の「期首の既存事業所数」に対する割合。個人、（法人）会社を足し合わせて算出しており、会社以外の法人及びその他の団体は含んでいない。		
市内の民営事業所数 [施策 502]	2,495 事業所 (2016（平成 28）年 6 月 1 日)	基準値を維持 (2024（令和 6）年を含む経済センサス実施期間)
市内の民営事業所の従業者数 [施策 502]	28,535 人 (2016（平成 28）年 6 月 1 日)	基準値から増加 (2024（令和 6）年を含む経済センサス実施期間)

① 基本目標の関係データ

清須市の創業比率は県平均値を約1ポイント下回っており、愛知県内の54市町村の中でも39番目とあまり高くない状況です。

■創業比率（清須市・愛知県平均）の推移

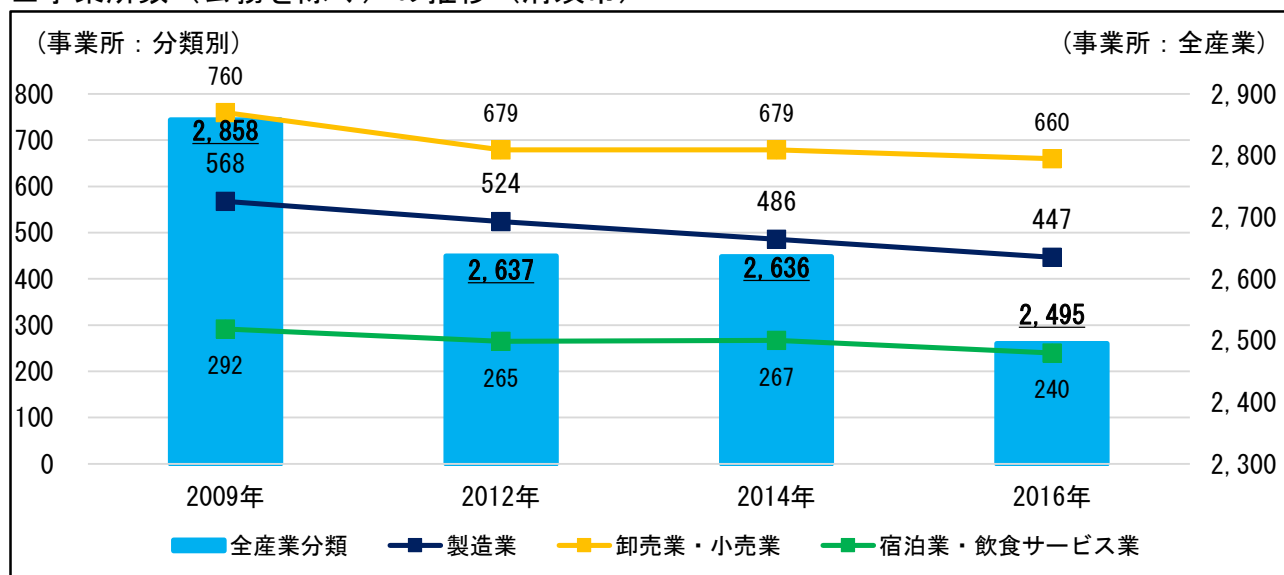


出典：総務省「経済センサス基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」をもとに作成
 注記：「2009（平成21）年 経済センサス基礎調査」及び「2012（平成24）年 経済センサス活動調査」では、新設事業所の定義が異なるため、「2006～2009年」及び「2009～2012年」の創業比率は、前後の数字と単純に比較できない。

清須市の事業所数は、愛知県内の54市町村の中で26番目となっています。

産業分類別では、製造業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業の事業所が多く、次いで建設業、生活関連サービス業・娯楽業、その他のサービス業、医療・福祉の事業所が多い状況です。

■事業所数（公務を除く）の推移（清須市）

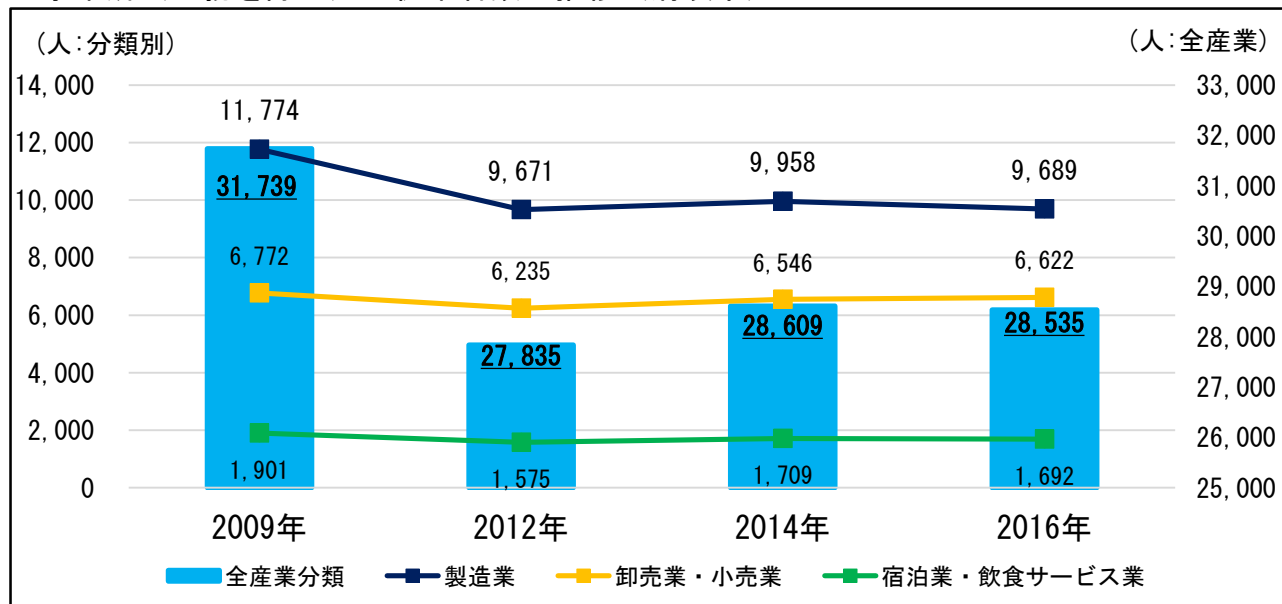


総務省「経済センサス基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」

清須市の事業所の従業者数は、愛知県内の 54 市町村の中で 26 番目となっています。

産業分類別では、製造業、卸売業・小売業の事業所が多く、次いで運輸業・郵便業、その他のサービス業、建設業、医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業の事業所の従業者数が多い状況です。

■事業所（公務を除く）の従業者数の推移（清須市）



総務省「経済センサス基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」

② 取組に関する基本的方向

- 交通利便性や豊富な歴史資源・観光資源などの市の「強み」がある中で、経済効果を生み出すためには、まずは市内事業者の活性化を図ることが必要であり、商工会等との連携を図りながら、市内での創業に対する支援や、中小事業者の経営基盤の強化に向けた取組を進めます。
- また、清洲城や朝日遺跡をはじめとした豊富な歴史資源・観光資源などを活用し、来訪客の増加を経済効果につなげるため、観光地域づくりを推進します。
- 加えて、豊富な歴史資源・観光資源などを活用して、市内における製造品等のブランディングを推進します。
- 観光地域づくりやブランディングの推進にあたっては、より効果的な情報発信の仕組みづくりを進めます。

③ 具体的な取組とKPI（重要業績評価指標）

- 商工会等との連携により、創業支援セミナーや中小事業者を対象とした講習会などを開催します。[施策 502]
- 国・県と同調して、東京圏から本市に移住する起業・就業者への支援を行います。[施策 502]
- 民間事業者との連携など多様な方法を活用して、観光施設の魅力向上を図り、観光誘客を促進します。[施策 501]
- 「あしがるサイクル」の効果的な活用により、市外来訪者の利便性と周遊性を高めます。[施策 501]
- 観光施設間の連携や案内サインの設置などにより、市外来訪者の市内滞在を促進します。[施策 501・603]

- 市内の企業や事業者と連携したオリジナル土産品の開発を進めるとともに、それを核としたブランディングに取り組みます。[施策 501・502]
- 商工会や観光協会との連携により、効果的な情報発信に取り組みます。[施策 501・502]

K P I	基準値	目標値
創業支援事業による創業件数 [施策 502]	18 件 (2018 (平成 30) 年度)	25 件 (2024 (令和 6) 年度)
清洲城 (有料) 及びあいち朝日遺跡ミュージアムの入場者数	66,007 人 清洲城 : 61,123 人 資料館 : 4,884 人 (2018 (平成 30) 年度)	135,000 人 (2024 (令和 6) 年度)
清洲ふるさとのやかたでの土産品販売額	10,736 千円 (2018 (平成 30) 年度)	13,000 千円 (2024 (令和 6) 年度)
オリジナル土産品の開発件数	2 件 (2018 (平成 30) 年度)	毎年度 2 件を継続 (2024 (令和 6) 年度)
観光協会ホームページのアクセス件数	4,141 件 (2018 (平成 30) 年度)	8,000 件 (2024 (令和 6) 年度)

基本目標③ 人を育て・つなげて地域を活性化する

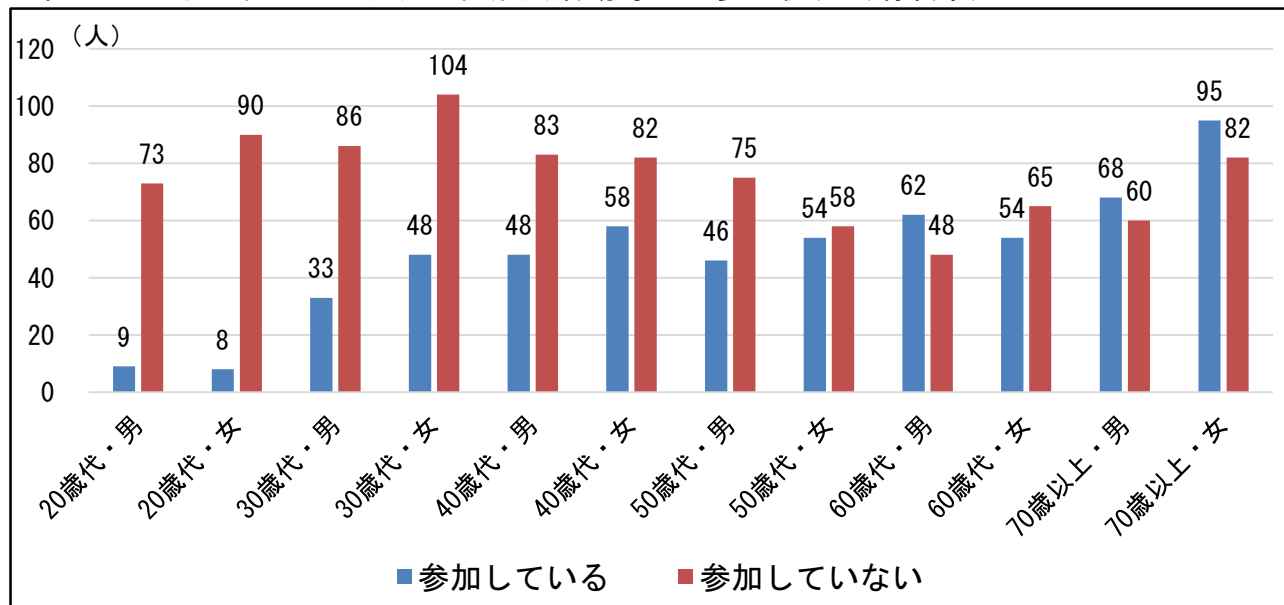
社会経済が大きく変化する中であっても、誰もが安心して生活できる地域社会をつくるためには、地域で人が関わりあい、様々な分野で地域の活動が持続的に行われていくことが重要であることから、様々な分野で地域を担う人を育てるとともに、お互いにつながりあうことにより、地域の活動を活性化させることを目指します。

数値目標	基準値	目標値
地域のつながりを感じている市民の割合 [施策 703]	37.1% (2018 (平成 30) 年度)	基準値から増加 (2023 (令和 5) 年度※) ※市民満足度調査実施年度
ブロックや自治会等の活動に参加している市民の割合 [施策 703]	39.0% (2018 (平成 30) 年度)	基準値から増加 (2023 (令和 5) 年度※) ※市民満足度調査実施年度

① 基本目標の関係データ

2018（平成 30）年度の市民アンケート調査における、住んでいる地域のブロック・自治会活動等への参加状況を見ると、50 歳代までは参加していない方が多くなっていますが、60 歳代以降は参加している方が多くなっています

■住んでいる地域のブロック・自治会活動等への参加状況（清須市）



出典：清須市「第 6 回（2018（平成 30）年度）市民満足度調査」をもとに作成

注記：調査において回答のあった 1,497 人（属性不明を除く）のうち、当該設問に対して無回答であった 8 人を除く 1,489 人の回答を分類。

② 取組に関する基本的方向

- 地域で人が関わりあい、様々な分野で地域の活動が持続的に行われていくためには、その中心となって活動する人材を育てることに重点的に取り組む必要があります、様々な分野において、これから地域で中心的な役割を担っていく人材の育成を推進します。
- 加えて、地域での活動がさらに活性化するためには、人材同士がつながり、様々な情報を共有することが必要であり、情報共有の場づくりを進めます。
- また、市の行政運営にあたっても、市民参加を支援・促進するとともに、行政と市民の交流の場づくりを進めます。

③ 具体的な取組と K P I（重要業績評価指標）

- 地域防災リーダーや母子保健推進員、食生活改善推進員など、様々な分野において地域で中心的な役割を担っていく人材を育成するための養成講座等を開催します。
[施策 102・201・301]
- 様々な機会をとらえて、「市民協働ハンドブック」などを活用して市民参加・市民協働を促進するための情報発信に取り組みます。[施策 701]
- 地域で活動する様々な人材が交流し、情報を共有するための機会づくりに取り組みます。[施策 701]
- 市職員の市民参加・市民協働に関する意識の向上を図るため、定期的な研修を実施します。[施策 701]
- 市の行政計画を策定する際には、市民ワークショップの開催など、策定過程における市民参加を原則として実施します。[施策 701]

K P I	基準値	目標値
地域防災リーダー数 〔施策 102〕	229 人 (2018 (平成 30) 年度末)	450 人 (2024 (令和 6) 年度末)
母子保健推進員数 〔施策 201〕	58 人 (2019 (平成 31) 年 4 月 1 日)	70 人 (2025 (令和 7) 年 4 月 1 日)
食生活改善推進員数 〔施策 301〕	47 人 (2019 (平成 31) 年 4 月 1 日)	51 人 (2025 (令和 7) 年 4 月 1 日)
職員を対象とした研修会の開催	1 回開催 (2018 (平成 30) 年度)	毎年度開催 (2024 (令和 6) 年度)

(4) 清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020 のマネジメントサイクル

清須市の行政運営マネジメントの基軸である第 2 次総合計画では、計画体系に即した行政評価（施策評価・事務事業評価）を実施し、その結果を活用して、毎年度の事務事業の見直しや、計画全体の見直しを行うサイクル（マネジメントサイクル）を構築していますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020 においても、第 2 次総合計画におけるマネジメントサイクルの仕組みを活用した進捗管理を行います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020 に係るマネジメントサイクルでは、基本目標を単位として、市における評価を行うとともに、有識者等で構成する「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」において外部の視点からの評価を行います。

また、評価結果を踏まえて、必要に応じて、まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020 の内容の見直しを行います。

(5) 基本目標の実現に向けたご意見・ご提案

まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020 の策定過程において実施した「市民参画会議」、「若い世代へのまちづくりに関するインタビュー」において、参加者の皆様からいただいた今後の清須市のまちづくりに対するご意見・ご提案を、基本目標ごとに分類して整理しました。

今後、取組を進めていくにあたり、これらのご意見・ご提案を十分に踏まえながら、基本目標の実現を目指してまいります。

「基本目標① 定住する若い世代をふやす」に関するご意見・ご提案

- 今後、生産年齢人口の減少が見込まれる中で、外から人を呼んで定住人口を増やすことが必要。
- 今住んでいる人の地域への愛着心が高まれば、次世代にとっても魅力的な地域になる。
- 多子世帯の保育料の軽減など、子育て世代への厚いサポートは必須。
- 安定して財源や制度を維持していくためには、子育て世代が安心して子育てできる地域であることが大事。
- 市内を流れる河川を生かしたテーマパークなど、家族で一日遊べる場所があると良い。
- 子どもが外で安全に遊ぶことができる環境がほしい。
- 子どもに地元の魅力（歴史、文化、河川など）を伝えていくことで、将来戻ってきたい「まち」になる。
- 子育て支援センターが充実していて良いと思う。

- 子どもを安心して育てられる環境が大事。
- 安全・安心・安定・快適はまず当たり前確保すべき。
- 安定・快適という意味では、子育て・仕事・お金・生活・医療を一体的に支援するセンターが市の単位であると良い。
- 市の担当者が素晴らしいと思う地域を視察して、そのアイデアを市に持ち帰って導入してはどうか。
- 癒しを感じられるような町並みや、美しくデザインされた場所がほしい。
- 若者から高齢者まで、それぞれの状況に応じて情報が取れて、情報を共有できる仕組みづくりが必要。
- 東海豪雨の経験を後世に伝えて、防災の意識を高めてもらうために、「東海豪雨記念館」をつくってはどうか。
- 若い世代に住んでももらうためにも、災害への対策は必要。
- 災害時の情報発信のために、近隣市と協力してコミュニティFMをつくってはどうか。
- 大都市の隣という強みを生かして、究極のベッドタウンを目指すべき。
- 清須の価値にストーリー性を持たせて、清須のアイデンティティをつくっていくことが必要。そのためには外部からプロデューサーを呼び込んではどうか。
- 多子世帯が利用しやすい保育環境をつくってほしい。
- 子育て環境で他市町との差別化を図ることが必要。
- 保育園利用者へのアンケートを行って、その結果を踏まえて取組を進めてほしい。
- 小さい子どもが遊ぶ公園はたくさんあるが、中学生や高校生が集まって、サッカーや野球ができるグラウンドがあると良い。
- 名古屋から近いのに、お店の数が少ない。駅の近くにカラオケ、カフェ、居酒屋などがあったら便利だと思う。
- スポーツができる施設やカラオケなど、若い人たちが思いきり遊べる場所がほしい。
- 駅周辺にカフェや夜までやっているお店があると、名古屋まで行かずに友人と集まることができ良い。
- 名古屋にもすぐ行けるのに、静かでのどかなイメージの清須市は、都会よりも住みやすいと思う。
- 家族や友達同士で参加することができる地域のイベントがもっとあると良い。
- 狭い道路や、街灯が暗い場所が少なくなれば、もっと住みやすいと思う。

「基本目標② 市の「強み」を生かして経済効果を生む」に関するご意見・ご提案

- 清洲城や朝日遺跡など、市内には外の方に誇れるところはたくさんある。
- 市の名物になるものをぜひ作ってほしい。
- 観光がお金につながっていない。観光に来た方が市内のお店を使って、お店が育つようなながれができると良い。
- 若い人に興味を持ってもらえるような観光情報が発信できれば、情報が拡散されて、より多くの方に市に来てもらえると思う。
- 観光分野ではボランティアの方が頑張っているが、さらなる観光振興のためには、収入が得られて、仕事にできる状況をつくる必要がある。
- 名古屋から5分の立地だが、それが生かされていないように感じる。
- 副業を認める会社が増えてきているので、副業をしたい方への支援があると良い。
- ホームワーク（在宅就労）や、自分の特技を仕事に生かすマッチングなどの支援があれば、主婦等が働きやすくなると思う。
- 人の面でも、ハード面でも魅力的な「まち」をつくることにより、外から人も企業も来て、仕事も増えるという良い循環ができると思う。

- 企業の収益と個人の収入が順調に伸びる状態がつかれるとよい。
- 費用をかけずに、今あるものを生かして稼ぐアプローチが必要。
- 行政でいえば内部での連携、地域でいえば観光協会と商工会の連携など、連携することで無駄をなくして効果をあげることができる。
- 歴史エリア、農業エリアなど、地域の良さを生かしたスポットづくりにより、「清須で休日をお過ごし！」というPRができると良い。
- 美濃路、朝日遺跡、清洲城のエリアを充実させるとよい。歴史軸を生かして、人のながれをどのようにつくるのが課題。
- 市の職員に市民になってもらうことで、職員の地域への想いが高まるのではないかな。
- 地元企業が情報交換できる場を定期的を開催して、地元企業の発展を後押しできるとよい。
- 小さな会社同士がつながるような仕組みがあれば、イノベーションにもつながるのではないかな。
- 市内に企業の社宅を誘致してはどうか。
- 市内で働きたいと思っている方が、市内で働く場所の情報を取りやすくする仕組みづくりができると良い。そのために子育てアプリを活用してはどうか。
- 情報発信を通じて、旧町内でしか知られていない強みを、市の強みにしていく努力が必要。
- 鉄道駅は多くても、道路の交通は不便だと感じる。
- 施策の全体的な方向性として、子どもや孫の世代に良くなっている、そういった長期的な視野で取り組んでほしい。
- JR清洲駅は、稲沢市にあるが清須市民がよく利用する駅なので、稲沢市と連携して駅前のにぎわいづくりを進めてほしい。
- 駅から観光地までの道を観光客にどう楽しんでもらうかは大事だと思う。魅力ある駅・道・店をつくっていくことが必要。
- 「清須会議」は話し合いで問題を解決した舞台なので、そうした歴史遺産を、平和をアピールするものとして活用してはどうか。
- 市内で行う観光ツアー、物産ツアー、遊びのツアーなどを企画してはどうか。
- レンタサイクルでまちを巡ることができると思う。楽しい内容のマップがあって、写真映えするスポットを自転車で回れたら楽しいと思う。
- 名古屋市よりも土地の価格が安いと思うので、名古屋駅・栄にあるようなお店やオフィスなどを市内に誘致する取組をしてはどうか。

「基本目標③ 人を育て・つなげて地域を活性化する」に関するご意見・ご提案

- これからの時代に求められるまちは、人間らしく生きることができるまち。心を満たすことが大切になってくる。
- 市全体の活動では自分たちの地域を守れないので、自分たちの地域で防災カフェを開いて話し合ったり、まち歩きをする住民活動を行っている。そうやってコミュニティをつくるのが大事。
- 子どもだけではなく、全ての年代の方が生涯を通じて学ぶことができる機会を充実させることが必要。
- 各地域のお祭りなど、今市にある資源をつないで、ネットワークを強化することで生かしていくアプローチが必要。
- 行政と市民の信頼関係が大切。そのためには、市民の声を拾う市民参画会議のような場は有効だと思う。
- 市が開催する講座などにより、市民がボランティアの経験を積む機会が増えると良い。

- 今後、シニアの方が多くなっていく中で、その方たちが活躍できる機会を増やすことができると思います。
- 農地と高齢者と空家をうまくつなげて活用できれば、農地の多面的活用、高齢者の生きがいづくり、近所で買物できる場所の確保など、様々な効果がある。
- 市の魅力を発信する人材を育てる「情報発信リーダー養成講座」、「YouTuber 養成講座」などを開催してはどうか。
- 地域には様々な人材がいるのに、それがつながらない。まずは核になる人がいて、そこからつながりができていくのが理想的。
- 市議会の情報が市民に取りやすくなるなど、もっと市議会と市民がつながると良い。
- 様々な分野で、市民一人ひとりが行政と関わるような状態ができると思います。
- 市役所の中でも各課が連携して、チームワークで課題を解決していくことが必要。
- アプリの開発など、つながるためにオンラインツールを活用してはどうか。
- 行政が担っている仕事も、できることであれば民間やボランティアに担ってもらうことができると思います。
- 市の職員と市内の企業の方が、人材交流をしてはどうか。
- 地区の垣根を越えて、交流できるようなイベントを開催してはどうか。

Ⅳ 7つの政策の実現に向けた 37 の施策

(1) 政策体系

基本構想で掲げる 7つの政策（施策の指針）のもとに、その実現に向けて清須市が中期的に取り組む施策（行政分野や組織の所掌事務を踏まえて、複数の事務事業をその目的により束ねるもの）を、以下のとおり体系的に整理します。

施策の単位については、施策の継続性を確保するために「第2次総合計画 前期基本計画」の施策項目（37 項目）をベースとしつつ、現状の行政課題や組織体制を踏まえて 37 の施策を設定します。

政策 1	安全で安心に暮らせるまちをつくる	
	施策 101	治水対策の推進
	施策 102	防災・減災対策の推進
	施策 103	防犯・交通安全対策の推進
	施策 104	消防・救急医療体制の充実
政策 2	子育てのしやすいまちをつくる	
	施策 201	母子保健の充実
	施策 202	子育て支援の充実
	施策 203	学校教育の充実
	施策 204	ひとり親家庭への支援の充実
	施策 205	青少年健全育成の推進
政策 3	誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる	
	施策 301	健康づくりの推進
	施策 302	地域福祉の充実
	施策 303	高齢者福祉の充実
	施策 304	障害者（児）福祉の充実
	施策 305	医療保険・年金制度の適正運営
	施策 306	生活保護・生活困窮者自立支援制度の適正実施
政策 4	便利で快適に暮らせるまちをつくる	
	施策 401	市街地整備の推進
	施策 402	道路・橋梁の整備・適正管理の推進
	施策 403	上水道の安定供給・下水道の充実
	施策 404	水辺空間と緑地の充実
	施策 405	公共交通の充実
	施策 406	ごみの減量化と資源化の推進
	施策 407	環境保全の推進
	施策 408	斎苑施設の整備・運営
政策 5	魅力に満ちた活力のあるまちをつくる	
	施策 501	観光の振興
	施策 502	商業・工業の振興
	施策 503	都市近郊農業の振興
	施策 504	消費生活の擁護
政策 6	豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる	
	施策 601	生涯学習の充実
	施策 602	文化・芸術活動の振興
	施策 603	文化財保護の推進
	施策 604	スポーツ・レクリエーション活動の振興
	施策 605	国際交流の振興
	施策 606	男女共同参画社会の推進
政策 7	つながりを大切にするまちをつくる	
	施策 701	市民参加・市民協働の推進
	施策 702	広報・広聴活動の充実
	施策 703	自治・コミュニティ活動の振興
	施策 704	市民ニーズに応える行政運営の推進

(2) 施策の概要

主担当課

施策単位で主担当課を設定し、主担当課が「施策の展開」ごとの担当課と連携を図りながら、施策の進行管理を実施します。

目指す姿

施策単位で、基本構想の終期である 2024（令和 6）年度を見据え、“施策がどう展開され、その結果、まちがどうなっているか”という視点から、施策の目標となる「目指す姿」を掲げます。

達成度指標

施策単位で、「目指す姿」にどこまで近づけているかを測るための指標として、「達成度指標」を設定します。「達成度指標」は原則として実現すべき成果に係る数値目標とします。

また、市民満足度調査における「施策の満足度」については、全施策共通の「達成度指標」として、計画期間中の上昇を目指します。

<市民満足度調査>

市が取り組む施策に対して、市民が現在どの程度満足と感じているか、そして今後どれくらい重要と感じているかを統計的に整理し、市のまちづくりに反映することを目的として、2008（平成 20）年度から実施しています。

第 1 次総合計画の期間中においては、隔年で実施してきましたが、第 2 次総合計画の期間中においては、計画の検証・見直し等の時期にあわせて、次のとおり実施を予定しています。

2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	前期（3 年度間）			後期（5 年度間）				
満足度調査		満足度調査	改定作業		満足度調査		満足度調査	改定作業

施策の展開

施策の「目指す姿」の達成に向けて、後期計画の計画期間（2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度まで）において、施策をどのような方向性で進めていくかを整理するものです。

「施策の展開」ごとに担当課を設定し、施策の主担当課と連携を図りながら、施策全体を推進します。また、「施策の展開」に即した具体的な事務事業については、実施計画（「V 基本計画を核とする行政運営マネジメントの実行」を参照）において、毎年度整理します。

(3) 施策ページの見方

現状と課題

- 国等の動向や、清須市におけるこれまでの取組を踏まえ、施策を取り巻く現状と課題を整理しています。

政策 1 安全で安心して暮らせるまちをつくる

施策 101 治水対策の推進

主担当課：土木課

現状と課題

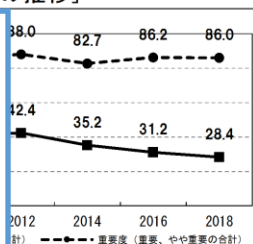
- 全国的にゲリラ豪雨や集中豪雨による浸水被害が多発しており、市民の治水に対する関心が高まっていることから、引き続き市民に分かりやすい水害対応情報の発信に努め、市民との情報共有を図る必要があります。
- 雨水を河川に放流するための排水ポンプ場について、堀江ポンプ場、豊田川ポンプ場、西清洲ポンプ場をはじめ、老朽化に対応した計画的な施設の改修を進めています。
- 河川の流下能力の向上等を図るため、国や県と連携して庄内川特定構造物改築事業や河川整備事業などを進めています。
- 都市化の進行に伴って、雨水を貯留して地面に染み込ませる田畑の減少が進んでいることから、浸水被害の発生を防止するための雨水貯留対策を推進する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

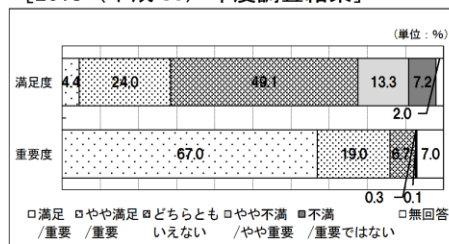
目指す姿

- 後期基本計画の終期である2024（令和6）年度を見据えて、施策の目標として、『施策がどう展開され、その結果、まちがどうなっているか』を掲げています。

[満足度・重要度の推移]



[2018（平成30）年度調査結果]



目指す姿

総合的な治水対策が着実に進展し、浸水被害の軽減が図られています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度	31.2% (2016 年度)	28.4% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
床上浸水被害の発生件数	0 件 (2015 年度)	0 件 (2018 年度)	0 件 (2024 年度)
水害対応ガイドブックを知っている市民の割合	—	66.6% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
大雨でも自宅の浸水の心配が軽減される割合	29.0% (2016 年度)	26.5% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)

達成度指標

- 施策の「目指す姿」にどこまで近づけているかを測るための指標です。
- 後期基本計画の終期である2024（令和6）年度を見据えた目標値（後期計画目標値）を設定しています。
- **満足度**…「市民満足度調査」の結果を指標とするものです。「市民満足度調査における満足度」は、調査において、施策に対して「満足」又は「やや満足」と回答した方の割合の合計です。
- **戦略**…「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020」の数値目標又はKPI（重要業績評価指標）を指標とするものです。3つの基本目標ごとに整理しています。

施策の展開

- 施策の「目指す姿」の達成に向けて、後期基本計画の計画期間（2020（令和2）年度から2024（令和6）年度まで）において、施策をどのような方向性で進めていくかを整理しています。
 - 「施策の展開」に即した具体的な事業を、「実施計画」で毎年度整理します。
- 戦略**…「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020」に位置付けている取組です。3つの基本目標ごとに整理しています。

施策の展開

1 市民に分かりやすい水害対応情報の発信【防災行政課】

「水害対応ガイドブック」や「浸水想定区域図」等により、市民に分かりやすい水害対応情報を発信します。

2 排水ポンプ場・雨水幹線等の整備・管理【上下水道課】

雨水の河川放流により浸水被害を防止・軽減するため、排水ポンプ場や雨水幹線等の整備・管理を行います。

3 水害に強い安全な河川づくり【土木課・都市計画課】

国や県と連携した河川改修事業等により、水害に強い安全な河川づくりに取り組みます。

4 雨水貯留施設の整備・管理【土木課・上下水道課】

雨水の流出による浸水被害を防止・軽減するため、雨水貯留施設の整備・管理を行います。

5 民間雨水貯留浸透施設の設置支援【都市計画課】

雨水の流出による浸水被害を防止・軽減するため、民間の雨水浸透ますや雨水貯留槽の設置に対する支援を行います。

6 水防施設の管理・運営【都市計画課】

浸水被害発生時に適切な対応を行うため、庄内川水防センターを適正に管理・運営します。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
一級河川庄内川水系 新川圏域河川整備計画（愛知県）	一級河川庄内川水系の新川圏域において、まちの暮らしを支えはぐくむ、安全で安心できる川づくりを進めるための計画です。	河川法	2007（平成19）年からおおむね30年
二級河川日光川水系 河川整備計画（愛知県・名古屋市中区）	二級河川日光川水系において、歴史に学び地域と歩む、安全で安心できる川づくりを進めるための計画です。	河川法	2011（平成23）年からおおむね30年
新川流域水害対策計画（愛知県及び清須市など流域15市町）	河川管理者、下水道管理者、流域内の地方公共団体等の関係機関が連携して、浸水被害対策を推進するための計画です。	特定都市河川浸水被害対策法	2007（平成19）年からおおむね30年
公共下水道全体計画	公共下水道の計画区域等を定めた全体計画です。	—	2010（平成22）年度～2025（令和7）年度
公共下水道事業計画	公共下水道を整備する地区や工事の期間等を記載した事業計画です。おおむね5年ごとに予定処理区域の拡大を行っています。	下水道法、都市計画法	2016（平成28）年度～2020（令和2）年度

関連する個別計画

- 施策に関連する個別計画を記載しています。

(4) 後期基本計画における 37 の施策

政策 1 安全で安心して暮らせるまちをつくる

- 施策 101 治水対策の推進..... - 60 -
主担当課：土木課
- 施策 102 防災・減災対策の推進..... - 62 -
主担当課：防災行政課
- 施策 103 防犯・交通安全対策の推進..... - 64 -
主担当課：防災行政課
- 施策 104 消防・救急医療体制の充実..... - 66 -
主担当課：防災行政課

政策 2 子育てのしやすいまちをつくる

- 施策 201 母子保健の充実..... - 68 -
主担当課：健康推進課
- 施策 202 子育て支援の充実..... - 70 -
主担当課：子育て支援課
- 施策 203 学校教育の充実..... - 72 -
主担当課：学校教育課
- 施策 204 ひとり親家庭への支援の充実..... - 74 -
主担当課：子育て支援課
- 施策 205 青少年健全育成の推進..... - 76 -
主担当課：生涯学習課

政策 3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

- 施策 301 健康づくりの推進..... - 78 -
主担当課：健康推進課
- 施策 302 地域福祉の充実..... - 80 -
主担当課：社会福祉課
- 施策 303 高齢者福祉の充実..... - 82 -
主担当課：高齢福祉課
- 施策 304 障害者（児）福祉の充実..... - 84 -
主担当課：社会福祉課
- 施策 305 医療保険・年金制度の適正運営..... - 86 -
主担当課：保険年金課
- 施策 306 生活保護・生活困窮者自立支援制度の適正実施..... - 88 -
主担当課：社会福祉課

政策 4 便利で快適に暮らせるまちをつくる

- 施策 401 市街地整備の推進..... - 90 -
主担当課：新清洲駅周辺まちづくり課
- 施策 402 道路・橋梁の整備・適正管理の推進..... - 92 -
主担当課：土木課
- 施策 403 上水道の安定供給・下水道の充実..... - 94 -
主担当課：上下水道課

施策 404 水辺空間と緑地の充実.....	- 96 -
主担当課：都市計画課	
施策 405 公共交通の充実.....	- 98 -
主担当課：企画政策課	
施策 406 ごみの減量化と資源化の推進.....	- 100 -
主担当課：生活環境課	
施策 407 環境保全の推進.....	- 102 -
主担当課：生活環境課	
施策 408 斎苑施設の整備・運営.....	- 104 -
主担当課：生活環境課	

政策 5 魅力に満ちた活力のあるまちをつくる

施策 501 観光の振興.....	- 106 -
主担当課：産業課	
施策 502 商業・工業の振興.....	- 108 -
主担当課：産業課	
施策 503 都市近郊農業の振興.....	- 110 -
主担当課：産業課	
施策 504 消費生活の擁護.....	- 112 -
主担当課：産業課	

政策 6 豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる

施策 601 生涯学習の充実.....	- 114 -
主担当課：生涯学習課	
施策 602 文化・芸術活動の振興.....	- 116 -
主担当課：生涯学習課	
施策 603 文化財保護の推進.....	- 118 -
主担当課：生涯学習課	
施策 604 スポーツ・レクリエーション活動の振興.....	- 120 -
主担当課：スポーツ課	
施策 605 国際交流の振興.....	- 122 -
主担当課：生涯学習課	
施策 606 男女共同参画社会の推進.....	- 124 -
主担当課：生涯学習課	

政策 7 つながりを大切にするまちをつくる

施策 701 市民参加・市民協働の推進.....	- 126 -
主担当課：企画政策課	
施策 702 広報・広聴活動の充実.....	- 128 -
主担当課：人事秘書課	
施策 703 自治・コミュニティ活動の振興.....	- 130 -
主担当課：防災行政課	
施策 704 市民ニーズに応える行政運営の推進.....	- 132 -
主担当課：企画政策課	

政策 1 安全で安心に暮らせるまちをつくる

施策 101 治水対策の推進

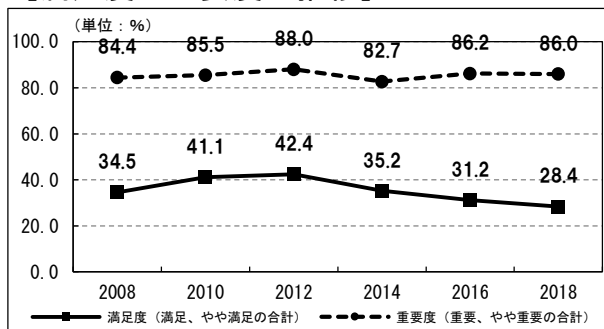
主担当課：土木課

現状と課題

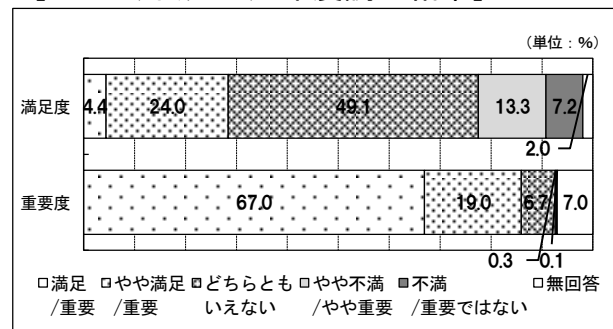
- 全国的にゲリラ豪雨や集中豪雨による浸水被害が多発しており、市民の治水に対する関心が高まっていることから、引き続き市民に分かりやすい水害対応情報の発信に努め、市民との情報共有を図る必要があります。
- 雨水を河川に放流するための排水ポンプ場について、堀江ポンプ場、豊田川ポンプ場、西清洲ポンプ場をはじめ、老朽化に対応した計画的な施設の改修を進めています。
- 河川の流下能力の向上等を図るため、国や県と連携して庄内川特定構造物改築事業や河川整備事業などを進めています。
- 都市化の進行に伴って、雨水を貯留して地面に染み込ませる田畑の減少が進んでいることから、浸水被害の発生を防止するための雨水貯留対策を推進する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

総合的な治水対策が着実に進展し、浸水被害の軽減が図られています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	31.2% (2016 年度)	28.4% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
床上浸水被害の発生件数	0 件 (2015 年度)	0 件 (2018 年度)	0 件 (2024 年度)
水害対応ガイドブックを知っている市民の割合 満足度	—	66.6% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
大雨でも自宅の浸水の心配がないと思う市民の割合 満足度	29.0% (2016 年度)	26.5% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)

施策の展開

1 市民に分かりやすい水害対応情報の発信【防災行政課】

「水害対応ガイドブック」や「浸水想定区域図」等により、市民に分かりやすい水害対応情報を発信します。

2 排水ポンプ場・雨水幹線等の整備・管理【上下水道課】

雨水の河川放流により浸水被害を防止・軽減するため、排水ポンプ場や雨水幹線等の整備・管理を行います。

3 水害に強い安全な河川づくり【土木課・都市計画課】

国や県と連携した河川改修事業等により、水害に強い安全な河川づくりに取り組みます。

4 雨水貯留施設の整備・管理【土木課・上下水道課】

雨水の流出による浸水被害を防止・軽減するため、雨水貯留施設の整備・管理を行います。

5 民間雨水貯留浸透施設の設置支援【都市計画課】

雨水の流出による浸水被害を防止・軽減するため、民間の雨水浸透ますや雨水貯留槽の設置に対する支援を行います。

6 水防施設の管理・運営【都市計画課】

浸水被害発生時に適切な対応を行うため、庄内川水防センターを適正に管理・運営します。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
一級河川庄内川水系 新川圏域河川整備計画（愛知県）	一級河川庄内川水系の新川圏域において、まちの暮らしを支えはぐくむ、安全で安心できる川づくりを進めるための計画です。	河川法	2007（平成19）年からおおむね30年
二級河川日光川水系 河川整備計画（愛知県・名古屋市）	二級河川日光川水系において、歴史に学び地域と歩む、安全で安心できる川づくりを進めるための計画です。	河川法	2011（平成23）年からおおむね30年
新川流域水害対策計画（愛知県及び清須市など流域15市町）	河川管理者、下水道管理者、流域内の地方公共団体等の関係機関が連携して、浸水被害対策を推進するための計画です。	特定都市河川浸水被害対策法	2007（平成19）年からおおむね30年
公共下水道全体計画	公共下水道の計画区域等を定めた全体計画です。	—	2010（平成22）年度～2025（令和7）年度
公共下水道事業計画	公共下水道を整備する地区や工事の期間等を記載した事業計画です。おおむね5年ごとに予定処理区域の拡大を行っています。	下水道法、都市計画法	2016（平成28）年度～2020（令和2）年度

政策 1 安全で安心に暮らせるまちをつくる

施策 102 防災・減災対策の推進

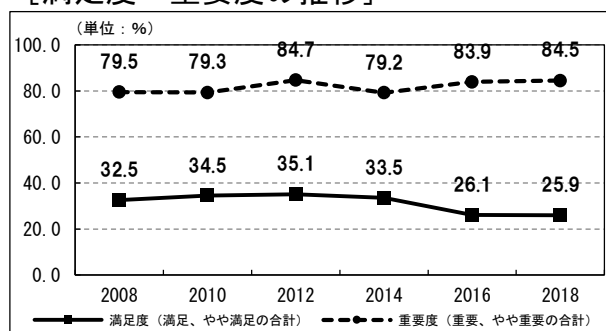
主担当課：防災行政課

現状と課題

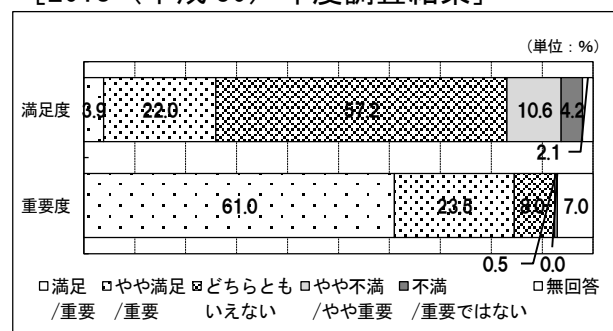
- 西日本を中心に甚大な被害が想定される南海トラフ地震について、今後 30 年以内の発生確率が高まるなど発生が懸念されていることから、総合的な地震防災対策を推進する必要があります。
- 災害発生時における市の業務継続の視点から対応策をまとめた「業務継続計画（BCP）」を 2017（平成 29）年度に策定しました。その内容を踏まえて、より実践的な訓練に取り組んでいます。
- 防災行政無線をはじめとする防災情報の伝達手段について、社会の変化に対応して、多様な媒体による情報発信を検討する必要があります。
- 地域の防災活動を主導し、災害時にリーダーシップを発揮できる人材を増やすため、地域防災リーダーの養成を進めています。
- 住宅の耐震化率を上げるため、引き続き各種媒体を通じて耐震化の啓発を図るとともに、耐震化率向上に向けた取組を多角的に進める必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

「減災」の理念が行政・市民へ徹底され、災害への備えが充実しています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	26.1% (2016 年度)	25.9% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
日頃から災害への備えをしている市民の割合 満足度	41.2% (2016 年度)	37.5% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
地域防災リーダー数 戦略③	86 人 (2015 年度末)	229 人 (2018 年度末)	450 人 (2024 年度末)
自主防災活動への参加者数	3,700 人 (2015 年度)	3,699 人 (2018 年度)	4,500 人 (2024 年度)
地震防災ハザードマップを知っている市民の割合 満足度	—	70.1% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
市内の住宅耐震化率	67% (2013 年度末)	74% (2018 年度末)	95% (2024 年度末)

施策の展開

1 防災体制の強化【防災行政課】

災害発生時に適切な機能を確保するため、業務継続計画（BCP）を踏まえた訓練の実施や防災資機材の整備等により、防災体制の強化に取り組めます。

2 市民に分かりやすい防災情報の発信【防災行政課】

市民と防災情報を共有するため、「地震防災ハザードマップ」等を活用して、市民に分かりやすい防災情報を発信します。

3 多様な媒体による防災情報の発信【防災行政課】戦略①

防災情報の伝達手段について、多様な媒体による情報発信に取り組めます。

4 地域防災リーダー養成講座の開催【防災行政課】戦略①・③

災害発生時にリーダーシップを発揮することができる人材を育成するため、地域防災リーダー養成講座・フォローアップ講座を開催します。

5 市民が行う防災活動への支援【防災行政課】

市民が自ら防災対策に取り組む意識を高めるため、市民が行う防災活動に対する支援を行います。

6 民間住宅耐震化等の啓発・支援【防災行政課・都市計画課】

民間住宅の耐震化等を促進するため、耐震化等の啓発や民間木造住宅の耐震診断を行うとともに、民間木造住宅の耐震改修・除却等に対する支援を行います。

7 防災施設の管理・運営【防災行政課】

災害発生時に適切な対応を行うため、新川ふれあい防災センター等を適正に管理・運営します。

8 避難行動要支援者名簿の管理等【社会福祉課】

要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮の上、避難行動要支援者の要件を設定し、避難行動要支援者名簿の管理等を行います。

9 災害時支援の実施【社会福祉課】

風水害等の災害をり災した市民の経済的負担を軽減するため、災害見舞金等の支給や災害援護資金貸付制度等の適正な運用を行います。

10 空家等対策の推進【防災行政課】

防災等の観点から、適切な管理が行われていない空家等に関する対策を推進します。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
地域防災計画	地域の災害予防、災害応急対策及びその事前対策、災害復旧に関する事項を定めた計画です。	災害対策基本法	—
業務継続計画（BCP）	行政自体の被災を前提として、応急・復旧業務に加えて、中断できない通常業務に優先順位をつけて整理した、地域防災計画を補完する計画です。	—	—
国民保護計画	武力攻撃や大規模テロ等の事態において、国民保護法等に基づき、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するための計画です。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	—
耐震改修促進計画（改訂版）	住宅・特定建築物の耐震診断及び耐震改修を促進し、地震時の建築物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済的被害を軽減するための計画です。	建築物の耐震改修の促進に関する法律	2015（平成27）年度～2020（令和2）年度
空家等対策計画	空家問題についての市の基本的な考え方を明確にし、放置空家への対応や放置空家を増やさないための方策を体系化し、施策を着実に推進するための計画です。	空家等対策の推進に関する特別措置法	2019（令和元）年度～2023（令和5）年度

政策 1 安全で安心して暮らせるまちをつくる

施策 103 防犯・交通安全対策の推進

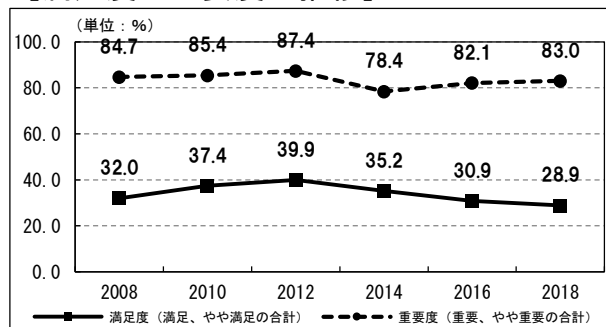
主担当課：防災行政課

現状と課題

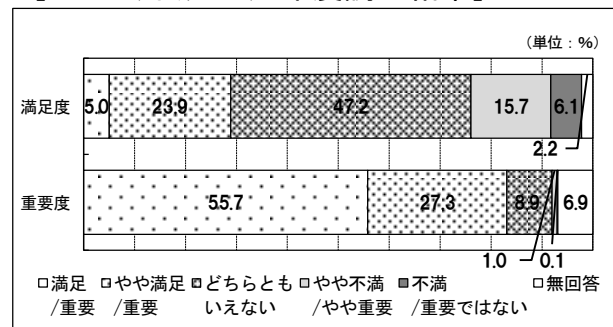
- 近年、西枇杷島警察署管内における侵入盗（住宅対象）の犯罪発生率が県内でワースト上位となっていますが、発生件数は2013（平成25）年をピークに減少しています。
- 市内には自主的な防犯活動や交通安全活動を行っている各種団体があり、活発な活動により防犯・交通安全対策における大きな役割を担っていますが、会員の高齢化が進行しており、若い人材が不足しています。
- 近年、市内の交通事故発生件数は横ばいとなっており、交通安全協会や県、西枇杷島警察署と連携して啓発を図る必要があります。
- 2016（平成28）年3月から名鉄新清洲駅前、2017（平成29）年11月からJR枇杷島駅前において、有料自転車等駐車場の運営を開始しました。「自転車等駐車対策基本方針」に基づき、JR清洲駅前においても有料自転車等駐車場の整備と自転車等放置禁止区域の指定を進める必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成30）年度調査結果〕



目指す姿

関係機関との連携により総合的な防犯・交通安全対策が展開され、犯罪や交通事故が減少しています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	30.9% (2016 年度)	28.9% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
交通死亡事故発生件数	2 件 (2015 年)	3 件 (2018 年)	0 件 (2024 年)
侵入盗（住宅対象）の認知件数	93 件 (2015 年)	34 件 (2018 年)	後期計画基準値から減少 (2024 年)
日頃から住宅侵入盗への備えをしている市民の割合 満足度	63.7% (2016 年度)	55.6% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)

施策の展開

1 街路灯（防犯灯）の整備・管理【土木課】

夜間における犯罪や交通事故を抑止するため、街路灯（防犯灯）の整備・管理を行います。

2 見守りカメラの設置支援【防災行政課】

地域が連携して防犯活動を行う意識を高めるため、ブロックが行う見守りカメラの設置に対する支援を行います。

3 多様な媒体による防犯情報の発信【防災行政課】 **戦略①**

防犯情報の伝達手段について、多様な媒体による情報発信に取り組みます。

4 防犯活動等を行う団体への支援【防災行政課】

市民の防犯や非行防止に対する意識を高めるため、各種団体が行う防犯活動等に対する支援を行います。

5 交通安全活動の実施【防災行政課】

児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、見守り活動や啓発活動等を行います。

6 放置自転車等防止対策の実施【防災行政課】

鉄道駅周辺等における歩行者の安全を確保するため、放置自転車等の防止対策に取り組みます。

7 交通安全活動を行う団体への支援【防災行政課】

市民の交通安全に対する意識を高めるため、各種団体が行う交通安全活動に対する支援を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
自転車等駐車対策基本方針	安全で快適な自転車等駐車環境の確保を推進するための計画です。	—	2014（平成26）年度～ 2024（令和6）年度

政策 1 安全で安心して暮らせるまちをつくる

施策 104 消防・救急医療体制の充実

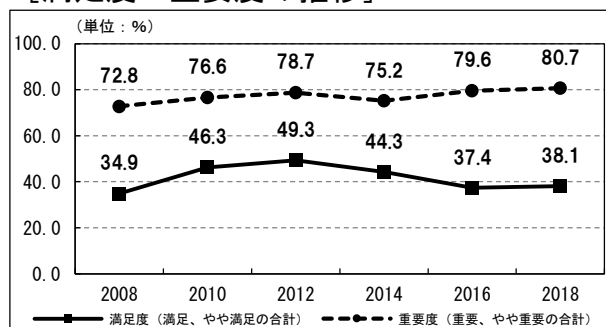
主担当課：防災行政課

現状と課題

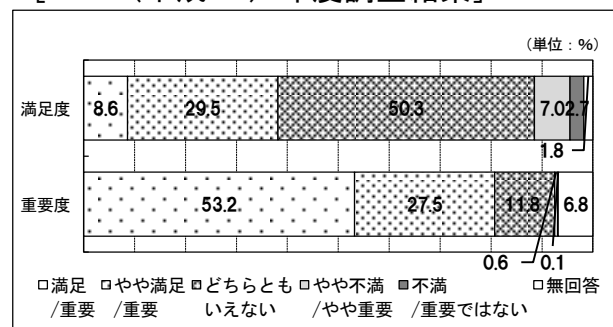
- 清須市・北名古屋市・豊山町で組織する西春日井広域事務組合が行っている消防・救急業務について、2016（平成 28）年度に救急車両を増車するなど、充実強化に向けた取組を進めています。
- 広域的な連携により消防・救急機能の充実強化を図るため、犬山市・江南市・小牧市・岩倉市・清須市・北名古屋市・豊山町・大口町・扶桑町の 6 市 3 町が連携して「尾張中北消防指令センター」を設置しました。2016（平成 28）年度から消防通信指令業務の共同運用（消防無線広域化共同運用）を行っています。
- 地域防災活動の重要な役割を担う消防団は、本部と 12 分団で構成されています。団員数はおおむね定員を満たしており、団員の加入率は県内でも高い水準となっていますが、引き続き担い手の確保に努める必要があります。
- 尾張中部地域の 2 次救急医療機関（済衆館病院・はるひ呼吸器病院）が行う医療機器の更新に対する支援など、引き続き広域的な連携により、救急医療体制を確保する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

広域的な連携が強化されるとともに、非常備消防力が安定的に確保され、市民が安心できる消防・救急医療体制が整っています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	37.4% (2016 年度)	38.1% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
救急車が到着するまでの平均所要時間	8.27 分 (2015 年)	7.56 分 (2018 年)	後期計画基準値から減少 (2024 年)
火災発生件数	16 件 (2015 年)	19 件 (2018 年)	0 件 (2024 年)
消防団員数	280 人 (2016 年 4 月 1 日)	274 人 (2019 年 4 月 1 日)	293 人 (2025 年 4 月 1 日)

施策の展開

1 常備消防力・救急機能の確保【防災行政課】

市民を火災等の災害から守り、傷病者を適切に医療機関へ搬送するため、広域的な連携により常備消防力・救急機能を確保します。

2 非常備消防力の確保【防災行政課】

地域に根ざした活動により市民を火災等の災害から守るため、消防団等の非常備消防力を確保します。

3 防火の啓発【防災行政課】

市民の防火に対する意識を高めるため、啓発活動を行います。

4 救急医療体制の確保【健康推進課】

市民が適切な救急医療を受けられるよう、広域的な連携による救急医療の運営や、市民に分かりやすい医療機関情報の発信により、救急医療体制を確保します。

5 応急手当技能の普及【防災行政課】

救命講習の開催等を通して、応急手当技能の普及に取り組みます。

政策２ 子育てのしやすいまちをつくる

施策 201 母子保健の充実

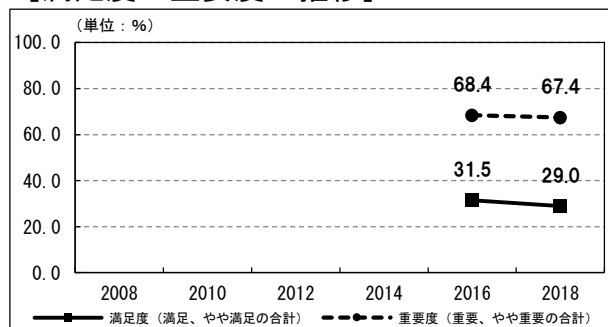
主担当課：健康推進課

現状と課題

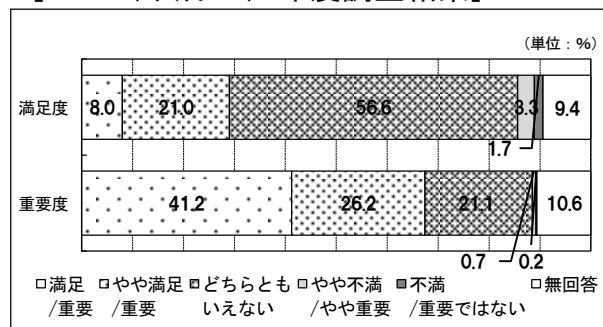
- 少子化の進行、晩婚化・晩産化と未婚率の上昇、核家族化、育児の孤立化など、現在の母子保健を取り巻く状況を踏まえて、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりを推進する必要があります。
- 本市では、妊娠前から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を妊産婦・乳幼児等に行うため、2018（平成30）年4月から「子育て世代包括支援センター」を設置しました。多様な媒体による周知など利用促進を図ることにより、子育て世代を支援するためのワンストップ拠点として、地域に定着するように努める必要があります。
- 地域での母子保健活動を担う母子保健推進員や各種団体と連携して、身近な地域で育児不安を解消するための取組を進め、乳幼児の健やかな成長を支える必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成30）年度調査結果〕



目指す姿

子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援が提供され、安心して妊娠・出産・育児ができる環境がつけられています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	31.5% (2016 年度)	29.0% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
今後もこの地域で子育てしていきたいと思う3歳児の保護者等の割合※ 戦略①	—	96.9% (2018 年度)	後期計画基準値を維持 (2024 年度)
ゆったりとした気分で過ごせる時間がある3歳児の保護者等の割合※	69.5% (2015 年度)	70.8% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2024 年度)
「子育て世代包括支援センター」を知っている市民の割合 満足度 戦略①	—	30.5% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
母子保健推進員数 戦略③	44 人 (2016 年 4 月 1 日)	58 人 (2019 年 4 月 1 日)	70 人 (2025 年 4 月 1 日)

※1 3歳児健診を受診した幼児の保護者等を対象としたアンケート調査により測定。

施策の展開

1 子育て世代包括支援センターの運営【子育て支援課・健康推進課】戦略①

妊娠前から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を妊産婦・乳幼児等に行うため、子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーター等による、個々の成長にあわせた相談支援等を行います。

2 一般不妊治療への支援【健康推進課】

不妊に悩む夫婦を対象とした、一般不妊治療への支援を行います。

3 妊婦等健診の実施【健康推進課】

妊娠・出産期を健康に過ごすことができるよう、妊婦等健診を行います。

4 乳幼児健診等の実施【健康推進課】

乳幼児が健康な生活を送ることができるよう、乳幼児健診等を行います。

5 乳幼児訪問指導等の実施【健康推進課】

低体重児等の母親の育児不安を軽減し、子どもの健やかな成長を支援するため、乳幼児訪問指導を行います。また、入院養育を要する未熟児に対する医療給付を行います。

6 母子の健康教育・健康相談の充実【健康推進課】

出産や育児についての正しい理解を深めるとともに、育児不安を軽減するため、パパママ教室や離乳食講習会、乳幼児健康相談等により、母子の健康教育・健康相談の充実に取り組みます。

7 ホームヘルパーの派遣【子育て支援課】

産前・産後の体調不良等により、家事や育児が困難な世帯を支援するため、ホームヘルパーの派遣を行います。

8 母子保健推進員との連携【健康推進課】戦略③

地域での母子保健活動の充実を図るため、母子保健推進員を養成するとともに、こんにちは赤ちゃん訪問など、母子保健推進員と地区担当保健師が連携した取組を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
健康日本21 清須計画(第2次)	健康づくり施策の進むべき方向と主要な取組を示し、健康寿命をさらに延伸させることを目指す計画です。	健康増進法	2015(平成27)年度～2023(令和5)年度
自殺対策計画	本市における自殺対策を明らかにし、誰も自殺に追い込まれることのないまちを目指す計画です。	自殺対策基本法	2019(令和元)年度～2023(令和5)年度
第2期 子ども・子育て支援事業計画	妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期へとつながる子どもの発達・成長を一体的・連続的にとらえ、社会全体での子育て環境をより一層充実していくための計画です。	子ども・子育て支援法	2019(令和元)年度策定予定

政策2 子育てのしやすいまちをつくる

施策202 子育て支援の充実

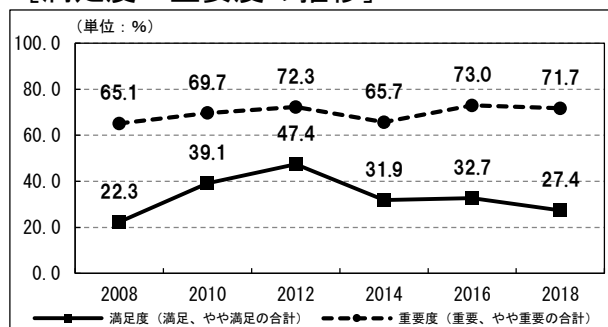
主担当課：子育て支援課

現状と課題

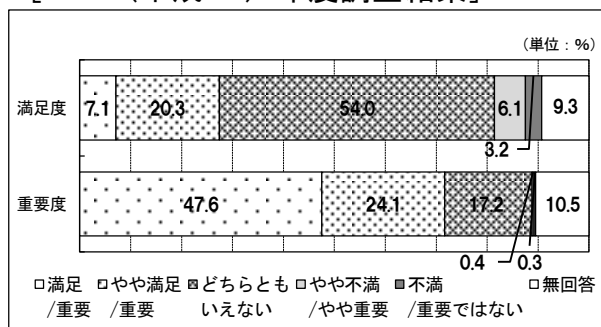
- 「子ども・子育て支援法」等に基づいて、2015（平成27）年4月から、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。新制度では、市町村が子育て支援のニーズを把握した上で、その提供体制を確保するための「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが求められており、本市では2020（令和2）年4月から新たな計画が始まります。
- 幼児教育の負担軽減による少子化対策などの観点から、2019（令和元）年10月の消費税率の引上げによる財源を活用して、保育・幼児教育の無償化の取組が進められています。
- 就労形態の変化や女性の社会進出に伴う保育ニーズの多様化に対応して、保育サービスの充実を図る必要があります。特に0歳～2歳の低年齢児に係る保育ニーズの増加が顕著となっており、その対応が必要です。
- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景として、子育てに不安を抱える保護者が増加していることから、子育て支援情報の発信や交流の場の提供などにより、地域で安心して子育てができる環境づくりを進める必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成30）年度調査結果〕



目指す姿

市民ニーズに応じた子育て支援が充実し、安心して子育てと仕事・社会活動が両立できるまちになっています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	32.7% (2016 年度)	27.4% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
保育園の入園待機児童数 戦略①	0 人 (2016 年 4 月 1 日)	0 人 (2019 年 4 月 1 日)	0 人 (2025 年 4 月 1 日)
公立保育園の利用者満足度 ※1	90.8% (2016 年度)	96.2% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2024 年度)
公立幼稚園の利用者満足度 ※2	85.0% (2016 年度)	86.6% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2024 年度)
子育て情報発信プロジェクト「キヨスマ」を知っている市民の割合 満足度	—	20.7% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)

※1 市内公立保育園の児童の保護者を対象としたアンケート調査により測定。

※2 西枇杷島第1幼稚園の園児の保護者を対象としたアンケート調査により測定。

施策の展開

1 保育・幼児教育の充実【子育て支援課・学校教育課】戦略①

安心して就労と子育ての両立ができる環境づくりを行うため、質の高い保育・幼児教育の提供や、低年齢児の保育ニーズの増加への対応、発達・発育の気になる子どもや障害のある子どもへの地域での支援体制の確保等により、保育・幼児教育の充実に取り組みます。

2 多様化する保育ニーズへの対応【子育て支援課・学校教育課】

病児・病後時保育や一時預かり等により、多様化する保育ニーズへの対応に取り組みます。

3 子育て支援サービスの充実【子育て支援課】

地域の中で安心して子育てができる環境づくりを行うため、児童館や子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターの運営等により、子育て支援サービスの充実に取り組みます。

4 放課後等における活動の場の充実【子育て支援課・学校教育課】戦略①

放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施により、放課後等における活動の場の充実に取り組みます。

5 子育て世代包括支援センターの運営【子育て支援課・健康推進課】戦略①

妊娠前から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を妊産婦・乳幼児等に行うため、子育て世代包括支援センターの子育てコンシェルジュ等による、個々の成長にあわせて相談支援等を行います。

6 子育て情報発信プロジェクト「キヨスマ」の推進【子育て支援課】

市民に分かりやすい子育て情報を発信するため、スマートフォン用アプリ・子育て情報Webサイト・ガイドブックによる子育て情報発信プロジェクト「キヨスマ」を推進します。

7 保育・幼児教育の無償化の推進【子育て支援課・学校教育課】

保育・幼児教育を受ける際の経済的負担を軽減するため、保育・幼児教育の無償化を推進します。

8 児童手当の支給【子育て支援課】

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童手当を支給します。

9 医療費助成の実施【保険年金課】

子育て家庭の医療を受ける際の経済的負担を軽減するため、医療費助成を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
第2期 子ども・子育て支援事業計画《再掲》	妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期へとつながる子どもの発達・成長を一体的・連続的にとらえ、社会全体での子育て環境をより一層充実していくための計画です。	子ども・子育て支援法	2019（令和元）年度策定予定

政策2 子育てのしやすいまちをつくる

施策203 学校教育の充実

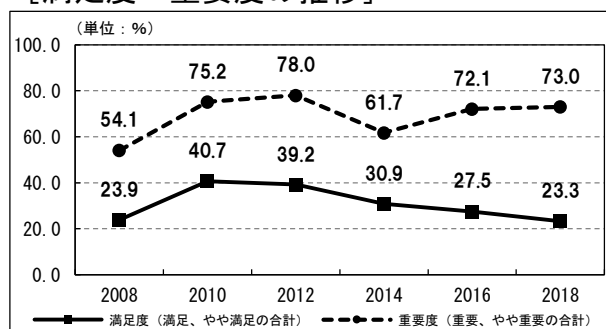
主担当課：学校教育課

現状と課題

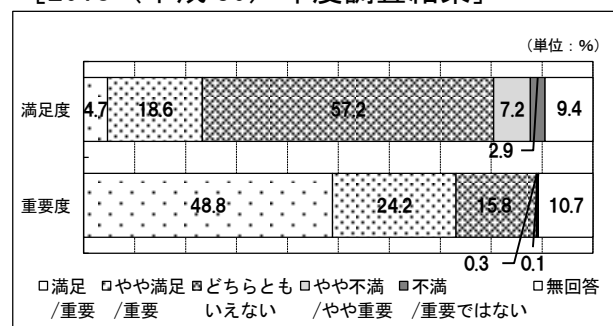
- 地方教育行政における責任の明確化や首長との連携の強化などを目的とした改正「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が2015（平成27）年4月から施行され、本市でも「総合教育会議」を設置し、教育行政の基本指針となる「教育大綱」を策定して、大綱に基づく取組を進めています。
- 学習指導要領が改訂され、小学校では2020（令和2）年度から、中学校では2021（令和3）年度から全面実施されることに伴い、小学校における外国語教育の充実など、新学習指導要領に対応した取組を進める必要があります。
- いじめなど児童・生徒の問題行動を未然に防ぐため、関係機関との連携を強化する必要があります。
- 市内全小・中学校の普通教室に空調設備を設置するなど、安全で快適な教育環境を確保するための取組を進めています。引き続き、学校施設の経年劣化に対応した計画的な整備を進める必要があります。
- 学校給食を通して地域とのつながりを知る機会を提供するため、学校給食での積極的な地場産物の提供に取り組む必要があります。
- 経済的な理由によって就学が困難な家庭に対して、新入学児童生徒の学用品費等の入学前支給の実施など、継続的にきめ細やかな支援を行う必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成30）年度調査結果〕



目指す姿

教育環境の充実により児童・生徒一人ひとりの学びへの意欲が高まり、未来社会を主体的に切り拓く資質と能力がはぐくまれています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	27.5% (2016 年度)	23.3% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
学校生活を楽しんでいる児童・生徒の割合※	82.1% (2016 年度)	77.7% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2024 年度)
学校施設長寿命化計画に基づき改修を実施した小・中学校数	0 校 (2015 年度末)	5 校 (2018 年度末)	12 校 (全小中学校) (2024 年度末)

※ 市内公立小・中学校の児童・生徒を対象としたアンケート調査により測定。

施策の展開

1 きめ細やかな学習指導【学校教育課】

少人数学習や指導力を高めるための教員研修等により、きめ細やかな学習指導に取り組めます。

2 学校・家庭・地域の連携強化【学校教育課・生涯学習課】

児童・生徒の健やかな成長をはぐくむため、学校づくりに多彩な地域の人材や資源を取り入れ、学校・家庭・地域の連携強化に取り組めます。

3 外国語教育の充実【学校教育課】

外国語を通じて児童・生徒の言語や文化についての理解を深めるため、外国人英語講師の授業等による外国語教育の充実に取り組めます。

4 地域のことを学ぶ機会の充実【学校教育課】戦略①

清洲城及びあいち朝日遺跡ミュージアムの活用や、副読本を活用した小学校社会科の授業など、学校教育の中で子どもが地域のことを学ぶ機会の充実に取り組めます。

5 相談支援体制の充実【学校教育課】

児童・生徒や保護者の悩みや不安を軽減し、適切な支援を行うため、適応指導教室や青少年・家庭教育相談員等による相談支援体制の充実に取り組めます。

6 特別支援体制の充実【学校教育課】

学習や生活面で特別な支援が必要な児童・生徒に対して適切な支援を行うため、特別支援教育支援員等による特別支援体制の充実に取り組めます。

7 いじめ問題への対策の実施【学校教育課】

児童・生徒による重大な問題行動が発生しないよう、いじめ問題対策連絡協議会の設置等によりいじめ問題の対策に取り組めます。

8 義務教育施設の整備・管理【学校教育課】

児童・生徒が安全で快適な環境で教育を受けられるよう、学校施設長寿命化計画に基づいて、計画的な義務教育施設の整備・管理を行います。

9 学校給食の充実【学校給食センター管理事務所】

児童・生徒が安全・安心でおいしい給食を食べられるよう、適切な衛生管理のもと、学校給食の充実に取り組めます。また、学校給食を通して地域とのつながりを知ることができるよう、積極的に地場産物の提供に取り組めます。

10 就学困難な児童・生徒への支援【学校教育課】

経済的理由等により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、支援を行います。

11 各種学校就学への支援【学校教育課】

私立高等学校等を利用する保護者の経済的負担を軽減するため、授業料等に対する支援を行います。

12 入学祝品・卒業記念品の支給【学校教育課】

児童・生徒の今後の学習意欲を高めるため、入学祝品・卒業記念品を支給します。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
教育大綱	本市の教育・学術及び文化の振興に関する総合的な指針です。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	2017（平成29）年度～2020（令和2）年度
学校施設長寿命化計画	学校施設を対象として、基本的な方針とそれに基づく実際の整備内容や時期、費用等を具体的に示した計画です。	—	2016（平成28）年度～2025（令和7）年度

政策２ 子育てのしやすいまちをつくる

施策 204 ひとり親家庭への支援の充実

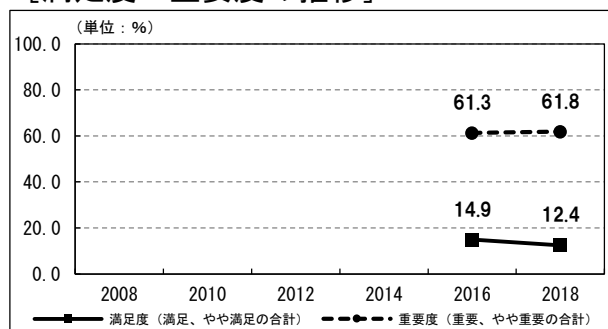
主担当課：子育て支援課

現状と課題

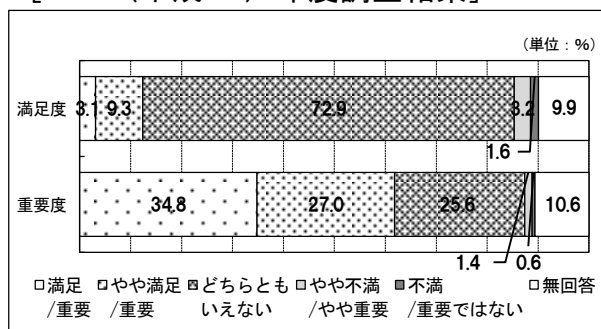
- 国は、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭等への自立支援の充実と、児童虐待防止対策強化を目的として、「すくすくサポートプロジェクト」（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）を進めています。
- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭に対して、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援などの総合的な支援の充実を図る必要があります。
- 悩みや不安を抱えるひとり親家庭に対して、一人ひとりに寄り添った支援を行うため、相談支援体制の充実を図る必要があります。
- ひとり親家庭の子どもは、親との離別や死別等により精神面・経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られる事が多いため、地域ぐるみでその成長を支える取組を進める必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

生活に不安を抱えるひとり親家庭への自立支援の体制が充実し、ひとり親家庭が安心して暮らすことができるまちになっています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	14.9% (2016 年度)	12.4% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
自立支援教育訓練・職業訓練 給付金の活用件数	3 件 (2015 年度)	2 件 (2018 年度)	5 件 (2024 年度)
ひとり親家庭からの就労相談 による就労者数	10 人 (2015 年度)	6 人 (2018 年度)	10 人 (2024 年度)

施策の展開

1 家庭生活支援員の派遣【子育て支援課】

ひとり親家庭の居宅において、日常生活に支障が生じている場合等に生活を支援するため、家庭生活支援員の派遣を行います。

2 自立に向けた技能・資格取得への支援【子育て支援課】

ひとり親家庭の自立を促進するため、技能や資格の取得を支援します。

3 相談支援体制の充実【子育て支援課】

ひとり親家庭の悩みや不安を軽減し、適切な支援を行うため、母子・父子自立支援員等による相談支援体制の充実に取り組みます。

4 施設における保護等の実施【子育て支援課】

保護が必要な母子の生活の安定のため、母子生活支援施設における保護等を行います。

5 各種手当の支給【子育て支援課】

ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、各種手当を支給します。

6 医療費助成の実施【保険年金課】

ひとり親家庭の医療を受ける際の経済的負担を軽減するため、医療費助成を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
第2期 子ども・子育て支援事業計画《再掲》	妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期へとつながる子どもの発達・成長を一体的・連続的にとらえ、社会全体での子育て環境をより一層充実していくための計画です。	子ども・子育て支援法	2019（令和元）年度策定予定

政策２ 子育てのしやすいまちをつくる

施策 205 青少年健全育成の推進

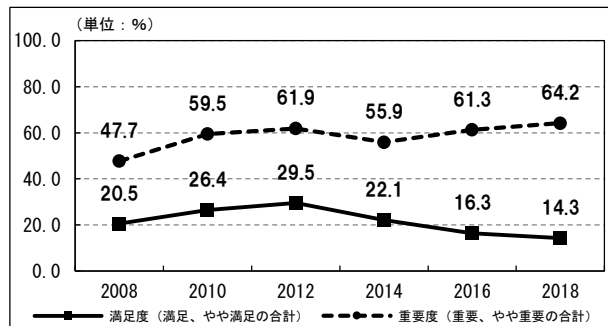
主担当課：生涯学習課

現状と課題

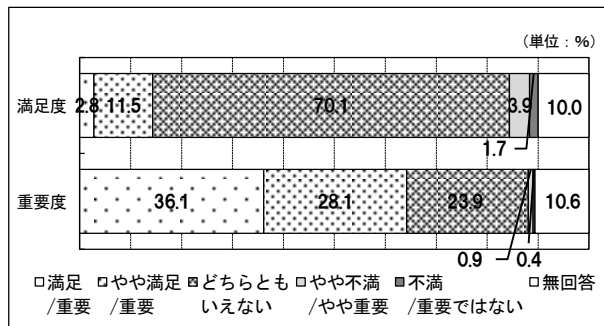
- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化に伴って、地域ぐるみで青少年の健全育成を推進する環境づくりが難しくなっています。
- 地域で青少年健全育成や家庭教育支援に取り組む各種団体と連携して、青少年健全育成や家庭教育の啓発を図る必要があります。
- 本市では、成人式を新成人による実行委員会が企画運営しています。引き続き若者が自分たちの手で創る成人式を支援し、地域への愛着や仲間とのつながりを深める取組を推進する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

青少年健全育成の重要性について市民一人ひとりの認識が深まり、学校・地域・家庭のつながりを通じて、青少年の健全な育成が推進されています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	16.3% (2016 年度)	14.3% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
青少年が健全に成長していると思う保護者等の割合 満足度	62.3% (2016 年度)	65.1% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
成人式の出席率	—	75.7% (2018 年度)	80%以上 (2024 年度)

施策の展開

1 青少年健全育成・家庭教育の啓発【防災行政課・学校教育課・生涯学習課】

市民の青少年健全育成や家庭教育に対する意識を高めるため、青少年健全育成大会や家庭教育講演会、「家庭の日」推進事業等を通じて啓発活動を行います。

2 地域人材を活用した家庭教育支援【生涯学習課】

地域人材を活用して、子育て交流の場や親の学びの機会の提供等による家庭教育支援に取り組みます。

3 成人式の開催【生涯学習課】

青少年の健やかな成長を育み、今後の地域の活性化につなげるため、成人式を行います。

4 青少年健全育成活動を行う団体への支援【生涯学習課・スポーツ課】

地域における青少年の交流の場づくりを促進するため、青少年健全育成活動を行う各種団体への支援を行います。

政策 3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

施策 301 健康づくりの推進

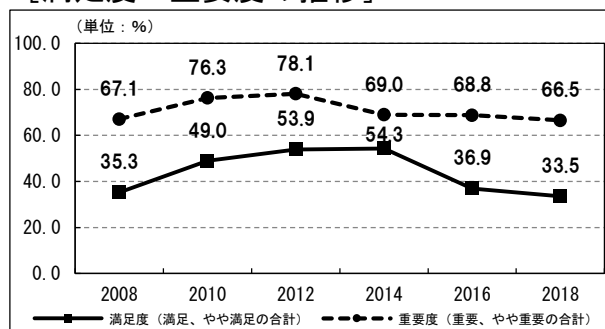
主担当課：健康推進課

現状と課題

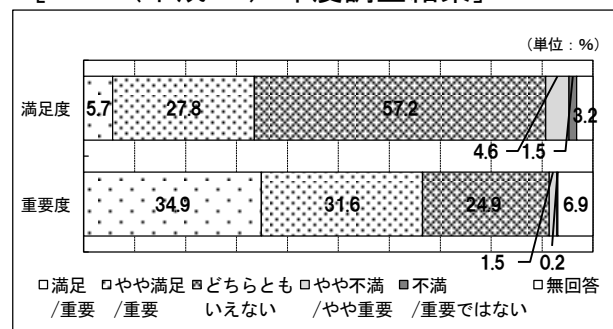
- 国は、生活習慣と社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指した健康づくり運動（健康日本 21（第2次））を進めています。
- 本市でも、国や県の方針を踏まえて、「こころもからだも元気なまち」を目指して、健康的な生活習慣の確立、疾病の発症予防と重症化予防、地域で支え合う健康づくりの推進に取り組んでいます。
- 2016（平成 28）年 3 月に「自殺対策基本法」の一部改正が行われ、市町村が自殺対策の推進に向けた計画を策定することなどが定められたことを踏まえて、本市では 2018（平成 30）年度に「自殺対策計画」を策定して取組を進めています。
- 市民の健康志向の高まりを受けて、食生活改善推進員や各種団体と連携して、身近な地域で、気軽に健康づくりができる環境づくりを進める必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

市民一人ひとりの健康づくりが進み、こころもからだも元気なまちになっています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	36.9% (2016 年度)	33.5% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
健康的な生活習慣を心がけている市民の割合 満足度	70.1% (2016 年度)	68.2% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
睡眠による休養を十分とれていると思う市民の割合 満足度	55.3% (2016 年度)	55.1% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
ゲートキーパー養成講座の延べ受講者数	—	347 人 (2018 年度末)	472 人以上 (2024 年度末)
市民の喫煙率 満足度	15.2% (2016 年度)	13.9% (2018 年度)	後期計画基準値から減少 (2023 年度)
食生活改善推進員数 戦略③	—	47 人 (2019 年 4 月 1 日)	51 人 (2025 年 4 月 1 日)

施策の展開

1 各種健（検）診の推進【健康推進課】

生活習慣病の予防や早期発見・治療のため、各種健（検）診の受診勧奨と受診機会の提供を行います。

2 健康教育・健康相談の充実【健康推進課】

健康づくりに対する意識を高めるとともに、健康についての不安を軽減するため、市民健康講座や市民健康相談等により、健康教育・健康相談の充実に取り組みます。

3 心の健康相談体制の充実【健康推進課】

心の健康の保持・増進を図るため、心の悩みを抱える人をサポートするゲートキーパーの養成等により、心の健康相談体制の充実に取り組みます。

加えて、引きこもり問題にかかる相談にも取り組みます。

4 自殺対策の推進【健康推進課】

心の健康相談体制の充実とあわせて、地域におけるネットワークの強化や市民意識の啓発などにより、総合的な自殺対策を推進します。

5 食生活改善推進員との連携【健康推進課】戦略③

地域での食を通じた健康づくりを図るため、食生活改善推進員を養成するとともに、食生活改善推進員と連携した啓発活動を行います。

6 感染症対策の実施【健康推進課】

予防接種等により、感染症の予防・蔓延防止に取り組みます。

7 骨髄提供者等への支援【健康推進課】

骨髄移植の推進に向けて、骨髄提供者の負担を軽減し、骨髄提供しやすい環境をつくるため、骨髄提供者等に対する支援を行います。

8 保健センターの管理・運営【健康推進課】

市民の健康の維持・増進を図るため、保健センターを適正に管理・運営します。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
健康日本21清須計画(第2次)《再掲》	健康づくり施策の進むべき方向と主要な取組を示し、健康寿命をさらに延伸させることを目指す計画です。	健康増進法	2015(平成27)年度～2023(令和5)年度
自殺対策計画《再掲》	本市における自殺対策を明らかにし、誰も自殺に追い込まれることのないまちを目指す計画です。	自殺対策基本法	2019(令和元)年度～2023(令和5)年度

政策 3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

施策 302 地域福祉の充実

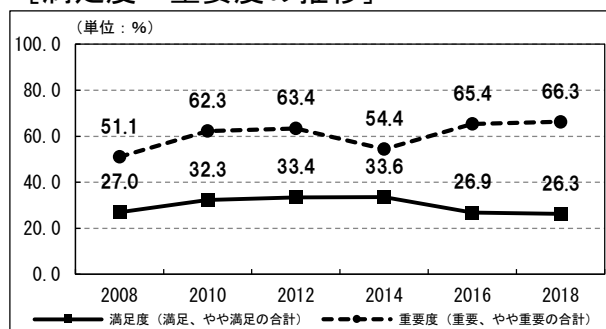
主担当課：社会福祉課

現状と課題

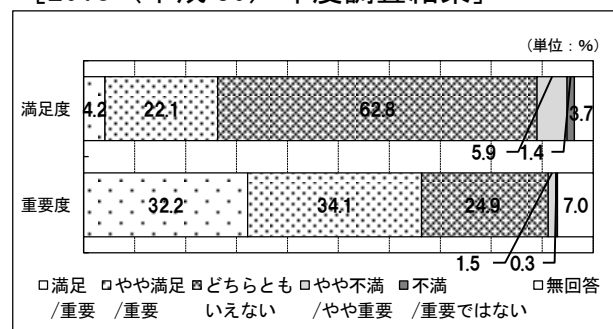
- 地域福祉活動の重要な役割を担う民生委員・児童委員や人権擁護委員について、高齢化の進行とともに、女性の社会進出や定年延長など社会環境の変化により、新しい担い手が不足しています。
- 地域のつながりが希薄化する中で、地域福祉活動を活性化し、多様化する福祉ニーズに対応するためには、民生委員・児童委員や人権擁護委員、社会福祉協議会などとの連携をこれまで以上に強化する必要があります。
- 民生委員・児童委員や人権擁護委員の活動内容を積極的に市民に周知することにより、地域の中にその取組を浸透させていく必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

民生委員・児童委員や人権擁護委員、社会福祉協議会の活動が充実し、地域におけるつながりの中で、誰もが安心できるまちになっています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	26.9% (2016 年度)	26.3% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
民生委員・児童委員の地域での活動を知っている市民の割合 満足度	41.7% (2016 年度)	40.0% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
人権擁護委員の地域での活動を知っている市民の割合 満足度	15.4% (2016 年度)	15.5% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)

施策の展開

1 民生委員・児童委員との連携【社会福祉課】

きめ細やかに福祉ニーズに対応するため、地域で活動する民生委員・児童委員と連携した取組を進めます。

2 人権擁護委員との連携【社会福祉課】

市民の人権擁護に対する意識を高めるため、地域で活動する人権擁護委員と連携した取組を進めます。

3 民生委員・児童委員と人権擁護委員の活動内容の情報発信【社会福祉課】

民生委員・児童委員と人権擁護委員の取組を地域の中に浸透させていくため、積極的に活動内容の情報を発信します。

4 社会福祉協議会への支援【社会福祉課】

地域における助け合いや支え合いができる環境づくりを行うため、社会福祉協議会への支援を行います。

5 ボランティア活動への支援【社会福祉課】

社会福祉協議会と連携して、地域福祉の向上を担うボランティアに対する支援を行います。

6 社会福祉施設の管理・運営【社会福祉課】

市民の充実した地域福祉活動の場を確保するため、社会福祉施設を適正に管理・運営します。

政策 3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

施策 303 高齢者福祉の充実

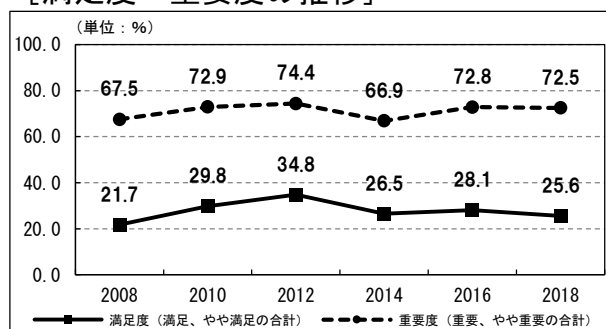
主担当課：高齢福祉課

現状と課題

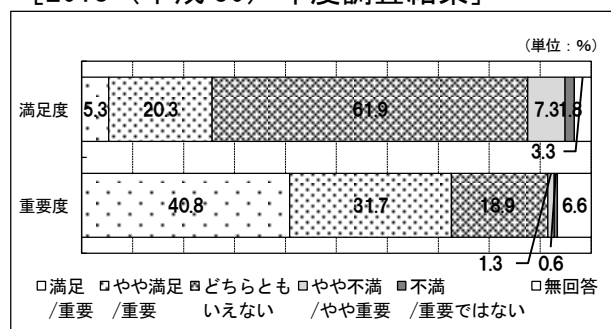
- 国は、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025（令和 7）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を進めています。
- 本市でも、在宅医療・介護の連携や地域の支え合いと介護予防の推進、認知症施策の推進、ひとり暮らし高齢者対策、官学連携による介護予防施策の推進、生活支援サービスの体制整備など、地域包括ケアシステムの構築に向けた総合的な取組を進めています。
- ひとり暮らし高齢者など支援が必要な高齢者に対して、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、多様なニーズに対応したサービスを提供するとともに、地域で見守りや支え合いができる環境づくりを進める必要があります。
- 今後も介護を必要とする人の増加が見込まれる中で、高齢者が健康でいきいきとした生活ができるように、介護予防や認知症施策を推進するとともに、生きがいきりや社会参加しやすい環境づくりを進める必要があります。
- 介護施設の利用ニーズの増加に対応するため、新たな施設の整備などサービス提供体制の確保に努める必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

市民一人ひとりが支え合い、福祉の担い手になるような地域づくりにより、高齢者が生涯現役として働き、暮らしていける元気なまちになっています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	28.1% (2016 年度)	25.6% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
自分が元気であると思う 65 歳以上の市民の割合 満足度	73.5% (2016 年度)	71.8% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
介護保険の第 1 号被保険者に係る要支援・要介護認定率	15.5% (2015 年度末)	15.9% (2018 年度末)	20.0%未満 (2024 年度末)

施策の展開

1 在宅生活への各種支援【高齢福祉課】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、在宅生活への各種支援を行います。

2 介護予防の推進【高齢福祉課】

高齢者が健康でいきいきとした生活ができるよう、身近な場所で介護予防に取り組めるような環境づくりを推進します。

3 認知症施策の推進【高齢福祉課】

認知症になっても安心して暮らせるやさしい地域をつくるため、認知症の正しい知識の普及や、認知症の人とその家族を支える取組を進めます。

4 地域包括ケアシステム構築の推進【高齢福祉課】

地域で連携しながら、医療・介護・予防・生活支援・住まいが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。

5 介護保険事業の安定的な運営【高齢福祉課】

需給状況を的確に捕捉することにより、適正な介護保険料の設定に努めるとともに、介護保険事業の安定的な運営に取り組みます。

6 生きがづくり・社会参加の推進【高齢福祉課】

敬老事業やシルバー人材センターに対する支援により、高齢者の生きがづくりや社会参加を推進します。

7 医療費助成の実施【保険年金課】

後期高齢者医療の一部負担金の支払いが困難な高齢者の医療を受ける際の経済的負担を軽減するため、医療費助成を行います。

8 施設における保護等の実施【高齢福祉課】

居宅での生活が困難な高齢者の生活の安定のため、養護老人ホームでの保護や、特別養護老人ホーム整備に対する支援を行います。

9 高齢者を対象とした各種教室・講座の開催【高齢福祉課】

高齢者の健康の保持・増進や教養の向上、相互交流を図るため、高齢者を対象とした各種教室・講座を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
高齢者福祉計画・第7期 介護保険事業計画	介護保険及び高齢者福祉施策の持続可能性を高めることにより、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、いきいきと暮らし続けることができるような地域社会の形成を目指す計画です。	老人福祉法、介護保険法	2018（平成30）年度～2020（令和2）年度

政策 3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

施策 304 障害者（児）福祉の充実

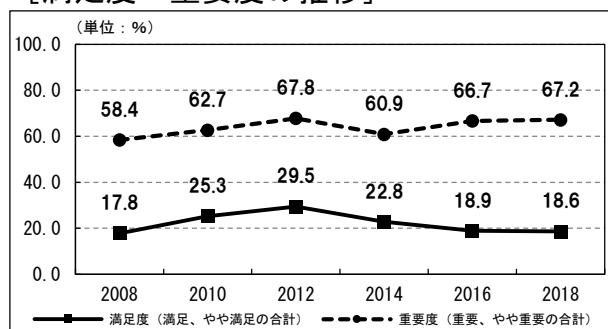
主担当課：社会福祉課

現状と課題

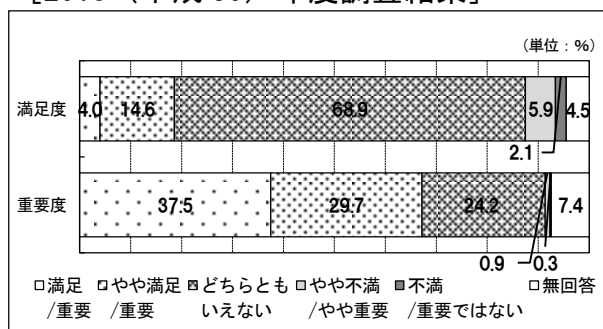
- 2012（平成 24）年 6 月に「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援することが求められています。
- 2018（平成 30）年 4 月から改正「障害者総合支援法」等が全面施行され、地域への移行や地域での生活の維持・継続に向けた新たなサービスの創設などが行われています。
- また、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2016（平成 28）年 4 月に「障害者差別解消法」が施行されました。
- 本市では、障害者（児）やその家族に対する相談支援体制を強化するため、2015（平成 27）年度から基幹相談支援センター（障がい者サポートセンター清須）を開設しました。
- 法改正に対応した障害福祉サービスの充実とともに、手話奉仕員の養成などを通して、障害者（児）に対する理解促進・配慮の充実を図る必要があります。
- 施設入所支援等の利用ニーズの増加に対応するため、新たな施設の整備などサービス提供体制の確保に努める必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

障害者（児）が地域で安心して暮らせる体制が整備されるとともに、障害に対する理解が進み、障害の有無に関わらず全ての人がともに育み支えあうまちになっています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	18.9% (2016 年度)	18.6% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
基幹相談支援センターへの新規相談件数	93 件 (2015 年度)	81 件 (2018 年度)	基準値を維持 (2024 年度)
手話奉仕員養成講座の延べ受講者数	63 人 (2015 年度末)	119 件 (2018 年度末)	150 人 (2024 年度末)

施策の展開

1 総合的な障害者支援【社会福祉課】

障害者総合支援法等に基づいて、障害者が可能な限り身近な場所で安心して地域生活を送ることができるよう、総合的な障害者支援を行います。

2 障害のある児童への支援【社会福祉課・子育て支援課】

障害のある児童の自立を促進するため、児童福祉法等に基づく療育支援を行います。

3 相談支援体制の充実【社会福祉課】

障害者（児）とその家族の悩みや不安を軽減し、適切な支援を行うため、基幹相談支援センター等による相談支援体制の充実に取り組みます。

4 障害者支援施設の整備・運営への支援【社会福祉課】

施設入所支援等を受けられる場を確保するため、広域的な連携により障害者支援施設の整備・運営に対する支援を行います。

5 各種手当の支給【社会福祉課】

障害者（児）の経済的負担を軽減するため、各種手当を支給します。

6 各種助成の実施【社会福祉課】

障害者（児）の通院の移動等による経済的負担を軽減するため、各種助成を行います。

7 医療費助成の実施【保険年金課】

障害者（児）の医療を受ける際の経済的負担を軽減するため、医療費助成を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
障害者基本計画	障害者施策の基本方向を総合的、体系的に定めた計画です。	障害者基本法	2018（平成30）年度～2023（令和5）年度
第5期 障害福祉計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について定めた計画です。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	2018（平成30）年度～2020（令和2）年度
第1期 障害児福祉計画	障害児支援の供給体制の確保について定めた計画です。	児童福祉法	2018（平成30）年度～2020（令和2）年度

政策3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

施策305 医療保険・年金制度の適正運営

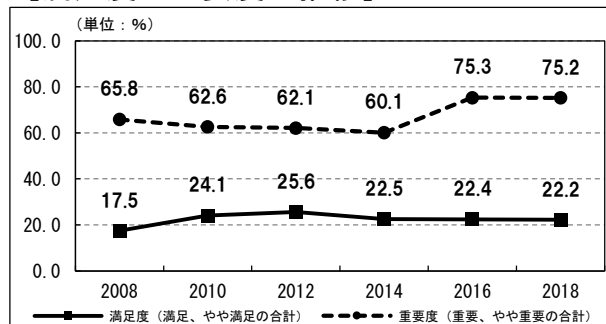
主担当課：保険年金課

現状と課題

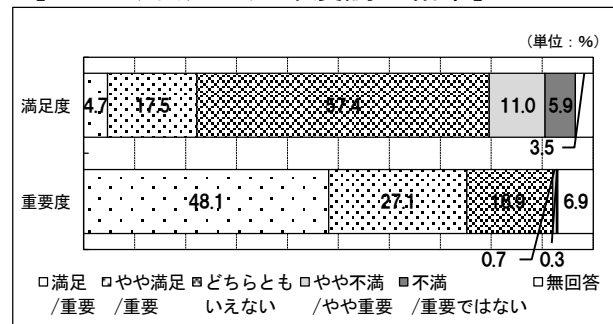
- 2015（平成27）年5月に「国民健康保険法」等の一部改正が行われ、国民健康保険制度について、国の財政支援の拡充による財政基盤の強化とともに、2018（平成30）年度から県が財政運営の責任主体となり、制度の安定化が図られています。
- 本市では、将来にわたって国民健康保険の安定した運営を継続するため、運営状況を定期的に検証し、その結果を踏まえて国民健康保険税の税率改定などを行っています。
- 「国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」や「特定健康診査等実施計画」を策定し、生活習慣病対策をはじめとする健康増進や疾病予防の取組について、健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業に取り組んでいます。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成30）年度調査結果〕



目指す姿

安定的な財政運営や医療費増加の抑制などにより、持続可能な制度運営が行われています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	22.4% (2016 年度)	22.2% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
国民健康保険税（現年度課税分）の徴収率	92.98% (2015 年度)	93.29% (2018 年度)	県が提示する標準収納率 (2024 年度)
特定健康診査の受診率	48.9% (2014 年度)	44.6% (2017 年度)	60.0%以上 (2024 年度)
特定保健指導の実施率	21.1% (2014 年度)	20.9% (2017 年度)	60.0%以上 (2024 年度)
後期高齢者健康診査の実施率	31.5% (2015 年度)	34.1% (2018 年度)	40.4%以上 (2024 年度)

施策の展開

1 国民健康保険事業の安定的な運営【保険年金課】

財政運営の責任主体である県との連携を図りながら、受益者負担の適正化や医療費の適正化などにより、国民健康保険事業の安定的な運営に取り組みます。

2 国民健康保険税の適正確保【収納課】

国民健康保険税の適正確保を図るため、滞納者に対する納税指導に取り組みます。

3 国民健康保険加入者への保健事業の推進【保険年金課・健康推進課】

生活習慣病等の発症と重症化を予防するため、国民健康保険加入者への特定健康診査・特定保健指導等の保健事業を推進します。

また、後発医薬品の使用促進などにより、医療費の適正化に取り組みます。

4 後期高齢者医療事業の安定的な運営【保険年金課】

高齢期医療の適正確保を図るため、広域的な連携により後期高齢者医療事業の安定的な運営に取り組みます。

5 後期高齢者医療保険加入者への健康診査の推進【健康推進課】

生活習慣病等の発症と重症化を予防するため、後期高齢者医療保険加入者への健康診査を推進します。

6 国民年金制度の周知等【保険年金課】

国民年金制度の趣旨の理解を促進するため、制度の周知を図ります。

また、日本年金機構との協力・連携により、適正な事務を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
第2期 国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）	健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施するための計画です。	国民健康保険法	2018（平成30）年度～2023（令和5）年度
第3期 特定健康診査等実施計画	国民健康保険の保健事業の中核をなす特定健康診査・特定保健指導の具体的な実施方法等を定める計画です。	高齢者の医療の確保に関する法律	2018（平成30）年度～2023（令和5）年度

政策 3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

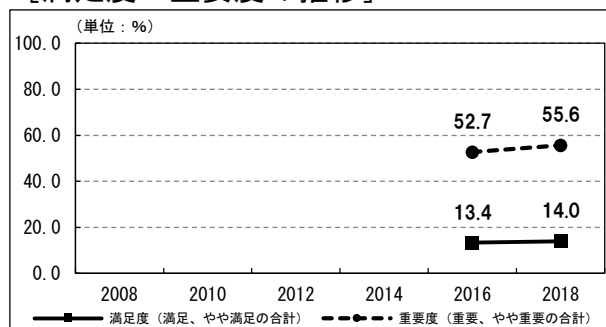
施策 306 生活保護・生活困窮者自立支援制度の適正実施 | 主担当課：社会福祉課

現状と課題

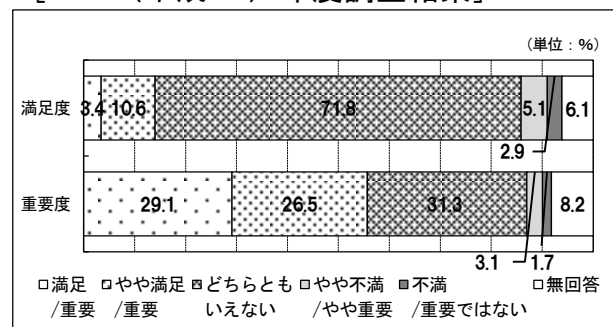
- 全国的な生活保護受給者数の動向は、2015（平成 27）年をピークに減少に転じましたが、以降はほぼ横ばいで推移しています。
- 本市の生活保護受給者数は 2017（平成 29）年までは増加傾向にありましたが、以降はほぼ横ばいで推移しています。生活保護受給世帯のうち、特に高齢者世帯の増加が顕著となっており、稼働年齢層世帯は減少傾向にあります。
- 生活保護に至る前の段階での就労支援等の自立支援策の強化を図るため、2015（平成 27）年 4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。本市でも困窮の深刻化を予防するため、適切な自立相談支援に取り組んでいます。
- 生活困窮者の自立を促進するため、関係機関と連携しながら、状況に応じて包括的・継続的な支援を行う必要があります。
- 子どもの将来をサポートし、「貧困の連鎖」を防止するため、生活困窮世帯等の子どもの学習等への支援を行っています。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

生活保護制度と生活困窮者自立支援制度が適正に実施され、生活困窮者のセーフティネットが確立しています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	13.4% (2016 年度)	14.0% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
生活保護受給者のうち、就労支援による就労者数	12 人 (2015 年度)	17 人 (2018 年度)	20 人 (2024 年度)
自立相談支援事業により、生活保護に至らなかった自立者数	10 人 (2015 年度)	9 人 (2018 年度)	10 人 (2024 年度)

施策の展開

1 生活保護制度の適正な実施【社会福祉課】

国民の権利である生活保護の受給について、生活保護制度の適正な実施に取り組みます。

2 生活困窮者自立支援制度の適正な実施【社会福祉課】

生活保護に至る前の段階での早期支援と自立促進を図るため、生活困窮者に対しての自立相談支援や住居確保給付金の支給など、生活困窮者自立支援制度の適正な実施に取り組みます。

3 生活困窮世帯等の子どもへの学習支援等の実施【社会福祉課】

生活困窮世帯等の子どもの将来をサポートし、出身世帯の経済的・社会的自立を促進するため、生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援や進学支援を行います。

政策 4 便利で快適に暮らせるまちをつくる

施策 401 市街地整備の推進

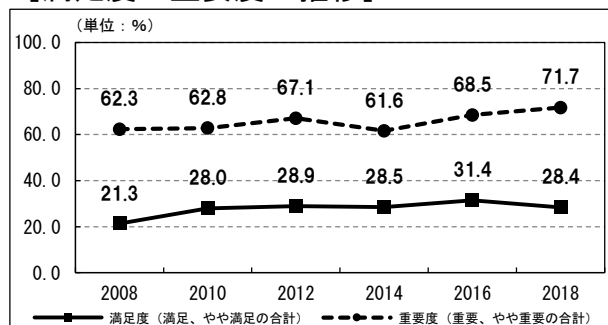
主担当課：新清洲駅周辺まちづくり課

現状と課題

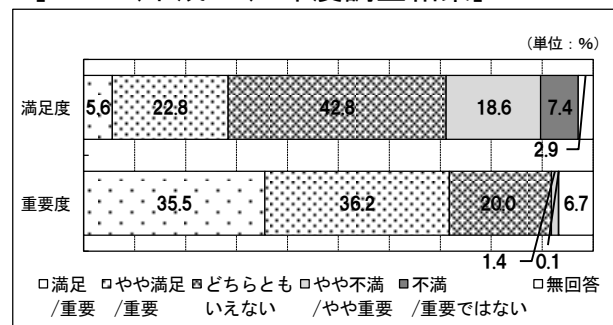
- 本市では、春日学校橋西、春日新橋西、新清洲駅北、清洲駅前で土地区画整理事業を進めており、市街化区域面積に対する土地区画整理事業施行済・施行中面積の割合は、県内でも高い水準となっています。
- 10の鉄道駅があり、名古屋に至近の本市の特徴を生かして、市街地整備を進める必要があります。
- 名鉄新清洲駅の周辺整備について、名鉄名古屋本線の高架化に係る仮線用地の確保が必要なことから、地権者への意向聴取を行いながら事業を進める必要があります。
- J R清洲駅の周辺整備について、2018（平成30）年3月に仮換地指定が行われました。土地区画整理事業による建物移転が多く見込まれることから、住民との合意形成を図りながら事業を進める必要があります。
- 幅員の狭い道路や低未利用地の解消を図るため、土地区画整理事業施行地区に隣接する地区などにおいても、土地区画整理事業との一体的な整備を検討する必要があります。
- 2019（平成31）年3月に策定した「都市計画マスタープラン」に基づいて、社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、長期的・総合的な視点に立って都市計画を進めるため、土地利用の見直しや都市施設の適正配置について検討する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成30）年度調査結果〕



目指す姿

駅周辺を中心とする市街地整備が着実に進展し、土地の有効利用が進み、安心して快適な生活基盤がつくられています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	31.4% (2016 年度)	28.4% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
新清洲駅北土地区画整理事業の推進	事業計画決定 (2014 年度)	基盤整備等の進捗 (2018 年度)	換地処分等を除く事業の完了 (2023 年度)
清洲駅前土地区画整理事業の推進	事業認可 (2015 年度)	基盤整備等の進捗 (2018 年度)	事業の完了 (2024 年度)

施策の展開

1 名鉄新清洲駅周辺整備の推進【新清洲駅周辺まちづくり課】

名鉄新清洲駅周辺の都市拠点機能の充実と土地の有効利用を図るため、土地地区画整理事業による市街地整備を推進します。

2 J R清洲駅周辺整備の推進【都市計画課】

J R清洲駅周辺の都市機能の充実を図るため、土地地区画整理組合に対する支援を行うとともに、都市計画道路や駅前広場の整備により、市街地整備を推進します。

3 鉄道高架化整備の推進【新清洲駅周辺まちづくり課】

快適で良好な市街地形成を図るため、国・県等との連携により名鉄新清洲駅周辺の鉄道高架化整備を推進します。

4 春日地区の市街地整備の推進【都市計画課】

春日学校橋西地区と春日新橋西地区における都市施設の充実と土地の有効利用を図るため、土地地区画整理組合に対する支援により、市街地整備を推進します。

5 地域に応じた市街地整備の検討【都市計画課】

狭あい道路や低未利用地を解消するため、地域に応じた市街地整備を検討します。

6 土地利用の見直し等の検討【都市計画課】

社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、長期的・総合的な視点に立って都市計画を進めるため、土地利用の見直しや都市施設の適正配置を検討します。

7 地籍調査の実施【土木課】

正確な地籍図や地籍簿を作るため、地籍調査を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
都市計画マスタープラン	長期的・総合的な視点から土地利用や都市施設といった都市計画の方針を明らかにした計画です。	都市計画法	2019（令和元）年度～2028（令和10）年度
新清洲駅北土地地区画整理事業計画	新清洲駅北地区の土地地区画整理事業を行うための計画です。	土地地区画整理法	2014（平成26）年度～2040（令和22）年度
清洲駅前土地地区画整理事業計画	清洲駅前地区の土地地区画整理事業を行うための計画です。	土地地区画整理法	2015（平成27）年度～2024（令和6）年度
春日学校橋西土地地区画整理事業計画	春日学校橋西地区の土地地区画整理事業を行うための計画です。	土地地区画整理法	2010（平成22）年度～2019（令和元）年度※
春日新橋西土地地区画整理事業計画	春日新橋西地区の土地地区画整理事業を行うための計画です。	土地地区画整理法	2010（平成22）年度～2020（令和2）年度※

※延伸予定

政策 4 便利で快適に暮らせるまちをつくる

施策 402 道路・橋梁の整備・適正管理の推進

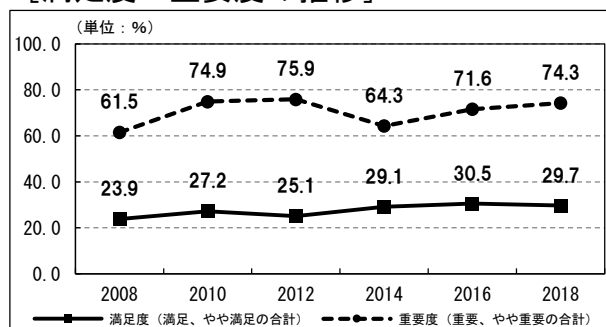
主担当課：土木課

現状と課題

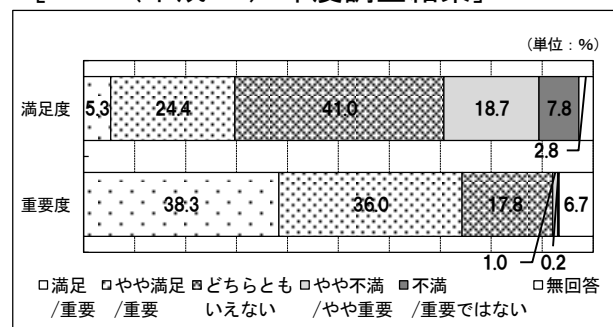
- 高度経済成長期に集中的に整備された道路の老朽化が進行していることを受けて、2013（平成 25）年 6 月に「道路法」等の一部改正が行われ、予防保全の観点も踏まえて、道路管理者が道路の点検を行うべきことが明確化されました。
- 本市では、橋梁の点検結果に基づいて、2015（平成 27）年 3 月に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。以降、国が定める基準（近接目視による 5 年に 1 回の点検）に基づいて、予防的・計画的な橋梁の修繕を進めています。また、市道の舗装や道路附属物（道路標識、道路照明施設）についても、定期的な点検に基づいた修繕計画を策定して、計画的な修繕を進めています。
- 機能的な都市活動の基盤となる広域幹線道路や地域内連絡幹線道路については、2020（令和 2）年度に都市計画道路清須新川線（桃栄跨線橋）の開通が予定されるなど県と連携した整備を進めており、引き続き取組を推進する必要があります。
- 交通量が多く幅員の狭い通学路や生活道路については、歩道の設置等により利用者の安全と快適な交通環境を確保する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

国や県と連携した道路網の整備と、道路・橋梁の計画的な修繕が着実に進展し、道路利用者の利便の増進と安全確保が図られています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	30.5% (2016 年度)	29.7% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
市内の道路網が充実している と思う市民の割合 満足度	40.2% (2016 年度)	43.6% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
道路・橋梁の損傷や劣化に起因 する事故発生件数	3 件 (2015 年度)	0 件 (2019 年度)	0 件 (2024 年度)

施策の展開

1 道路の適正な管理【土木課・都市計画課】

快適な交通環境を確保するため、道路を適正に管理します。

2 道路の計画的な修繕【土木課】

道路の舗装や照明、横断歩道橋等について安全を確保するとともに、整備コストを削減・平準化するため、点検に基づく計画的な修繕を行います。

3 広域幹線道路・地域内連絡幹線道路の整備【都市計画課】

県と連携して広域幹線道路や地域内連絡幹線道路の整備に取り組みます。

4 通学路・生活道路の整備【土木課】

利用者の安全と快適な交通環境を確保するため、歩道の設置など通学路・生活道路の整備を行います。

5 橋梁の予防的・計画的な修繕【土木課】

橋梁について安全を確保するとともに、整備コストを削減・平準化するため、点検に基づく予防的・計画的な修繕を行います。

6 橋梁の整備【土木課】

河川改修等に伴って必要となる橋梁の整備を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
舗装修繕計画	路面性状調査結果に基づき、道路の舗装修繕を効率的かつ計画的に実施するための計画です。	道路法	2019（令和元）年度～2023（令和5）年度 毎年度更新予定
横断歩道橋修繕計画	横断歩道橋の点検結果に基づき、横断歩道橋の修繕を効率的かつ計画的に実施するための計画です。	道路法	2019（令和元）年度 策定予定
橋梁長寿命化修繕計画	道路法の改正により、5年に1回の点検が義務付けられた橋梁の点検結果に基づき、市が管理する橋梁の効率的な維持管理を推進するための計画です。	道路法	2016（平成28）年度～2025（令和7）年度

政策 4 便利で快適に暮らせるまちをつくる

施策 403 上水道の安定供給・下水道の充実

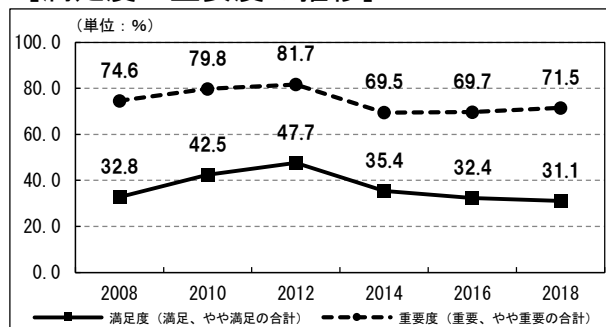
主担当課：上下水道課

現状と課題

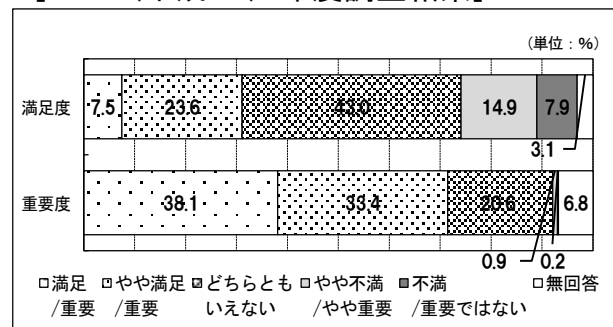
- 本市において、春日地区は市が給水を行っており、それ以外の地区は名古屋市から給水を受けています。
- 計画的な水道管の耐震化整備により、災害時にも水の安定的な供給を確保する必要があります。
- 生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図るため、2013（平成 25）年 3 月に公共下水道事業の供用を開始しました。順次処理区域の拡大を進め、下水道の普及を促進しています。
- 公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上などを目的として、2019（令和元）年度から下水道事業に民間企業と同様の公営企業会計を適用しています。
- 今後人口減少などによる料金収入の減少が見込まれる中、水道事業・下水道事業ともにサービスを将来にわたって安定的に供給するため、「経営戦略」に基づいて、中長期的な視点に立って経営の効率化・健全化を推進する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

水道管の耐震化が着実に進展するとともに、水道事業が適正に運営され、水道水が安定的に供給されています。

下水道の計画的な整備が着実に進展し、生活環境の向上と公共用水域の水質保全が図られています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	32.4% (2016 年度)	31.1% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
下水道普及率	20.3% (2015 年度末)	28.4% (2018 年度末)	54.3% (2024 年度末)
水道管（清須市給水区域）の耐震化率	8.8% (2015 年度末)	9.4% (2018 年度末)	12.0% (2024 年度末)

施策の展開

1 健全な公営企業経営の推進【上下水道課】

将来にわたって安定的にサービスが供給できるよう、「経営戦略」に基づいて、健全な公営企業経営を推進します。

2 水の安定供給【上下水道課】

広域的な連携も活用して、安全な水の安定供給に取り組みます。

3 水道管の耐震化整備【上下水道課】

災害時にも水を安定的に供給できるよう、清須市給水区域における計画的な水道管の耐震化整備を行います。

4 下水道（污水）の整備【上下水道課】

衛生的で快適な生活環境を実現するため、污水管渠等の整備を行います。

5 各種助成の実施【上下水道課】

供用開始区域内の下水道接続を促進するため、各種助成を行います。

6 流域下水道関連施設の管理・運営【上下水道課】

市民が下水道についての理解を深め、あわせて市民交流の場を確保するため、水の交流ステーションや緑地を適正に管理・運営します。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
春日地区配水管路等耐震化計画	重要なライフラインである水道本管の耐震化を行い、災害時などに水道管網が確立され、飲料水の確保を目指すための計画です。	水道法	2016（平成28）年度～2025（令和7）年度
污水適正処理構想	市全域において、各種污水处理施設の整備運営を適切な役割分担のもと計画的かつ効率的に実施するための方針です。	—	2015（平成27）年度～2030（令和12）年度
公共下水道全体計画 《再掲》	公共下水道の計画区域等を定めた全体計画です。	—	2010（平成22）年度～2025（令和7）年度
公共下水道事業計画 《再掲》	公共下水道を整備する地区や工事の期間等を記載した事業計画です。おおむね5年ごとに予定処理区域の拡大を行っています。	下水道法、都市計画法	2016（平成28）年度～2020（令和2）年度
水道事業経営戦略	将来にわたって安定的に水道事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。	—	2018（平成30）年度～2027（令和9）年度
下水道事業経営戦略※	将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。	—	2016（平成28）年度～2025（令和7）年度

※公営企業会計の適用に伴い改定予定

政策 4 便利で快適に暮らせるまちをつくる

施策 404 水辺空間と緑地の充実

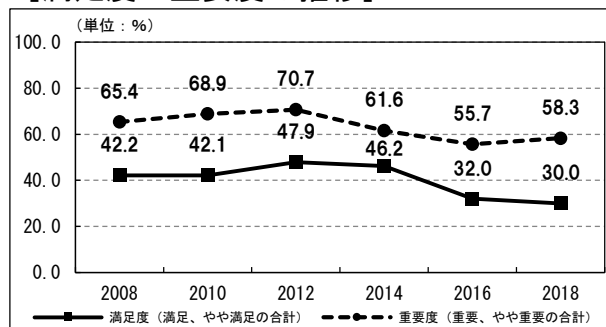
主担当課：都市計画課

現状と課題

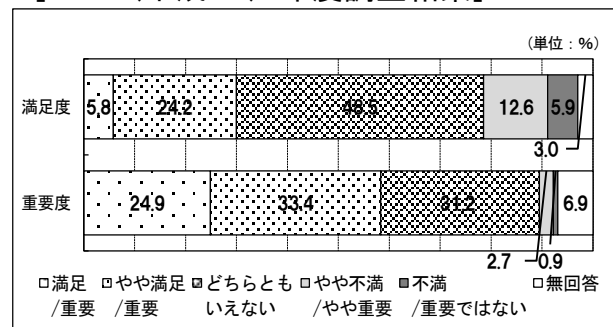
- 本市では、市民の憩いの場所となる公園について、安全を確保するため、遊具施設等の老朽化に対応した計画的な改築更新を進めています。
- 市民の地元の公園等への愛着をはぐくむため、市民協働の取組として、自治会等への除草・清掃管理委託や清須アダプト・プログラムを実施しています。
- 市の資源である庄内川、新川、五条川の水辺空間について、散策路など市民の憩いの場所としての活用に取り組んでいます。
- より魅力的な水辺空間と緑地の形成のため、市民や事業者等との連携強化とともに、広域的な連携の強化を図る必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2018 (平成 30) 年度調査結果]



目指す姿

市民協働による河川環境美化や都市緑化が進展し、市民が水と緑を感じ、ふれあうことができる空間が形成されています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	32.0% (2016 年度)	30.0% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
市内に良好な水辺空間が保たれていると思う市民の割合 満足度	36.9% (2016 年度)	35.8% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
都市公園の面積	255,614 m ² (2015 年度末)	259,714 m ² (2018 年度末)	264,000 m ² (2024 年度末)

施策の展開

1 公園・緑地の整備・管理【都市計画課】

緑があふれる市民の憩いの場所を確保するため、公園・緑地の整備・管理を行います。

2 遊具施設等の整備【都市計画課】

公園を安心して利用できるよう、遊具施設等の計画的な改築更新を行います。

3 水辺の散策路の管理【土木課】

市民の憩いの場所となる水辺環境を確保するため、水辺の散策路を適正に管理します。

4 河川環境美化活動への支援【生活環境課】

水辺環境を保全するため、市民が行う河川環境美化活動を支援します。

5 かわまちづくり事業の推進【都市計画課】

市民との協働や広域的な連携により、にぎわいのある水辺空間づくりを推進します。

6 清須アダプト・プログラムの実施【企画政策課】

市民の環境美化に対する意識を高めるため、市民と協働して、道路・公園等の清掃や植栽等を行います。

7 都市緑化への支援【都市計画課】

身近な緑の質を高め、市全体の緑化の推進につなげるため、市民や事業者等が行う緑化の取組に対して支援を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
公園施設長寿命化計画	今後進展する公園施設の老朽化に対して、安全対策を強化するとともに、改築・更新費用の平準化、施設の長寿命化を図るための計画です。	都市公園法	2012（平成24）年度～2021（令和3）年度
緑の基本計画	市内における緑地・樹木の保全、公園等の整備、道路・河川・学校・住宅の緑化など、緑に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。	都市緑地法	2011（平成23）年度～2028（令和10）年度

政策 4 便利で快適に暮らせるまちをつくる

施策 405 公共交通の充実

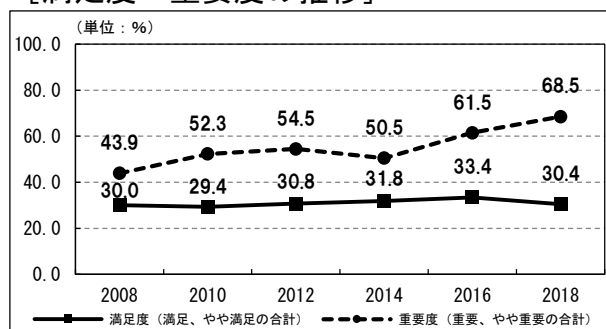
主担当課：企画政策課

現状と課題

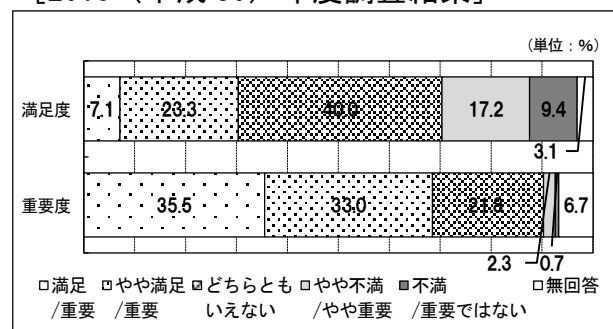
- 2014（平成 26）年 11 月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正が行われ、人口減少社会において地域の活力を維持、強化するため、コンパクトなまちづくりと連携して、地域公共交通ネットワークを確保することが重要となっています。
- 2006（平成 18）年 10 月に運行を開始したコミュニティバス「あしがるバス」は、本市の公共交通の核として、市民の日中の市内移動の利便性向上に重要な役割を果たしており、順調に利用者数を伸ばしています。
- 2018（平成 30）年 10 月から新たに「ブルールート」を新設するとともに、既存ルートの増便、乗換えしやすいダイヤの設定、パターンダイヤの導入を行いました。
- 市民のニーズに応じて、「あしがるバス」のルート・ダイヤの最適化や利用促進を図るとともに、福祉や観光など、様々な分野との連携を図りながら、更なる公共交通の充実を推進する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

「あしがるバス」を中心とした公共交通網が充実し、市内移動の利便性が向上しています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	33.4% (2016 年度)	30.4% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
「あしがるバス」を利用したことがある市民の割合 満足度	—	16.0% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
「あしがるバス」を知っている市民の割合 満足度	97.1% (2016 年度)	97.9% (2018 年度)	後期計画基準値を維持 (2023 年度)
「あしがるバス」の 1 便あたりの利用者数	5.2 人 (2015 年度)	5.6 人 (2018 年度)	6.5 人 (2024 年度)

施策の展開

1 コミュニティバスの運行【企画政策課】

高齢者や主婦層等の日中市内移動の利便性を高めるため、「あしがるバス」を運行します。

2 各種イベント等を通じた利用促進【企画政策課】

「あしがるバス」の認知度を高め、利用率を向上させるため、各種イベント等を通じた利用促進に取り組みます。

3 利用環境整備の推進【企画政策課】

「あしがるバス」利用者の満足度向上を図るため、「バスロケーションシステム」の運用など利用環境の整備を推進します。

4 ルート・ダイヤ等の見直し【企画政策課】

市民ニーズに応じた「あしがるバス」の運行を行うため、定期的にルート・ダイヤ等の見直しを行います。

5 福祉有償運送制度の運用【高齢福祉課】

NPO法人等による福祉有償運送制度について、「清須市福祉有償運送運営協議会」において運送者への必要な助言や指導を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
第2次 地域公共交通網形成計画	市内移動の利便性向上に向けて、既設の鉄道網を生かした市内公共交通ネットワークを形成するための計画です。	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	2019（令和元）年度策定予定

政策 4 便利で快適に暮らせるまちをつくる

施策 406 ごみの減量化と資源化の推進

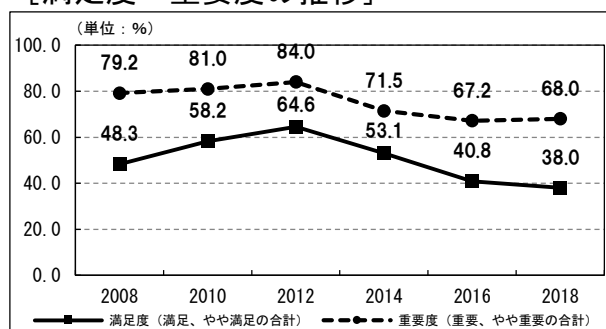
主担当課：生活環境課

現状と課題

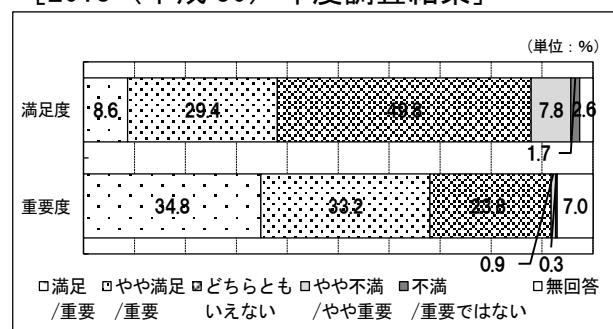
- スマートフォンやタブレット端末でごみの分別方法や収集日を確認できる「ごみ分別アプリ さんあーる」の配信を2017（平成29）年度から開始しました。多言語への対応など、引き続き使いやすさの向上に取り組む必要があります。
- 市民の利便性向上とともに、ごみ処理にかかるコストの低減を図るため、分別・収集・処理方法や費用負担のあり方などの定期的な検証を行う必要があります。
- ごみの減量化と資源化を促進するため、引き続き広報紙やホームページ等の媒体を通じて、市民や事業者に対してごみに対する意識の啓発を図る必要があります。
- 民間の資源回収ステーションの増加などに伴い、リサイクル率は減少傾向にあります。市が実施している資源回収ステーションの運営等について、社会の変化を踏まえて、あり方を検討する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成30）年度調査結果〕



目指す姿

市民・事業者・行政が一体となったごみの減量化と資源化の取組がより一層浸透し、循環型社会が構築されています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	40.8% (2016 年度)	38.0% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
市民 1 人 1 日あたりの生活系ごみ排出量	641 g (2015 年度)	613 g (2017 年度)	529 g (2024 年度)
リサイクル率（ごみの資源化量／ごみの排出量）	17.1% (2015 年度)	15.1% (2017 年度)	後期計画基準値を維持 (2024 年度)

施策の展開

1 ごみの適正な処理【生活環境課】

市民の利便性向上や処理コスト削減に努めながら、家庭や事業所から排出される一般廃棄物の適正な処理を行います。

2 ごみ減量化・再資源化の啓発【生活環境課】

分別の徹底等、市民や事業者のごみ減量化・再資源化に対する意識を高めるため、啓発活動を行います。

3 市民に分かりやすいごみの分別情報等の発信【生活環境課】

「ごみ分別アプリ さんあーる」等により、市民に分かりやすいごみの分別情報等を発信します。

4 資源回収活動への支援【生活環境課】

ごみ減量化・再資源化を促進するため、市民が行う資源回収活動に対する支援を行います。

5 ごみ減量化活動への支援【生活環境課】

生ごみの自家処理による減量化を図るため、生ごみ処理機等の購入に対する支援を行います。

6 資源回収施設の管理・運営【生活環境課】

市民が身近な場所で資源回収できるよう、資源回収ステーション等を適正に管理・運営します。

7 し尿の適正な処理【生活環境課】

衛生的で快適な生活環境を確保するため、広域的な連携によるし尿処理施設の運営等により、し尿の適正な処理に取り組みます。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
一般廃棄物処理基本計画	限りある資源の有効活用を図るため、ごみに対する市民の意識改革を図り、官民一体となってリサイクルシステムなどを確立し、ごみの減量化と資源としての再利用を図るための計画です。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	2016（平成28）年度～2020（令和2）年度
分別収集計画（第8期）	容器包装廃棄物の4Rを推進し、廃棄物の減量や最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化、資源の有効利用、循環型社会の形成を図るための計画です。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	2017（平成29）年度～2021（令和3）年度

政策 4 便利で快適に暮らせるまちをつくる

施策 407 環境保全の推進

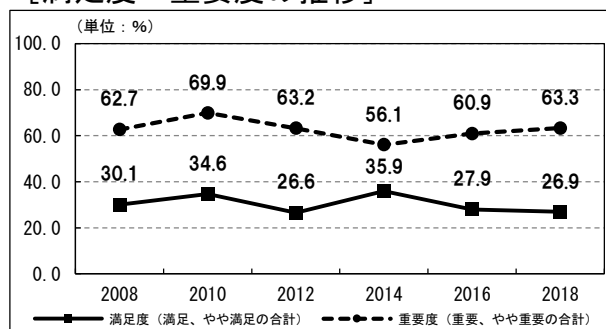
主担当課：生活環境課

現状と課題

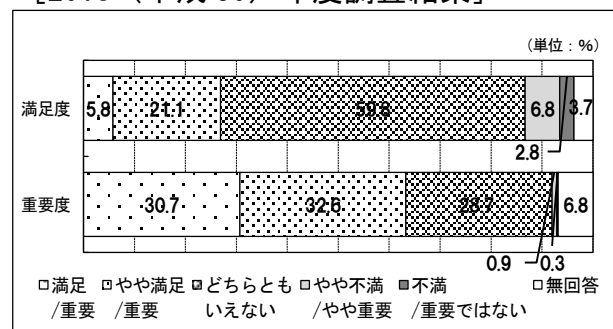
- 有害鳥獣の捕獲や定期的な公害調査の実施などにより、市民が快適に生活できる環境づくりに努めています。
- 市内学校での行政出前講座などにより、低年齢からの環境保全に対する意識の啓発を図る必要があります。
- 本市では、公共施設への太陽光発電の導入や職員に対する意識啓発などにより、環境負荷低減対策を積極的に進めています。
- 市民の環境に対する意識が高まっている中、市民ニーズに対応した環境負荷低減対策への支援を検討する必要があります。
- 核家族化が進行する中、市民が安心して利用できる墓地を提供する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

環境の保全や公害の未然防止が図られ、市民にとって良好な生活環境が保たれています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	27.9% (2016 年度)	26.9% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
環境負荷の低減を心がけている市民の割合 満足度	66.0% (2016 年度)	63.6% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
市内の公害発生件数	0 件 (2015 年度)	0 件 (2018 年度)	0 件 (2024 年度)
市の行政事務にかかる温室効果ガス総排出量	—	735,851kg-CO ₂ (2015 年度)	637,000kg-CO ₂ (2024 年度)

施策の展開

1 地域環境の保全【生活環境課】

快適に生活できる地域づくりを進めるため、有害鳥獣の捕獲や啓発活動により、地域環境の保全に取り組みます。

2 公害調査等の実施【生活環境課】

公害の発生を未然に防止するため、水質汚濁・悪臭・騒音などについての調査等を行います。

3 浄化槽清掃への支援【生活環境課】

下水道未供用地区において、衛生的で快適な生活環境を確保するため、浄化槽の清掃に対する支援を行います。

4 住宅用地球温暖化対策設備の導入への支援【生活環境課】

市民の環境に対する意識を高め、温室効果ガスの排出量を削減するため、住宅用地球温暖化対策設備の設置に対する支援を行います。

5 環境負荷低減対策の推進【全庁（生活環境課）】

公共施設への太陽光発電の導入や職員に対する意識啓発など、環境負荷低減対策を推進します。

6 墓地の管理・運営【生活環境課】

心安らかに墓地を訪れることができるよう、新川墓地を適正に管理・運営します。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
一般廃棄物処理基本計画 《再掲》	限りある資源の有効活用を図るため、ごみに対する市民の意識改革を図り、官民一体となってリサイクルシステムなどを確立し、ごみの減量化と資源としての再利用を図るための計画です。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	2016（平成28）年度～ 2020（令和2）年度
地球温暖化対策実行計画	市自らが事業者・消費者として、職員全員の参加で地球温暖化対策を計画的に実行し、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制を図るための計画です。	地球温暖化対策の推進に関する法律	2017（平成29）年度～ 2021（令和3）年度

政策 4 便利で快適に暮らせるまちをつくる

施策 408 斎苑施設の整備・運営

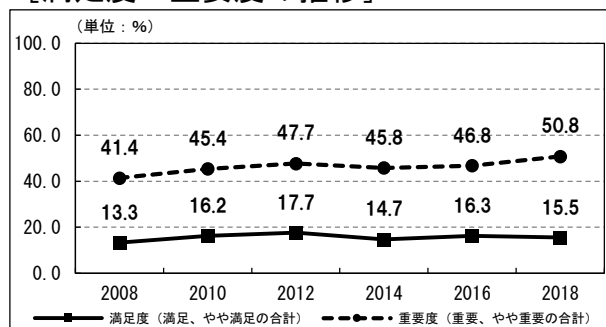
主担当課：生活環境課

現状と課題

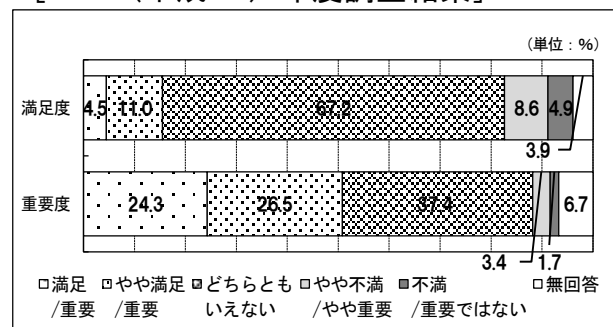
- 高齢化の進行に伴って、今後増加が見込まれる火葬の需要への対応が求められています。
- 住民説明会の開催などにより斎苑施設整備地の周辺住民との合意形成を図るとともに、環境に配慮しながら整備を進める必要があります。
- 斎苑施設整備地の周辺住民の生活環境に配慮して、要望を踏まえた環境改善の取組を進める必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2018（平成 30）年度調査結果]



目指す姿

斎苑施設が整備され、適切に施設の運営が行われています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	16.3% (2016 年度)	15.5% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
都市計画決定手続きの推進	都市計画決定に向けた調査等 (2015 年度)	都市計画決定 (2018 年度)	—
斎苑施設整備の推進	—	造成工事の実施 (2018 年度)	供用開始 (2021 年度)

施策の展開

1 斎苑施設の整備・運営【生活環境課】

市民が身近な場所で火葬を営むことができるよう、広域的な連携により斎苑施設を整備し、適切に施設の運営を行います。

2 斎苑施設周辺環境改善事業の実施【全庁（生活環境課）】

斎苑施設整備地の周辺住民の生活環境の向上に向けて、周辺道路の整備など斎苑施設周辺環境改善事業に取り組みます。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
斎場建設基本計画（五条広域事務組合）	斎場の建設方針や施設計画などを定めた計画です。	—	—

政策 5 魅力に満ちた活力のあるまちをつくる

施策 501 観光の振興

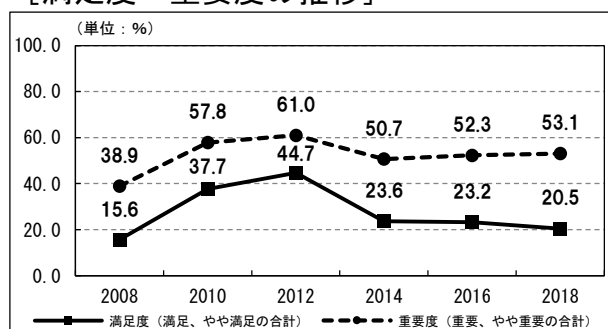
主担当課：産業課

現状と課題

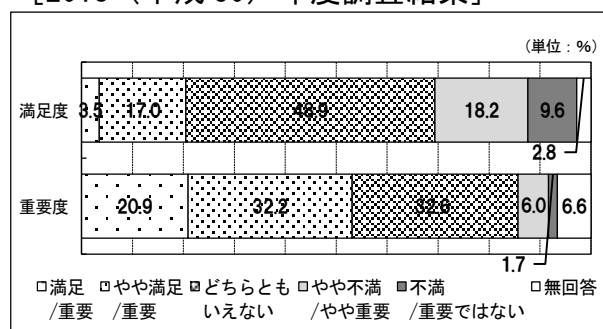
- 2018（平成 30）年の訪日外国人旅行者数は 3,119 万人となっており、国では、観光立国の実現に向けて、東京オリンピック・パラリンピックが開催される 2020（令和 2）年に訪日外国人旅行者数 4,000 万人を目指す取組が進められています。県でも、観光を新たな戦略産業と位置付けて、2016（平成 28）年 2 月に策定した「あいち観光戦略」に基づいて具体的なプロジェクトを進めています。
- 近隣観光地との観光誘客競争の激化などにより、清洲城の入場者数は 2016（平成 28）年度から減少に転じています。観光施設の魅力向上、インターネットや SNS を活用した情報発信などにより、継続的な誘客促進を図る必要があります。
- 増加する訪日外国人旅行者について、誘客促進の取組とともに、多言語対応など観光しやすい環境づくりを進める必要があります。
- 清洲城を中心とした観光施設への誘客を地域経済の活性化につなげる必要があります。
- リニア中央新幹線の開業は、名古屋駅からのアクセスに優れる本市にとっては更なる観光客増加の機会となることから、その機会を最大限に生かすための取組を進める必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

地域資源を活用した観光の振興が図られ、地域の活力が醸成されるとともに、市外からの来訪者が増加しています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	23.2% (2016 年度)	20.5% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
滞在人口率（休日 14 時、年平均）	0.87 倍 (2015 年)	0.88 倍 (2017 年)	0.93 倍 (2024 年)
清洲城の入場者数	85,069 人 (2015 年度)	61,123 人 (2018 年度)	85,000 人 (2024 年度)

施策の展開

1 魅力あるまつりの開催【産業課】

毎年開催されるまつりの魅力を市内外に向けて発信するとともに、幅広い市民の参加を促進するため、まつりの開催への支援を行います。

2 観光施設の魅力向上の推進【産業課】戦略②

清洲城をはじめとする観光施設への誘客を促進するため、手作り甲冑試着や観光ガイド、武将隊のおもてなしなど市民協働による取組とともに、様々な手法の導入を検討し、観光施設の魅力向上を推進します。

3 オリジナル土産品の開発・情報発信【産業課】戦略②

観光客の満足度向上を図るため、市内の企業や事業所と連携したオリジナル土産品の開発に取り組むとともに、清洲ふるさとのやかたを活用した情報発信を行います。

4 観光地域づくりの推進【産業課】戦略②

市外来訪者の市内滞在を促進するため、観光施設間の連携や案内サインの設置などにより、観光地域づくりを推進します。

5 レンタサイクルの運営【産業課】戦略②

市外来訪者の利便性と周遊性の向上を図るため、「あしがるサイクル」を運営します。

6 観光情報発信力の強化【産業課】戦略②

訪日外国人等を含む市外からの積極的な観光誘客を促進するため、「Kiyosu Free Wi-Fi」サービス提供エリアの拡大、海外向けプロモーション映像の配信、多言語対応リーフレットの配布等により、観光情報発信力の強化に取り組みます。

7 観光活動を行う団体への支援【産業課】

個々の観光資源の魅力を相乗的に高め、地域全体の魅力ある観光を展開するため、各種団体が行う観光活動への支援を行います。

8 地域間交流・連携の推進【企画政策課・産業課】

観光誘客の促進に向けた取組の効果を相乗的に高めるため、歴史・文化的な関わりがある地域との交流・連携を推進します。

政策 5 魅力に満ちた活力のあるまちをつくる

施策 502 商業・工業の振興

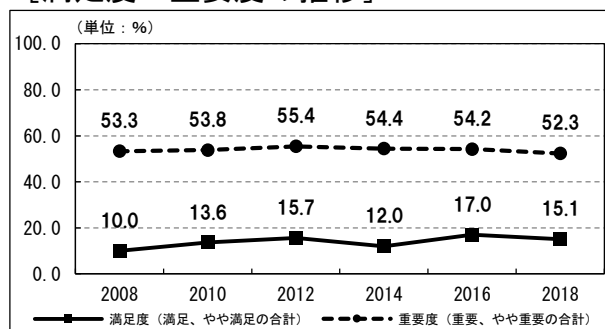
主担当課：産業課

現状と課題

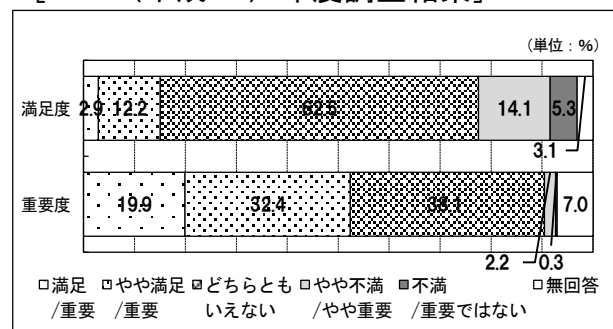
- 景気低迷による売上の減少や高齢化の進行による後継者不足などにより、民営事業所数は減少傾向にあります。本市商工会の会員数についても、同様に減少傾向にあります。現状を踏まえて、既存の事業者に対する支援とともに、新規創業に対する支援にも取り組む必要があります。
- 中小事業者の経営基盤の強化を図るため、商工会と連携して、伴走型の経営相談や資金融資などの支援を行っています。
- 名古屋から至近であり、国道・主要幹線道路・高速道路インターチェンジを有する立地を生かして、高度先端産業をはじめとする今後成長が見込まれる分野の企業誘致に取り組む必要があります。
- 清洲城など市が有する観光資源を積極的に生かして、市内事業者と連携した商工業の魅力を高める取組を進める必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

商業・工業の振興と安定が図られ、中小事業者をはじめとする市内の商工業者がいきいきと活動しています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	17.0% (2016 年度)	15.1% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
市内の民営事業所数 戦略②	2,636 事業所 (2014 年 7 月 1 日)	2,495 事業所 (2016 年 6 月 1 日)	後期計画基準値を維持 (2024 年を含む経済センサス実施期間)
市内の民営事業所の従業者数 戦略②	28,609 人 (2014 年 7 月 1 日)	28,535 人 (2016 年 6 月 1 日)	後期計画基準値から増加 (2024 年を含む経済センサス実施期間)
創業支援事業による創業件数 戦略②	計画に基づく事業開始 (2016 年度)	18 件 (2018 年度)	25 件 (2024 年度)

施策の展開

1 商工会等への支援【産業課】戦略②

市内の商工業者がいきいきと経営できる環境をつくるため、経営相談や地域商工業の魅力発信などに取り組む商工会等への支援を行います。

2 高度先端産業立地の推進【産業課】

地域の活性化や雇用の拡大、市の産業構造の高度化を図るため、高度先端分野における工場等の新增設に対する支援により、高度先端産業の立地を推進します。

3 企業の再投資への支援【産業課】

地域の経済・雇用の基盤を支える商工業者の活性化を図るため、長期にわたり市内に立地する企業が行う工場等の新設・増設等の再投資に対する支援を行います。

4 資金融資制度の利用促進【産業課】

商工業者の経営安定化を図るため、信用保証料に対する助成などにより、商工業振興資金融資制度の利用を促進します。

5 創業に対する支援【産業課】戦略②

地域での創業を促進し、地域経済の活力を高めるため、商工会等との連携により、市内での創業に対する支援を行います。

6 東京圏から移住する起業・就業者に対する支援【産業課】戦略②

市内における創業や中小企業の成長を促進するため、東京圏から本市に移住する起業・就業者への支援を行います。

7 オリジナル土産品の開発・情報発信【産業課】戦略②

市内で生産される商工業製品のブランディングを推進するため、市内の企業や事業所と連携したオリジナル土産品の開発に取り組むとともに、一休庵・飴茶庵を活用した情報発信を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
創業支援事業計画	地域における創業を促進するため、清須市、北名古屋市、豊山町、各市町の商工会、金融機関が連携した創業支援の取組を推進する計画です。	産業競争力強化法	2016（平成28）年度～2020（令和2）年度

政策 5 魅力に満ちた活力のあるまちをつくる

施策 503 都市近郊農業の振興

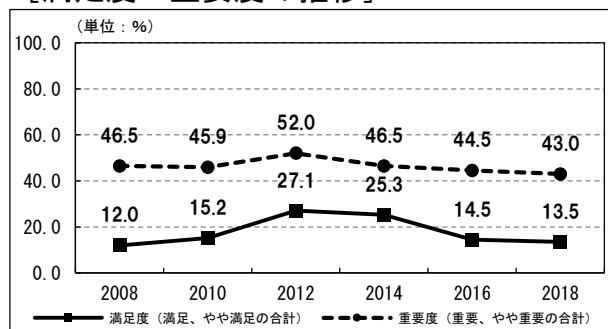
主担当課：産業課

現状と課題

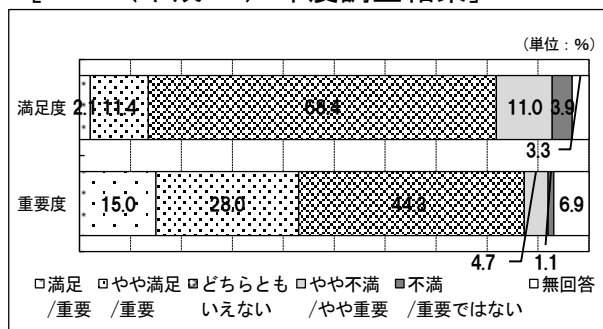
- 2016（平成 28）年 4 月に改正「農業委員会等に関する法律」が施行され、農業委員会の重点業務が農地利用の最適化の推進であることが明確化されました。また、2015（平成 27）年 4 月に「都市農業振興基本法」が施行され、都市農業の安定的な継続とともに、防災機能など農地の多様な機能を適切かつ十分に発揮させながら都市環境を整備することが求められています。
- 本市では、農地バンク制度の実施や農地パトロールなどにより、適正に保全されていない耕作放棄地は減少しています。
- 新規就農者に対する支援など新たな担い手の育成とともに、農地バンクや農地中間管理機構制度等の活用により、耕作放棄地の減少や農地の流動化・集約化を推進する必要があります。
- 「土田かぼちゃ」や「宮重大根」といった市の伝統野菜を生産する農家への支援や、伝統野菜を活用した特産物の開発などを通じて、農業の振興を図る必要があります。
- 食に対する市民の関心が高まっている中、食育の推進に取り組む必要があります。
- 用排水路など土地改良施設の経年劣化による排水能力不足を解消するため、計画的な整備を進める必要があります。
- 都市における緑の保全や防災機能など、農地の多面的機能を生かして良好な都市環境の形成を図る必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

農地の多面的機能を生かして、都市開発と均衡の取れた農業の振興が図られ、農家だけでなく市民全体がその利益を享受しています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	14.5% (2016 年度)	13.5% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
地産地消を心がけている市民の割合 満足度	36.9% (2016 年度)	34.7% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
市内の耕作放棄地面積	50,512 m ² (2016 年度末) ※	34,880 m ² (2018 年度末)	28,000 m ² (2024 年度末)

※ 前期計画の基準値（2015 年度末：20,165 m²）は算出の考え方が異なるため、後期計画の考え方による参考値を掲載している。

施策の展開

1 農業関係団体等への支援【産業課】

多面的な機能を持つ農地を適切に保全するとともに、営農者がいきいきと農業に従事できる環境づくりを行うため、農業関係団体や新規就農者に対する支援を行います。

2 耕作放棄地対策の実施【産業課】

農用地の保全や利用の効率化・高度化を図るため、農地バンクや農地中間管理機構制度等による耕作放棄地対策に取り組みます。

3 農業体験の機会提供【産業課】

体験を通して食の知識の向上を図るとともに、新規就農のきっかけをつくるため、農業体験塾や市民農園の貸し出しを行います。

4 食育の推進【産業課】

市民一人ひとりの食に対する正しい理解を深めるとともに、食を通して地域の連携を深めるため、食育まつりの開催や食育レポートの発行などにより、食育を推進します。

5 農業用施設の整備【土木課】

充実した農業環境を確保するため、用排水路や農道等の整備を行います。

6 農地等保全活動への支援【土木課】

農地等を適切に保全し、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域の組織が行う農地等保全活動に対する支援を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
農業振興地域整備計画	次世代の農業後継者の育成を行う環境を整備するとともに、優良農地の保全を図るための計画です。	農業振興地域の整備に関する法律	2013（平成25）年度～2023（令和5）年度
第3次 食育推進計画	食を通して心身の健康づくり、地域づくりを推進する計画です。	食育基本法	2019（令和元）年度策定予定
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	農業振興地域において農用地の保全を推進する取組を行うことにより、農地の有する多面的機能の発揮の促進を図るための計画です。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	2019（令和元）年度～2023（令和5）年度

政策 5 魅力に満ちた活力のあるまちをつくる

施策 504 消費生活の擁護

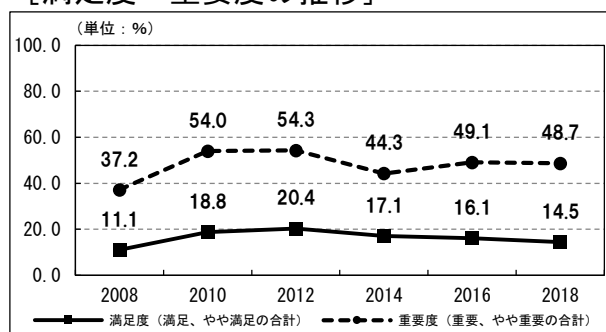
主担当課：産業課

現状と課題

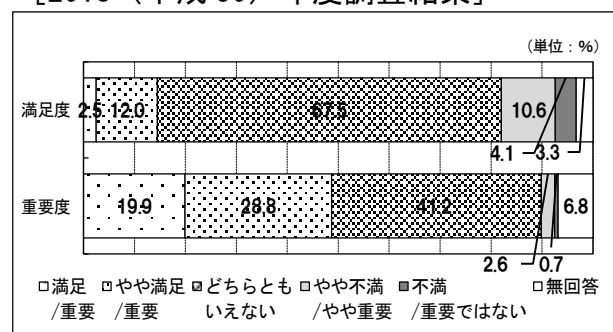
- 国は、2015（平成 27）年 3 月に策定した「消費者基本計画」を踏まえて、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備することを目的として、相談体制の空白地域の解消、相談体制の質の向上、消費者教育の推進などによる「地方消費者行政強化作戦」を進めています。
- 本市では、2017（平成 29）年度から消費生活センターを開設して消費生活相談を実施しており、相談者数は増加傾向にあります。
- 複雑化・多様化する相談に対して、社会福祉協議会が主催する弁護士相談や不動産に関する相談との連携を図る必要があります。
- 消費生活出前講座の開催などにより、市民の消費生活に対する意識の啓発を図る必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

市民が利用しやすい消費生活相談体制を通じて消費生活の擁護が図られ、市民が安心して豊かな消費生活を営むことができます。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	16.1% (2016 年度)	14.5% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
市の消費生活相談窓口を知っている市民の割合 満足度	33.9% (2016 年度)	38.6% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
消費生活相談窓口への相談件数	—	131 件 (2018 年度)	150 件 (2024 年度)
消費生活相談窓口の年間開設日数	69 日 (2015 年度)	215 日 (2018 年度)	後期計画基準値を維持 (2024 年度)

施策の展開

1 相談支援体制の充実【産業課】

消費生活センターにおける消費生活相談や司法書士による相談の実施、高齢者等の特定世代に係るトラブル防止に向けた関係機関との緊密な連絡体制づくりなど、相談支援体制の充実に取り組みます。

2 消費者問題の啓発【産業課】

多様化する消費者問題に対する市民の意識を高めるため、消費生活出前講座等を通じた啓発活動を行います。

3 金融信用貸付制度の実施【産業課】

市民生活の改善向上を図るため、金融信用貸付制度を実施します。

政策 6 豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる

施策 601 生涯学習の充実

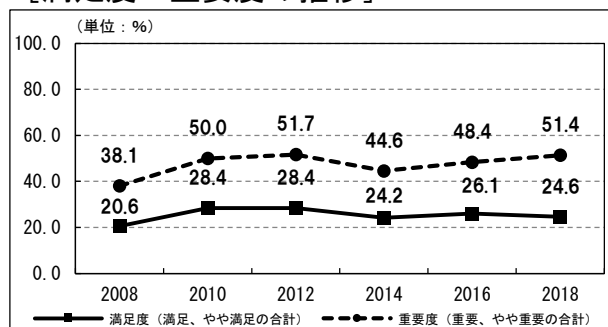
主担当課：生涯学習課

現状と課題

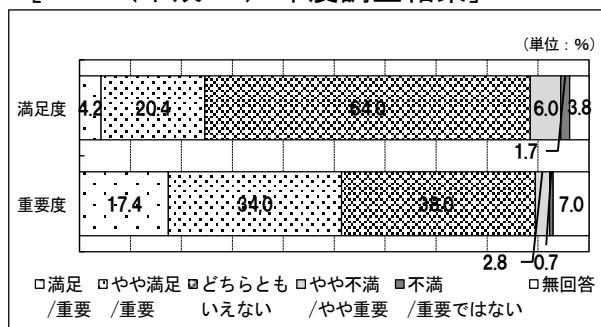
- 社会の成熟に伴って、生涯学習に対するニーズが高まっていることから、子どもから高齢者まで幅広い世代のニーズに対応した、多様な学習機会の提供が求められています。
- 生涯学習講座など、市民が身近な場所で学ぶよろこびや生きがいを感じる場づくりとともに、生涯学習の成果を様々な形で地域に還元する仕組みづくりを進める必要があります。
- 2012（平成 24）年 7 月に開館した市立図書館は、子どもから高齢者まで幅広い世代の市民に利用されており、開館以来、毎年貸出冊数を伸ばしています。
- 市立図書館では、SNS による情報発信や地元企業等と連携した取組などにより、地域に根ざした図書館づくりを進めています。
- 命の大切さや平和の尊さについて、引き続き児童が認識を深める機会を提供する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

生涯学習に関する講座と情報発信が充実し、学びを通じて広く市民によるこびや生きがいがはぐくまれています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	26.1% (2016 年度)	24.6% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
生涯学習講座の参加者満足度 ※ 1	93.0% (2015 年度)	97.9% (2018 年度)	後期計画基準値を維持 (2024 年度)
図書館の来館者数	175,800 人 (2015 年度)	194,403 人 (2018 年度)	200,000 人を維持 (2024 年度)

※ 1 生涯学習講座の受講者を対象としたアンケート調査により測定。

施策の展開

1 生涯学習講座の開催【生涯学習課】

市民が生涯にわたって充実した学習活動を行う場を提供するため、各種生涯学習講座を行います。

2 サタデーキッズクラブの開催【生涯学習課】

子どもが郷土文化を理解するとともに、社会での生きる力をはぐくむ場を提供するため、サタデーキッズクラブを行います。

3 生涯学習を担う地域人材の育成・活用【生涯学習課】

市民と協働して多種多様な分野の講座や教室等を行うため、生涯学習講座等を通じて生涯学習を担う地域人材の育成・活用を行います。

4 平和学習の機会提供【社会福祉課・生涯学習課】

平和の尊さについての認識を深めるため、平和祈念式や平和推進派遣研修を行います。

5 公民館等の整備・管理【生涯学習課】

市民の生涯学習活動や文化・芸術活動等の場を確保するため、公民館等の整備・管理を行います。

6 地域に根ざした図書館づくり【生涯学習課】

市民の図書館利用を促進するため、地域情報コーナーの充実や、乳児健診時に実施する「ブックスタート」活動などにより、地域に根ざした図書館づくりに取り組みます。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
生涯学習推進計画	生涯学習に関する取組を総合的・計画的に推進するための計画です。	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律	2018（平成30）年度～ 2024（令和6）年度

政策 6 豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる

施策 602 文化・芸術活動の振興

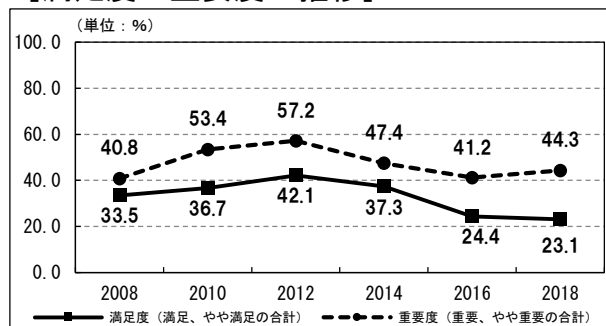
主担当課：生涯学習課

現状と課題

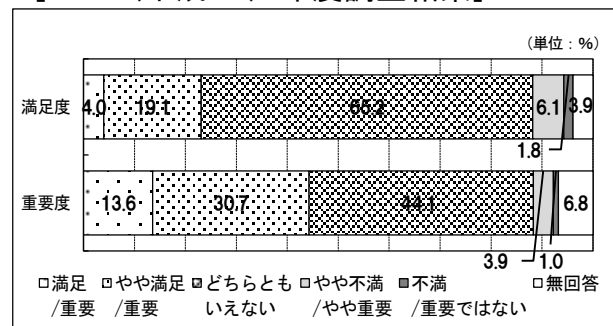
- 市民が良質な文化・芸術を鑑賞できる機会を提供するため、「芸術劇場」を毎年開催しています。
- 文化・芸術活動を行う各種団体においては、会員の高齢化が進行していることから、若い世代が文化・芸術にふれる機会づくりを積極的に行うことにより、文化・芸術活動を担う若い人材を育てる必要があります。
- はるひ美術館では、地域で活動する作家の展覧会の開催や、ボランティアのアートサポーターとの連携強化により、地域に根ざした芸術活動の拠点として、魅力ある美術館づくりを進めるとともに、その魅力を積極的に発信する必要があります。
- はるひ美術館では、全国公募の絵画展「はるひ絵画トリエンナーレ」をこれまでに9回開催し、国内でも広く知られる絵画展となっています。引き続き内容や規模を検討しながら「はるひ絵画トリエンナーレ」を開催し、はるひ美術館の特色を生かして文化・芸術活動の振興を図る必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

文化や芸術にふれる機会が充実し、市民が生活の潤いや心の豊かさを実感できています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	24.4% (2016 年度)	23.1% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
美術館の来館者数	16,782 人 (2015 年度)	10,902 人 (2018 年度)	17,000 人 (2024 年度)

施策の展開

1 芸術劇場等の開催【生涯学習課】

市民が文化・芸術にふれる機会を提供するため、芸術劇場や芸能発表会等を行います。

2 地域の歴史・文化の啓発【生涯学習課】

地域の歴史・文化に対する市民の理解を深めるため、啓発活動を行います。

3 文化・芸術活動を行う団体への支援【生涯学習課】

市民の自主的な文化・芸術活動を促進するため、各種団体が行う活動に対する支援を行います。

4 魅力ある美術館づくり【生涯学習課】

市民が身近な場所で芸術にふれる機会を提供するため、趣向を凝らした企画展・特別展等の実施により、魅力ある美術館づくりに取り組みます。

5 絵画トリエンナーレの開催【生涯学習課】

次代を担う作家を育成するとともに、市民が優れた絵画にふれる機会を提供するため、絵画トリエンナーレを開催します。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
生涯学習推進計画 《再掲》	生涯学習に関する取組を総合的・計画的に推進するための計画です。	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律	2018（平成30）年度～ 2024（令和6）年度

政策 6 豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる

施策 603 文化財保護の推進

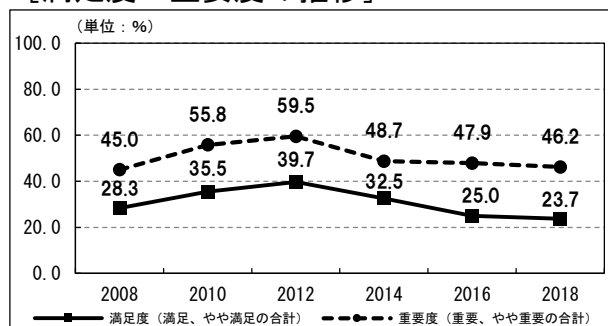
主担当課：生涯学習課

現状と課題

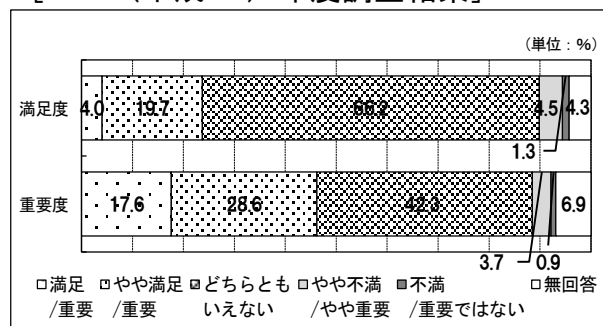
- 2018（平成 30）年 4 月に改正「文化財保護法」が施行され、少子高齢化などを背景として文化財の滅失・散逸等の防止が課題であるとの認識のもと、文化財をまちづくりに活用しつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組むため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進などが求められています。
- 市内に数多く存在する文化財の価値の周知とともに、文化財保護に対する意識の啓発を図る必要があります。
- 毎年開催している文化財講座や文化財講演会には一定の参加者があり、地域の文化財や歴史・文化資源に対する関心は高い状況にあります。
- 市立図書館の開館にあわせて、図書館内に歴史資料展示室を開設し、多様な企画展示により市民が文化財にふれる機会づくりを行っています。
- 高齢化の進行などにより、山車をはじめとする文化財を後世に継承する担い手が不足しています。
- 県は、朝日遺跡の価値・魅力の発信や文化活動、地域連携の拠点とするため、2020（令和 2）年度の開館に向けて、あいち朝日遺跡ミュージアムの整備を進めています。
- 朝日遺跡や清須城跡（清洲城下町遺跡）をはじめとする文化財について、県や各種団体と連携して、一層の活用を図る必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

市内に存在する文化財の保護と活用が適切に行われ、地域の歴史・文化が継承・発信されています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	25.0% (2016 年度)	23.7% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
歴史資料展示室の来場者数	14,998 人 (2015 年度)	15,772 人 (2018 年度)	20,000 人 (2024 年度)

施策の展開

1 文化財の適切な保護【生涯学習課】

市内の文化財についての調査や情報収集等により、文化財の適切な保護に取り組みます。

2 文化財保護の啓発【生涯学習課】

市民の文化財保護に対する意識を高めるため、文化財講演会等を通じた啓発活動を行います。

3 歴史資料の公開・展示【生涯学習課】

市民が文化財にふれる機会を提供するため、歴史資料展示室や西枇杷島問屋記念館での歴史資料の公開・展示を行います。

4 指定文化財の修理等への支援【生涯学習課】

指定文化財を後世に継承するため、指定文化財の所有者が行う修理等に対する支援を行います。

5 あいち朝日遺跡ミュージアムとの連携【企画政策課・産業課・生涯学習課】 **戦略②**

朝日遺跡の活用を促進するため、あいち朝日遺跡ミュージアムと連携した取組を進めます。

政策 6 豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる

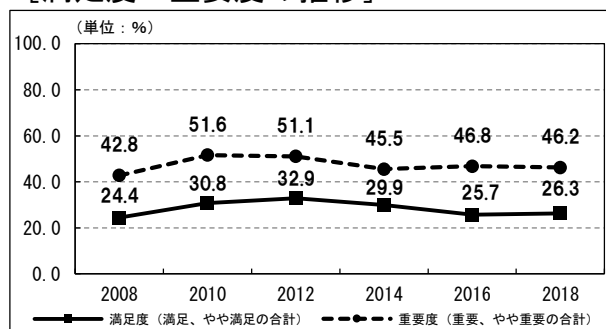
施策 604 スポーツ・レクリエーション活動の振興 主担当課：スポーツ課

現状と課題

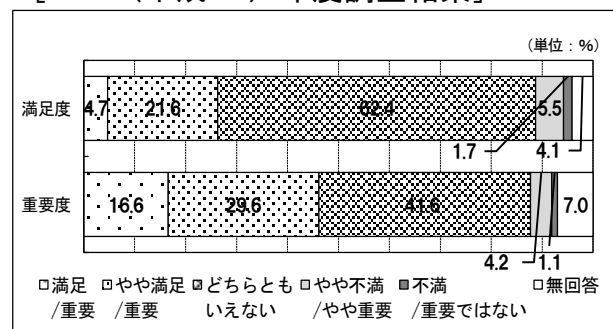
- 健康志向の高まりや、2020（令和 2）年の東京オリンピック・パラリンピックの開催、2026（令和 8）年のアジア競技大会の愛知県・名古屋市での開催決定などにより、スポーツ・レクリエーションへの関心が高まっています。
- ウォーキングを通じて、歴史・文化・自然環境といった市の魅力を体感できる清須ウォークについて、各種団体との連携により、魅力の向上に努める必要があります。
- 市民の自主的なスポーツ活動を促進するため、気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進する必要があります。
- 地域におけるスポーツ活動の拠点と地域住民の交流の場づくりを進めるため、総合型地域スポーツクラブの運営を支援しています。2013（平成 25）年 4 月から総合型地域スポーツクラブ「きよすスポーツクラブ」の運営が開始されており、会員数は増加傾向にあります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

スポーツ・レクリエーションの普及と振興を通じて、健康で豊かな市民生活がはぐくまれています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	25.7% (2016 年度)	26.3% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
週 1 回以上スポーツ・レクリエーション活動を行っている市民の割合 満足度	23.7% (2016 年度)	20.0% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
総合型地域スポーツクラブの会員数	340 人 (2015 年度末)	361 人 (2018 年度末)	500 人以上 (2024 年度)

施策の展開

1 スポーツの普及に向けた取組の推進【スポーツ課】

幅広い層の市民を対象にスポーツを始めるきっかけをつくるため、体育協会や総合型地域スポーツクラブと連携したスポーツ教室の開催など、スポーツの普及に向けた取組を推進します。

2 市民体育祭等の開催【スポーツ課】

スポーツを通じた幅広い層の市民の交流や、市民の健康づくりを促進するため、市民体育祭などを開催します。

3 清須ウォークの実施【スポーツ課】

ウォーキングを通じて、幅広い方に歴史・文化・自然環境といった清須市の魅力を体感できる場を提供するため、清須ウォークを行います。

4 スポーツ活動を行う団体への支援【スポーツ課】

市民の自主的なスポーツ活動を促進するため、各種団体が行う活動に対する支援を行います。

5 総合型地域スポーツクラブへの支援【スポーツ課】

地域におけるスポーツ活動の促進や市民交流の場を確保するため、総合型地域スポーツクラブの運営に対する支援を行います。

6 スポーツ・レクリエーション施設の管理・運営【スポーツ課】

市民の健康増進・体力向上や交流の場を提供するため、スポーツ・レクリエーション施設を適正に管理・運営します。

政策 6 豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる

施策 605 国際交流の振興

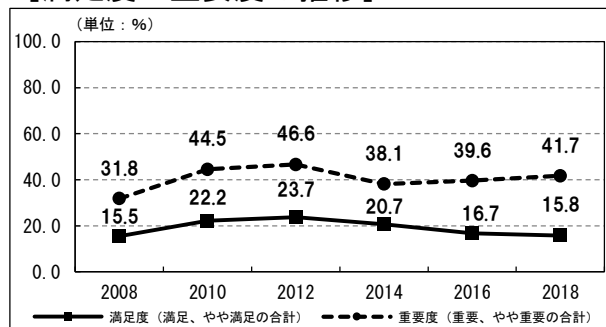
主担当課：生涯学習課

現状と課題

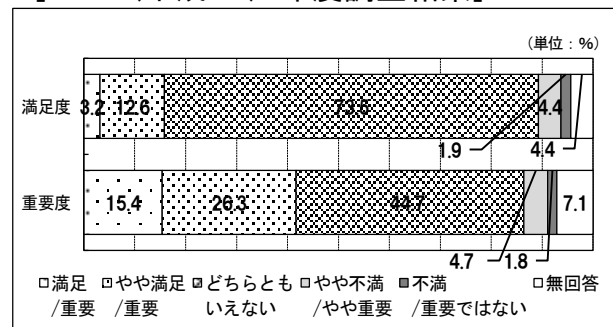
- 訪日外国人旅行者や外国人労働者が増加する中、国際理解の一層の促進が求められています。
- 本市では、清洲町での取組を継承して、2008（平成 20）年 7 月にスペイン・ヘレス市との間で友好姉妹都市提携の協定書の再調印を行いました。
- 友好姉妹都市があるスペインの文化にふれるイベントの開催などを通じて、国際理解の啓発に取り組んでいます。
- 市民の国際理解を促進するため、各種団体と連携して、各種講座やイベントの開催などを通じた啓発とともに、国際交流員による保育園・幼稚園・小学校での活動を展開する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

市民参加による国際交流が進展し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層において国際理解に対する関心が高まっています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	16.7% (2016 年度)	15.8% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
市や市国際交流協会が実施する国際交流に関する講座・イベント等を知っている市民の割合 満足度	27.6% (2016 年度)	24.7% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)

施策の展開

1 国際交流に関するイベントの開催【生涯学習課】

国際交流の振興を図るため、スペインの文化を紹介する行事や展示など、国際交流に関するイベントを開催します。

2 国際理解の啓発【生涯学習課】

市民の国際理解を深めるため、国際理解を目的とした講座などを通じた啓発活動を行います。

3 国際交流活動を行う団体への支援【生涯学習課】

市民の自主的な国際交流活動を促進するため、各種団体が行う活動に対する支援を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
生涯学習推進計画 《再掲》	生涯学習に関する取組を総合的・計画的に推進するための計画です。	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律	2018（平成30）年度～ 2024（令和6）年度

政策 6 豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる

施策 606 男女共同参画社会の推進

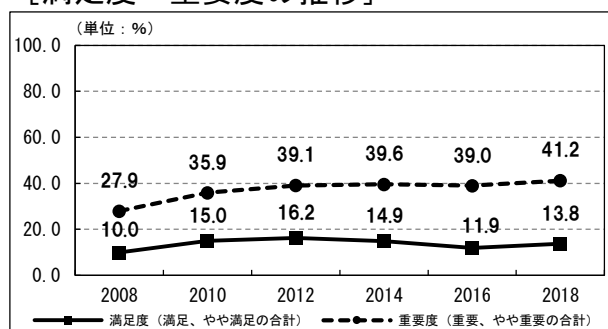
主担当課：生涯学習課

現状と課題

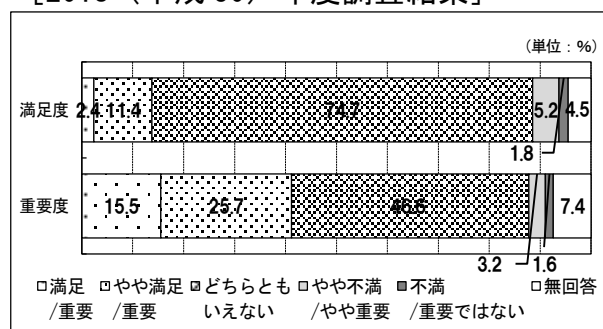
- 少子高齢化や人口減少など社会環境が大きく変化する中、多様性に富んだ活力ある社会を形成していくためには、根強い固定的な性別役割分担意識を改革して、職場や家庭、地域などそれぞれの場面において男女がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が重要となっています。
- 2015（平成 27）年 8 月には「女性活躍推進法」が制定され、女性が個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍できる社会の実現が求められています。
- 本市でも、「男女共同参画プラン」を策定して様々な取組を進めていますが、引き続き市民の男女共同参画に対する意識を高めるため、男女共同参画講演会などを通じて啓発を図る必要があります。
- 2015（平成 27）年度から、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進するため、男女共同参画推進懇話会を設置しています。
- 市の委員会や附属機関等における女性委員の割合が低い状況であることから、政策や方針の決定過程への男女共同参画の拡大を推進する必要があります。
- 女性の貧困や女性に対する暴力など、社会環境の変化により女性を取り巻く問題が複雑化していることから、その対応に努める必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

男女共同参画社会の重要性について市民一人ひとりの理解が深まり、社会のあらゆる分野において男女が互いに理解し、個人としての個性と能力を発揮できる環境が整っています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	11.9% (2016 年度)	13.8% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
社会全体で男女が平等であると思う市民の割合 満足度	23.9% (2016 年度)	22.5% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
市の委員会・附属機関等における女性委員の割合	30.0% (2016 年 4 月 1 日)	33.9% (2019 年 4 月 1 日)	後期計画基準値から増加 (2025 年 4 月 1 日)

施策の展開

1 男女共同参画社会の啓発【生涯学習課】

市民の男女共同参画社会に対する意識を高めるため、男女共同参画講演会などを通じた啓発活動を行います。

2 男女共同参画推進懇話会の開催【生涯学習課】

男女共同参画社会の実現に向けた施策の効果的な展開を検討するため、男女共同参画推進懇話会を開催します。

3 相談支援体制の充実【子育て支援課】

配偶者等からの暴力を早期に発見し、適切な支援を行うため、母子・父子自立支援員等による相談支援体制の充実に取り組みます。

4 委員会・附属機関等への女性の登用促進【全庁（生涯学習課）】

あらゆる分野で多様な価値観や新しい発想を取り入れるため、市の委員会・附属機関等への女性の登用を促進します。

5 特定事業主行動計画の推進【全庁（人事秘書課）】

市の組織において、継続的に女性職員の活躍を推進するため、特定事業主行動計画に基づいて、雇用環境の整備等に取り組みます。

6 女性の社会参加等を推進する団体への支援【生涯学習課】

女性の社会参加等を推進するため、各種団体の活動に対する支援を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
男女共同参画プラン【中間見直し版】	「みんなが認め合う、男女共同参画社会をめざして」を基本理念として、男女が互いに理解し、個人としての個性と能力を十分に発揮できる社会を目指す計画です。	男女共同参画社会基本法	2014（平成26）年度～2021（令和3）年度
女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画（仮称）	市の組織全体で取り組む、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組目標や取組内容、その実施時期を定めた計画です。	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	2019（令和元）年度策定予定

政策 7 つながりをお大切にするまちをつくる

施策 701 市民参加・市民協働の推進

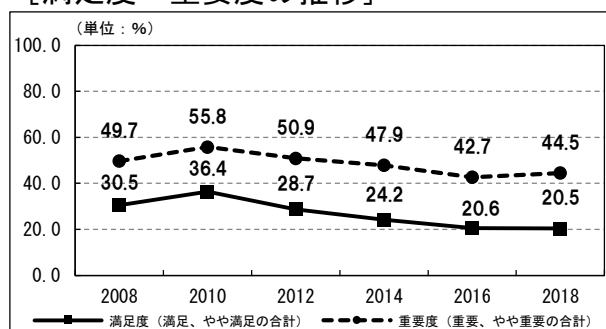
主担当課：企画政策課

現状と課題

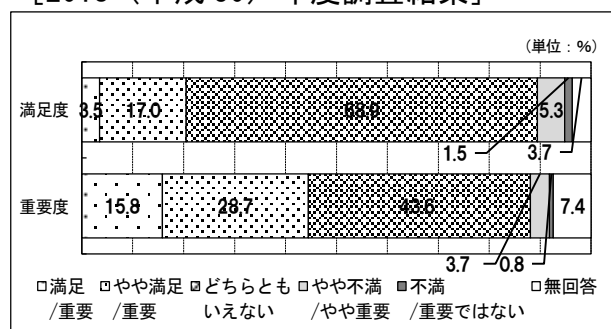
- 本市では、これまで様々な行政分野において、様々な形で市民との協働によるまちづくりを進めるとともに、2015（平成 27）年 1 月には「市民協働指針」を策定するなど、市民協働を推進しています。
- 更なる市民協働の推進に向けて、2018（平成 30）年 4 月から新たに市民協働に関する部署を新設しました。
- 市民ニーズが多様化・高度化し、地域のつながりが希薄化する中で、行政または市民だけでは解決できない地域社会の課題へ適切に対応するため、市民参加・市民協働の取組を一層推進する必要があります。
- 市民参加・市民協働の一層の推進に向けては、市民参加を促すためのきっかけづくりや、行政と市民の情報共有や交流を積極的に行う必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

多様な機会・場所を通じて市民が積極的に市政に参加できる環境づくりや市民協働の取組が進み、市民と市の交流が活性化しています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	20.6% (2016 年度)	20.5% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
ボランティアや会議等を通じて、市の取組に参加したことがある市民の割合 満足度	25.1% (2016 年度)	22.6% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)

施策の展開

1 市民ワークショップ等の開催【全庁（企画政策課）】戦略③

市の施策についての計画を策定する際に、市民と意識の共有を図りながら計画策定を進めるため、積極的に市民ワークショップなどを開催します。

2 市民協働による事業実施の検討【全庁（企画政策課）】

新規事業の開始時だけではなく既存の事業も含めて、市民協働による事業の実施について検討を進めます。

3 市民参加・市民協働に係る情報発信力の強化【企画政策課】戦略③

市民の積極的な市政への参加や、市民協働についての理解を促進するため、ハンドブックなどを活用した積極的な情報発信や、情報の集約・一元化により、市民参加・市民協働に係る情報発信力の強化に取り組みます。

4 市民交流の場づくりの推進【企画政策課】戦略③

市民等と市の情報共有や交流を促進するため、市民交流の場づくりを推進します。

5 市民協働推進体制の強化【企画政策課】戦略③

「市民協働指針」を踏まえて、市職員を対象とした定期的な研修の実施などにより、市民協働を発展的に展開するための推進体制の強化に取り組みます。

6 行政出前講座の開催【全庁（企画政策課）】

市民の市政に対する関心を高め、市民参加のきっかけを作るため、行政出前講座を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
市民協働指針	市民団体等と市が、それぞれの役割と責任を自覚し、共通の地域社会の課題を解決するために補完・協力し合う活動（市民協働）に取り組む際の基本的な考え方を整理した指針です。	—	—

政策 7 つながりをお大切にするまちをつくる

施策 702 広報・広聴活動の充実

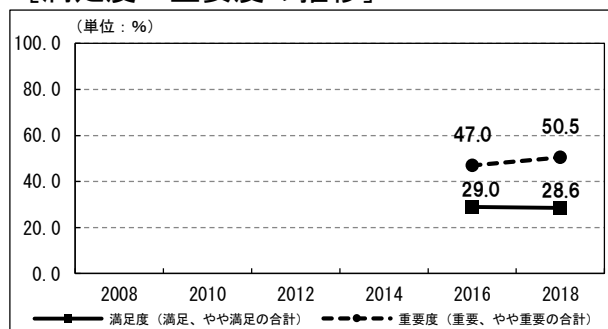
主担当課：人事秘書課

現状と課題

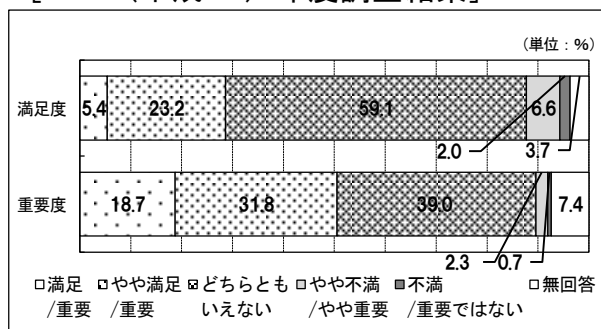
- 2015（平成 27）年 4 月号からの広報紙面のカラー化の本格実施や公募の市民記者による広報紙面の作成、2014（平成 26）年からの市ホームページリニューアルなど、各種媒体を通じて積極的に市政情報を発信しています。
- メディア多様化の中で、「活字離れ」の現状があるものの、依然として活字情報のもつ信頼性、保存性、情報の一覧性、容易性などから、広報紙という活字メディアは重要な役割を果たしており、引き続き読みやすい広報紙づくりを進める必要があります。
- 高齢者や視覚障害者をはじめ、誰でも市のホームページを快適に利用できるよう、ウェブアクセシビリティ（利用のしやすさ）の維持・向上を図る必要があります。
- 市のイメージキャラクター「きよ丸」と「うるるん」の積極的な活用や、ふるさと納税制度等を通じて、市の PR を推進する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

多様な広報媒体を通じて、市民に市政情報が届けられ、アクセシビリティも向上し、市民の市政に対する関心や参加の意識が高まっています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	29.0% (2016 年度)	28.6% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
市から市民の必要な情報が発信されていると思う市民の割合 満足度	—	48.1% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
広報清須の紙面が読みやすいと思う市民の割合 満足度	54.4% (2016 年度)	56.8% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
市ホームページのアクセス件数	587,863 件 (2015 年度)	1,350,467 件 (2018 年度)	1,373,000 件 (2024 年度)
ふるさと納税による寄附件数	925 件 (2015 年度)	4,447 件 (2018 年度)	2,700 件 (2024 年度)

施策の展開

1 市民が必要とする情報の積極的な発信【全庁（人事秘書課）】

各種媒体を通じて、市民が必要とする情報の積極的な発信に取り組みます。

2 市民が読みやすい広報づくり【人事秘書課】

特集記事など内容を充実させるとともに、市民が読みやすい広報づくりに取り組みます。

3 広聴活動の充実【全庁（人事秘書課）】

声のポストやご意見メール、パブリック・コメント等の適正な運用を通じて、広聴活動の充実に取り組みます。

4 市民満足度調査の実施【企画政策課】

市政に関する市民の意向を把握し、まちづくりに反映させるため、市民満足度調査を実施します。

5 「きよ丸」と「うるるん」の積極的な活用【全庁（企画政策課）】

市の魅力や個性を広く発信するため、市のイメージキャラクター「きよ丸」と「うるるん」を積極的に活用します。

6 ふるさと納税制度を通じたPRの推進【企画政策課】

ふるさと納税制度を通じて市を応援していただいた方に対して、市の特産品等を返礼品として贈呈することにより、市と市の特産品のPRを推進します。

政策 7 つながりをお大切にするまちをつくる

施策 703 自治・コミュニティ活動の振興

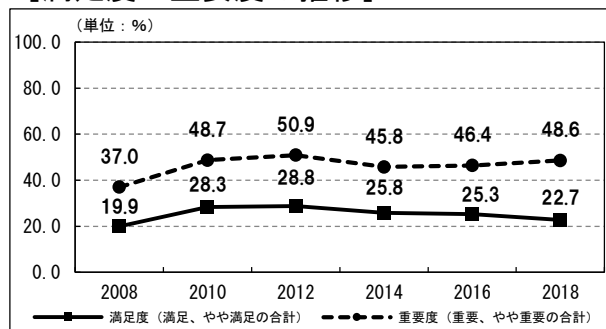
主担当課：防災行政課

現状と課題

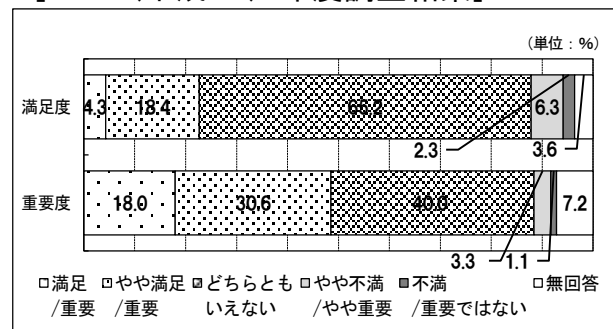
- 本市には、38 のブロック（複数の自治会等で構成する組織）と 94 の自治会等があり、自治・コミュニティ活動を支援しています。
- 活動組織の基盤強化を図り、地域の問題を地域自らが解決できる仕組みづくりを行うため、自治会等を単位として行っていた従前の自治・コミュニティ活動について、2010（平成 22）年度からは、ブロックを単位とした活動促進への支援に取り組んでいます。今後も社会の変化に対応して、引き続き地域住民が連携する取組に対して支援を行う必要があります。
- 自治会等への加入率は比較的高い水準で推移しています。今後高齢化が進行する中にあっても、自治・コミュニティ活動を活発に実施していくため、若い世代の自治・コミュニティ活動への関心を高める必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

自治・コミュニティ活動が活発化し、住民自治の促進と地域住民の融和が図られています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	25.3% (2016 年度)	22.7% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
地域のつながりを感じている市民の割合 満足度 戦略③	—	37.1% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
ブロックや自治会等の活動に参加している市民の割合 満足度 戦略③	37.5% (2016 年度)	39.0% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
自治会等への加入率	88.4% (2015 年度末)	88.1% (2018 年度末)	後期計画基準値から増加 (2024 年度末)

施策の展開

1 自治・コミュニティ活動への支援【防災行政課】

地域福祉や防災対策など地域住民が連携する取組の活性化を図るため、ブロックの自治・コミュニティ活動に対する支援を行います。

2 自治・コミュニティ意識の啓発【防災行政課】

市民の自治・コミュニティ活動に積極的に関わる意識を高めるため、啓発活動を行います。

3 地区集会所整備への支援【防災行政課】

自治・コミュニティ活動の場の充実を図るため、地区集会所の整備に対する支援を行います。

政策 7 つながりをお大切にするまちをつくる

施策 704 市民ニーズに答える行政運営の推進

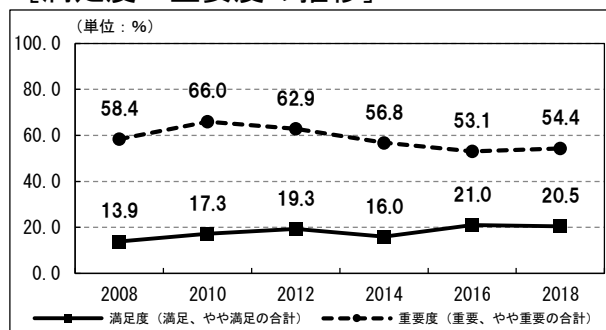
主担当課：企画政策課

現状と課題

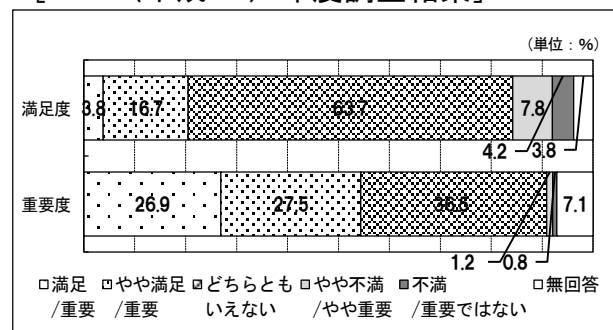
- 市町村合併により誕生した本市では、市町村合併に対する財政措置を活用するとともに、組織のスリム化や公共施設の利便性・効率性向上といった行政組織の再構築を進めることにより、新しい清須市としての行政運営の確立に取り組んできました。
- これまでの取組により市の行政運営の基盤は形作られてきましたが、市町村合併に対する財政措置の終焉に加えて、高齢化の進行に伴って社会保障関係費などに係る負担増加が見込まれ、市の行政運営を取り巻く状況は厳しさを増すことが予想されます。
- 国からは、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化など社会経済情勢の変化に対応し、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するために、ICT（情報通信技術）の徹底的な活用や、民間委託等の推進などによる更なる業務改革の推進が求められています。
- 基本構想の行政運営の方針で定める「総合計画に基づく行政運営の推進」「持続可能な財政運営の推進」を踏まえて、行政サービスの質を高めるとともに、経営資源の効率的・効果的な配分を推進する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2018（平成 30）年度調査結果〕



目指す姿

市民のニーズにきめ細やかに対応しながら、計画的・効率的な行政運営と持続可能な財政運営が行われ、市民サービスの質が向上しています。

達成度指標

指 標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	21.0% (2016 年度)	20.5% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
市の施策全般について、事業効果を高める工夫や効率的な事業実施の工夫ができていると思う市民の割合 満足度	22.4% (2016 年度)	23.1% (2018 年度)	後期計画基準値から増加 (2023 年度)
公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定	—	策定作業の進捗 (2018 年度)	個別施設計画の策定 (2020 年度)

施策の展開

1 電子自治体の推進【全庁（企画政策課）】

I C Tを活用して市民の利便性を向上させるため、マイナンバー等について市民が利用しやすい環境整備を推進します。

2 行政改革の推進【全庁（企画政策課）】

行政サービスの質を高め、市民満足度の向上を目指すとともに、経営資源を効率的・効果的に配分するため、行政改革を推進します。

3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理【全庁（財政課）】

財政負担の軽減・平準化を図るため、計画的な改修による公共施設等の長寿命化や適切な維持管理・修繕を実施するとともに、配置等の適正化に取り組みます。

4 職員の育成【全庁（人事秘書課）】

職員の問題解決能力等を高めるとともに、その能力を十分に発揮することで組織力を強化するため、総合的な人材育成型人事管理や人が育つ職場管理、人が伸びる職員研修に取り組みます。

5 市民が利用しやすい市役所づくりの推進【全庁（財政課）】

庁舎の機能を最大限に活用して、市民が利用しやすい市役所づくりを推進します。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
第4次 行政改革大綱（仮称）	行政改革に取り組むための総合的な指針です。	—	2019（令和元）年度策定予定
第4次 定員適正化計画	市の特色及び事業・施策の展開を勘案し、定員適正化を図るための計画です。	—	2019（令和元）年度～2024（令和6）年度
公共施設等総合管理計画	市の公共施設等の管理についての基本的な考え方を整理した計画です。	—	2017（平成29）年度～2031（令和13）年度
人材育成基本方針	市が求める職員像を示すとともに、人事制度の方向を示した指針です。	—	—

V 基本計画を核とする行政運営マネジメントの実行

(1) 三層構造の計画体系の構築

実施計画の作成

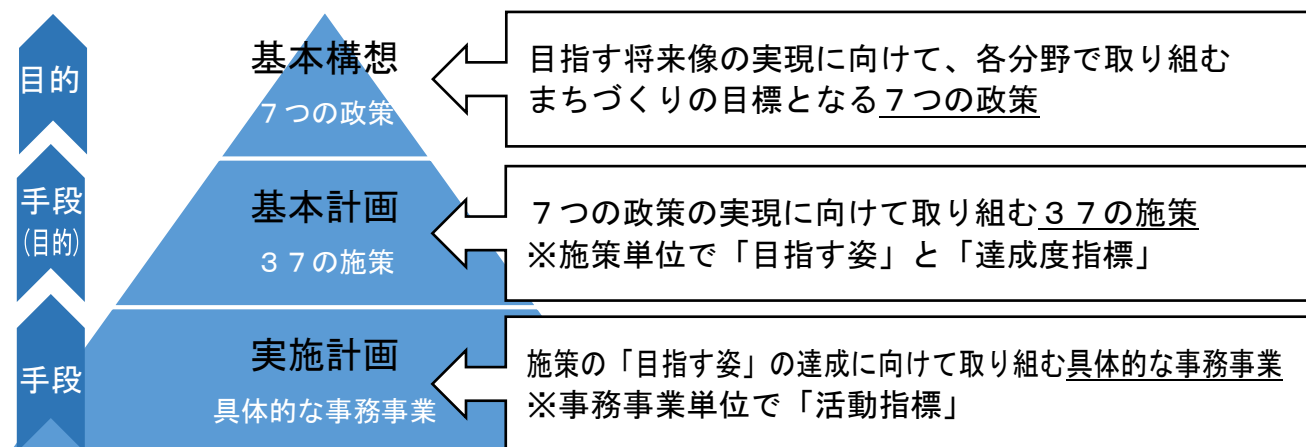
基本計画で掲げる 37 の施策ごとに、施策の方向性に即した具体的な事務事業について、向こう 3 年度間の事業費の見込み、事業計画及び活動指標（行政活動そのものの結果に係る数値目標）等を定める「第 2 次総合計画 実施計画」を作成します。

実施計画の計画期間については 3 年度間とし、予算編成にあわせて毎年度作成（ローリング）することにより、予算編成と連動を図りながら、事務事業の進捗を適切に管理します。

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
基本構想	8 年度間									
基本計画	前期（3 年度間）			後期（5 年度間）						
実施計画				実施計画（2020-2022）						
					実施計画（2021-2023）					
						実施計画（2022-2024）				
							実施計画（2023-2025）			
								実施計画（2024-2026）		

三層構造の計画体系

行政運営マネジメントの基軸として、第 2 次総合計画を構成する基本構想（政策）・基本計画（施策）・実施計画（事務事業）の 3 つの計画について、目的と手段の関係が連鎖的につながる三層構造の計画体系を構築します。



(2) 計画体系に即した行政評価の実施

施策評価（基本計画）

37の施策単位で、前年度の施策の取り組み内容について、事務事業評価の結果と達成度指標の状況を踏まえた評価を実施し、施策の今後の方向性を整理します。評価結果については、新規事業の立案や、事業間の優先順位づけ等に活用します。

また、評価の妥当性・客観性を確保するため、外部の視点からの評価を実施します。

事務事業評価（実施計画）

実施計画掲載事業を対象として、前年度実施した事務事業について、活動指標や必要性・効率性、施策への寄与度を検証し、施策に対する手段である事務事業を評価します。

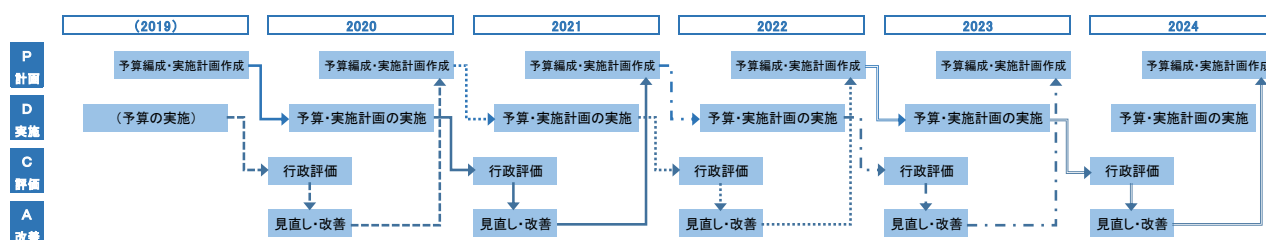
一般的に行政評価とは、『政策、施策及び事務事業について、事前、事中、事後を問わず、一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度や成果を判定するもの』（※）とされており、清須市においては、事後評価を基本とします。

※「地方公共団体における行政評価の取組状況等に関する調査結果」（2014（平成26）年3月25日付け総務省報道資料）より

(3) マネジメントサイクル

事務事業単位

実施計画をベースとして、第2次総合計画の進捗管理と予算編成作業との連動を図るとともに、行政評価を活用して、事務事業単位の見直し・改善に係るPDCAサイクルを構築します。



計画全体

毎年度の施策評価の結果の蓄積を生かして、計画全体の見直しを実施します。

